

# 松浦市文化財 保存活用地域計画

令和6年7月  
松浦市

# **松浦市文化財保存活用地域計画**

**令和6年7月  
松　浦　市**



令和3～5年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)

表紙写真 【上部】 上:土谷棚田(福島町) 左下:ざぎが浜(今福町) 右下:鷹島神崎遺跡展望所からの眺め(鷹島町)  
【下部】 鷹島 2 号沈没船 CG 画像

# 目 次

はじめに.....	1
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の対象 .....	2
3. 上位関連計画の概要.....	3
4. 文化財保存活用地域計画の位置づけと役割.....	6
5. 計画期間と計画の見直し .....	7
6. 計画の構成 .....	8
7. 文化財の保存・活用の主体.....	8

## 文化財マスターplan

<b>第1章 松浦市の概要.....</b>	<b>11</b>
1. 地理的・自然環境.....	11
2. 社会状況.....	21
3. 歴史的背景 .....	38
<b>第2章 松浦市の文化財の概要.....</b>	<b>46</b>
1. 文化財調査の概要.....	46
2. 指定・登録文化財の概要 .....	50
3. 文化財の概要 .....	53
<b>第3章 松浦市の歴史文化の特徴.....</b>	<b>57</b>
<b>第4章 松浦市の目指す方向.....</b>	<b>63</b>
1. 目指す方向 .....	63
2. 基本目標 .....	64

## 文化財アクションplan

<b>第1章 基本的な考え方.....</b>	<b>68</b>
<b>第2章 文化財の保存・活用の課題と方針.....</b>	<b>69</b>
1. 調査研究 .....	69
2. 保存修復 .....	70
3. 繙承支援 .....	71
4. 防災・防犯 .....	72
5. 公開発信 .....	73
6. 学校教育・生涯学習.....	74
7. 観光振興 .....	75
8. 地域まちづくり .....	76

<b>第3章 文化財の保存・活用の措置</b>	77
1. 調査研究	78
2. 保存修復	79
3. 繙承支援	80
4. 防災・防犯	81
5. 公開発信	82
6. 学校教育・生涯学習	83
7. 観光振興	84
8. 地域まちづくり	85

<b>第4章 文化財の保存・活用を推進する体制</b>	86
1. (仮称) 松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会	86
2. 松浦市文化財保護審議会	86
3. 庁内体制 (松浦市)	87
4. 民間との連携	88
5. 専門家との連携	89
6. 国・県等との連携	89

## 資料

<b>【体制】</b>	91
<b>【市民が大切にしたいと思う文化財調査の概要】</b>	93
<b>【自治会における伝統的な活動に関する調査の概要】</b>	95
<b>【市内の指定・登録文化財一覧】</b>	97
<b>【文化財に関する既往の把握調査一覧】</b>	98
<b>【引用・参考文献（歴史的背景）】</b>	100

# はじめに

## 1.計画作成の背景と目的

### (1)背景

文化財保護法の一部を改正する法律が平成30(2018)年6月1日に国会で成立、平成31(2019)年4月1日に改正法が施行されました。改正の趣旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であり、このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることでした。その実現に向けて、文化財保護法(第183条の3)に位置付けられた一つが「文化財保存活用地域計画(以下、地域計画)」です。

改正の趣旨にあった過疎化や少子高齢化の問題は、松浦市(以下、本市)も例外ではありません。本市でも過疎化や少子高齢化の進行が、有形・無形を問わず、文化財の継承において大きな問題となりつつあります。

他方、文化財や地域の歴史文化に対する関心は、教育・学習分野だけでなく、観光、地域活性化といった様々な分野から注目を集めようになっています。デジタル技術を活用した新たな取組も模索されています。市内の文化財や歴史を地域活性化に活かそうと、民間団体により新たな組織が発足するなど、民間においても歴史文化を活用しようとする動きが生まれています。

松浦市の現状を踏まえ、時代のニーズを見極め、新たな技術を取り入れつつ、より多くの文化財を守り、活かし、次世代に伝えていく地域計画の作成が求められています。

### (2)目的

本市は、平成31(2019)年に「松浦市総合計画(計画期間:2020年～2029年)」を策定し、基本理念「育つ・つながる・根をおろす」と将来像の一つに「誇れるまち」を掲げ、自然を大切に守りつつ、その中で育まれてきた歴史等をふるさとの宝として市民とともに輝かせ、次世代に継承していくことを明記しています。

地域計画は、この「誇れるまち」の実現に向けて、「ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代につなぐこと」を目指すものです。そのためには、官民の協働が不可欠です。

本市は、官民協働により、豊かな自然の中で育まれてきた歴史文化に沿って多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくことを目的とし、文化財保護法第183条の3に基づく地域計画を作成します。

## 2. 計画の対象

計画の対象には、指定・登録文化財だけでなく、市内各地の歴史文化を語る上で欠かせない未指定・未登録の文化財も含みます。

本市では、文化庁が示す文化財の体系図に基づく6類型に明確に分類できない文化財も含め、「ばしょ」や「いとなみ」、そして「もの」といった観点から把握し、計画の対象とします。

計画の対象範囲は、市全域です。

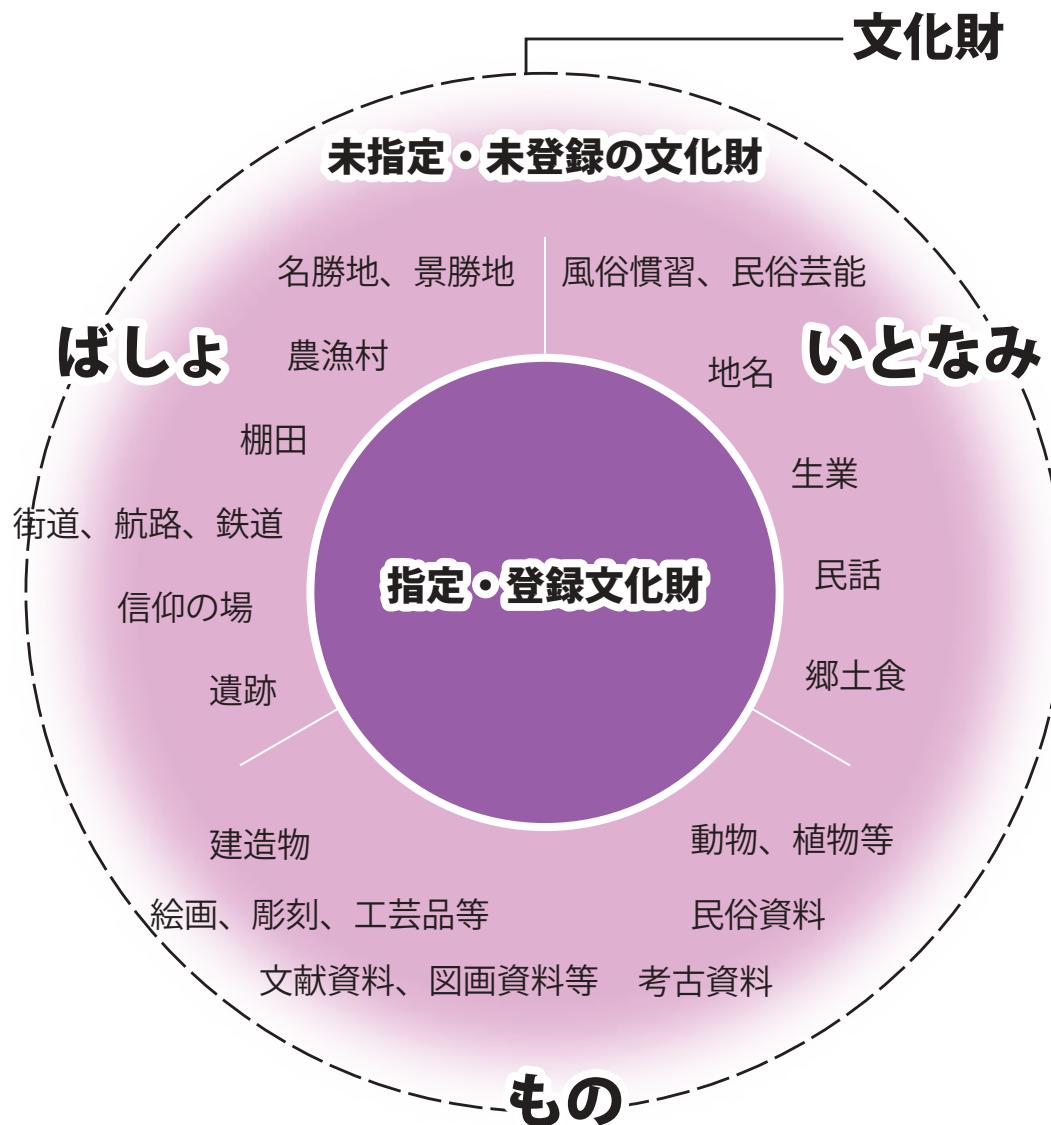


図 計画の対象とする文化財

### 3.上位関連計画の概要

本市の文化財の保存・活用の推進にあたり、文化財の保存・活用に関連し、整合、連携が求められる上位関連計画を以下に紹介します。

#### (1) 上位計画

##### 1) 松浦市総合計画（平成31(2019) 年策定／計画期間令和2(2020) 年度～令和11(2029) 年度）

本市の最上位の計画です。基本理念は「育つ・つながる・根をおろす」としています。

将来像の一つに「誇れるまち」を掲げ、方向性として「ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代へつなぐこと」や「感じたい、訪れたいと思えること」を目指し、実施計画において、「グローバルな活躍をした松浦水軍の伝統や誇りを未来に伝えます」、「ふるさとに伝わる伝統芸能を大切にします」、「世界に注目される水中遺跡を守り伝えます」といった文化財の保存・活用に関わる方針を位置づけています。また、「"食"をテーマとしたグルメと交流のまちを目指します」、「魅力ある体験メニューを充実させます」、「住んでいる人も訪れる人も楽しむことができるイベントを開催します」といった方針も位置づけており、文化財の活用による推進が期待されます。

また、将来像の一つ「学び育てるまち」では、方向性として「地域や世代を超えて、皆が学べる環境」を目指し、実施計画において、「将来の歴史的資産を活かしたまちづくりの取り組みを、市民の方々と共に行います」といった方針を位置づけています。

その他の将来像としては、「仕事をつくるまち」、「未来へ続くまち」、「安心・幸せのまち」、「皆でチャレンジするまち」を掲げており、将来像の実現に向けて、文化財の保存・活用の推進が一端を担っています。

##### 2) 松浦市国土強靭化地域計画（令和2(2020) 年策定）

国土強靭化基本法に基づき、本市が直面する大規模災害のリスク等を踏まえ、国土強靭化の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

住宅・都市、環境分野の施策として、文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するための耐震対策の推進を所有者に対し働きかけていくこととしています。

##### 3) 第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3(2021) 年改訂／計画期間令和2(2020) 年度～令和6(2024) 年度）

「住みたい・住み続けたいまち 松浦」の実現に向けた先導的役割を担う計画です。

基本目標は「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」を掲げています。

「しごとの創生」を達成するための柱の一つに、歴史、景観、体験、食といった地域の宝を活かすことによる交流人口の拡大を設定しています。

令和6(2024)年度に年間交流人口数を890,000人とすることを目標に、具体的な施策・事業の一つとして、「鷹島海底遺跡を観光コンテンツとしての活用」や「研究者の来訪に資するため、鷹島海底遺跡の調査・研究成果の収集・公開システムの整備」などを位置づけています。

## (2) 関連計画

### 1) 第2期松浦市教育振興基本計画（令和2(2020)年策定／計画期間令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）

教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関する、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした計画です。

教育目標の一つに「文化財の保護と豊かな伝統文化の振興」を掲げています。

課題として、ふるさと教育を充実させ、ふるさと松浦を主体的に支える人材を育成することを上げています。

また、文化財の保護と伝統文化の継承については、市内各地のさまざまな文化財を地域の力で守り、次世代に伝えていくために、情報発信していくことを課題としています。

基本目標の一つに「文化財の保護と文化芸術活動の推進」を掲げており、「文化財の保存と活用」、「文化財の情報発信」、「伝統文化の保存と継承」、「文化芸術活動の推進」を施策に位置づけ、各施策の主な取組や成果指標を設定しています。

### 2) 松浦市景観計画（平成28(2016)年策定）

基本方針の一つとして「松浦らしい景観を守ります」を掲げており、その中で「松浦の自然や地形が形づくった景観」、「昔ながらの農漁村の佇まいを受け継ぐ景観」、「時の積み重ねが形づくった歴史文化の薫る景観」を大切に守ることとしています。

その他、基本方針としては「松浦らしい景観を活かすための取り組みを進めます」、「松浦の景観の守り手、活かし手を支援し育てます」を掲げています。

なお、景観計画区域は市全域ですが、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の対象となる区域は福島、鷹島となっています。

### 3) 松浦市都市計画マスタープラン（平成20(2008)年策定）

将来像の一つに「自然と人のぬくもりに囲まれた住みよいまちづくり」を掲げており、まちづくりの視点の一つとして「歴史的資源を活かしたまちづくり」を設定しています。

また、将来の都市構造の骨格となるエリアの一つである「歴史文化エリア」を星鹿城山や松浦党樋谷城跡に設定しています。

歴史、文化、観光の拠点づくりを進めるため、歴史文化資源の活用を公園・緑地等の整備方針に掲げています。

### 4) 松浦市地域防災計画（令和2(2020)年策定）

災害対策基本法に基づき、本市の総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした計画です。

文教対策計画のなかで、文化財の被害状況を速やかに把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実状に応じた復旧対策を樹立しておくことを記載しています。

### 5) 松浦市産業振興ビジョン（令和2(2020)年策定／計画期間令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）

令和の時代の新しいニーズに対応するための商工業を中心とした体制、目指すべき方向性を共有することを目的とした計画です。

将来像として「挑戦する人と共にイノベーションを起こし、多彩な産業が生まれ育つまち」を掲げています。

重点プロジェクトの一つには「まつうらの地域資源を生かした産業とまちの活性化」を位置づけています。

## 6) 松浦市産業振興促進計画(令和2(2020)年策定／計画期間令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

定住人口を維持、確保し、活力ある地域を作り、半島地域の自立的発展を実現することを目的とし、半島振興法に基づき作成した計画です。

地域資源を活かした産業振興・より充実した企業誘致に取り組み、雇用機会の拡大・市民所得の向上を目指すこととしています。

## 7) 松浦農業振興地域整備計画書(令和2(2020)年策定)

長崎県知事による農業振興地域の指定を踏まえ、おおむね10年を見通して、市内の農業振興を図るために必要な事項を定めた計画です。同計画の特別な用途区分の構想には、平成11(1999)年に日本棚田百選に認定された「<sup>どやたなだ</sup>土谷棚田」のすばらしい景観を活かし、観光客を誘致するとともに、おいしい棚田米や産地直販で野菜等の提供を行うなど、魅力ある農業を推進し、若者にとっても将来に向けて自立できる経営体の育成に努めています。

## 8) 松浦市過疎地域持続的発展計画(令和3(2021)年策定／計画期間令和3(2021)年度～令和5(2025)年度)

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域(全域)の持続的発展に向けた取組を定めた計画です。

計画には、「地域文化の振興等」において、本市において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとすべく文化財保存活用地域計画の策定を目指すことを記載しています。また、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の事業計画には、指定文化財啓発事業、水中考古学研究センター事業、登録有形文化財活用検討事業、蒙古襲来の歴史を活かした交流人口推進事業、地域文化財総合活用推進事業等が位置づけられています。

## (3) 長崎県文化財保存活用大綱(令和3(2021)年策定)

文化財保護法に基づき、長崎県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示したもので、市町への支援の方針等が定められています。

基本理念として「文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。」ことを掲げています。

目指すべき姿として「魅力ある文化財があふれる長崎県」、「地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県」、「文化財で地域がかがやく長崎県」、「身近に文化財を感じることができる長崎県」と定め、実現に向けた措置として、調査研究、指定等、保存継承、活用、情報発信の各種取組が示されています。

重点的に取り組む事業の一つに「水中文化遺産調査研究」も位置づけられています。

市町への支援方針としては、情報共有、技術的な助言、財政支援、専門人材の育成のための研修、地域計画の作成支援を行っていくこととしています。

## 4. 文化財保存活用地域計画の位置づけと役割

地域計画は、松浦市総合計画、松浦市国土強靭化地域計画及び第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に即して、文化財の保存・活用の推進に関する根幹に位置づけられる計画です。

地域計画は、本市の文化財の保存・活用を推進するにあたって、本市の歴史文化の特徴を整理し、その継承に向けて、文化財の保存・活用の目指す方向や直近の計画的に取り組むべき具体的な措置を定めて実行を促していく役割を担います。

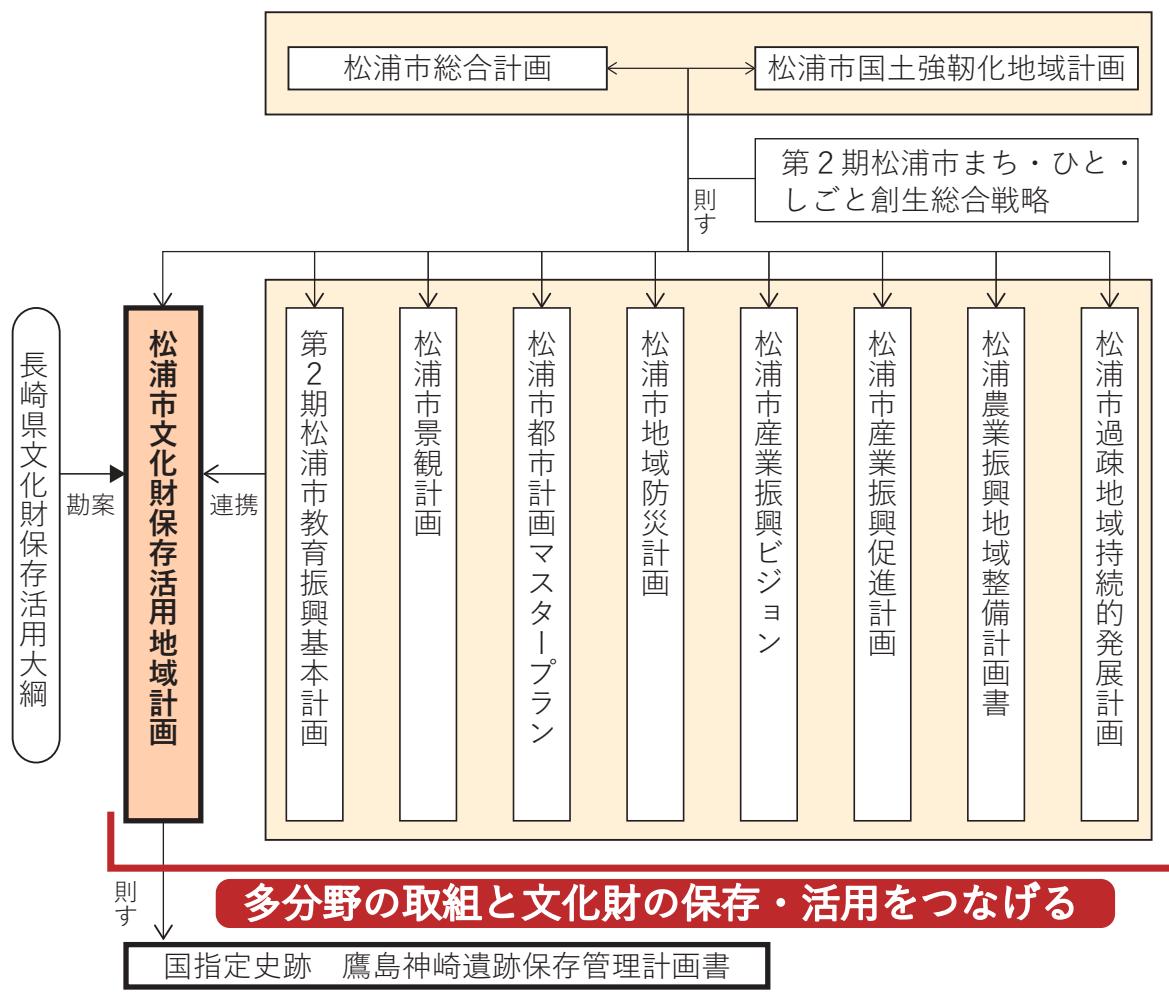


図 上位関連計画と地域計画との関係（位置づけ）

## 5.計画期間と計画の見直し

計画期間は、令和6(2024)年度～令和15(2033)年度までの10年間とします。

計画内容は、『松浦市総合計画』等の改定も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令(平成31(2019)年文部科学省令第5号)第55条に基づき、軽微な変更は県及び文化庁に報告します。軽微な変更以外は、文化庁長官に変更の認定申請を行います。

計画	年度 R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
松浦市総合計画 2020-2029														
松浦市文化財保存活用 地域計画														

図 計画期間

<認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等>

(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」抜粋)

- 認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
  - ・計画期間の変更
  - ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
  - ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更
- 認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。
- 地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。
- 認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

## 6.計画の構成

本計画は、文化財マスタープラン編とアクションプラン編で構成します。

文化財マスタープランでは、本市の概要や文化財の概要を踏まえ、歴史文化の特徴を明らかにし、文化財の保存・活用の目指す方向を設定します。

- 松浦市の概要
- 松浦市の文化財の概要
- 松浦市の歴史文化の特徴
- 松浦市の目指す方向

文化財アクションプランでは、文化財マスタープランを踏まえつつ、文化財の保存・活用の課題・方針、および文化財の保存・活用に関する具体的な措置等を設定します。

- 基本的な考え方
- 文化財の保存・活用の課題・方針
- 文化財の保存・活用の措置
- 文化財の保存・活用を推進する体制

図 計画の構成

## 7.文化財の保存・活用の主体

本計画の推進にあたっては、文化財の所有者・保存団体あるいは生活の中に文化財が息づいている地域住民等の民間と、市民生活を豊かにする役割を持つ行政との相互理解と協力が不可欠です。

また、官民協働のもと、多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくためには、専門家からの助言・協力等も欠かせません。

本市は、民間、専門家との相互理解・協力を深め、文化財の保存・活用を推進していくことを目指し、官民協働による文化財の保存・活用に関わる主な主体を民間、専門家、行政に分け、以下に整理します。

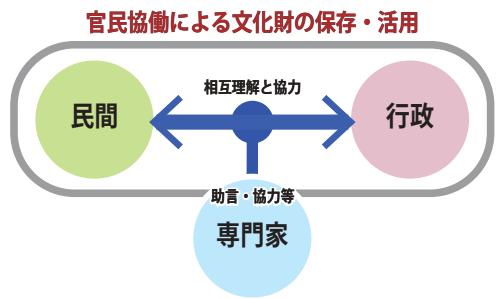


図 文化財の保存・活用の主体の関係

民間	○所有者 ○保存団体 ○市民 ○市民団体 ○自治会 ○まちづくり運営協議会 ○商工・観光団体 ○企業 等
	○大学、研究機関 等
行政	○市 文化財課 ○市 関係課 ○長崎県 ○文化庁 ○関係自治体 等

図 文化財の保存・活用の主体

# **文化財マスターplan**



# 第1章 松浦市の概要

## 1. 地理的・自然環境

### (1) 位置

本市は、北部九州、北松浦半島の北端部に位置し、北は玄界灘と伊万里湾に面しています。広域に見ると、海を挟んで朝鮮半島や中国大陸に近い場所にあります。

市域は、面積130.55km<sup>2</sup>であり、大きく北松浦半島側（以下、本土と言います。）、福島、鷹島に分けられ、南は佐世保市、西に平戸市、東は佐賀県伊万里市、唐津市に接しています。なお、本土と福島は北松浦半島地域、鷹島は東松浦半島地域に分けられます。

なお、北部九州一帯は原始・古代から大陸文化渡来の地となつたところです。市内にもそつた歴史文化を物語る文化財が数多く残されています。



図 九州における松浦市の位置

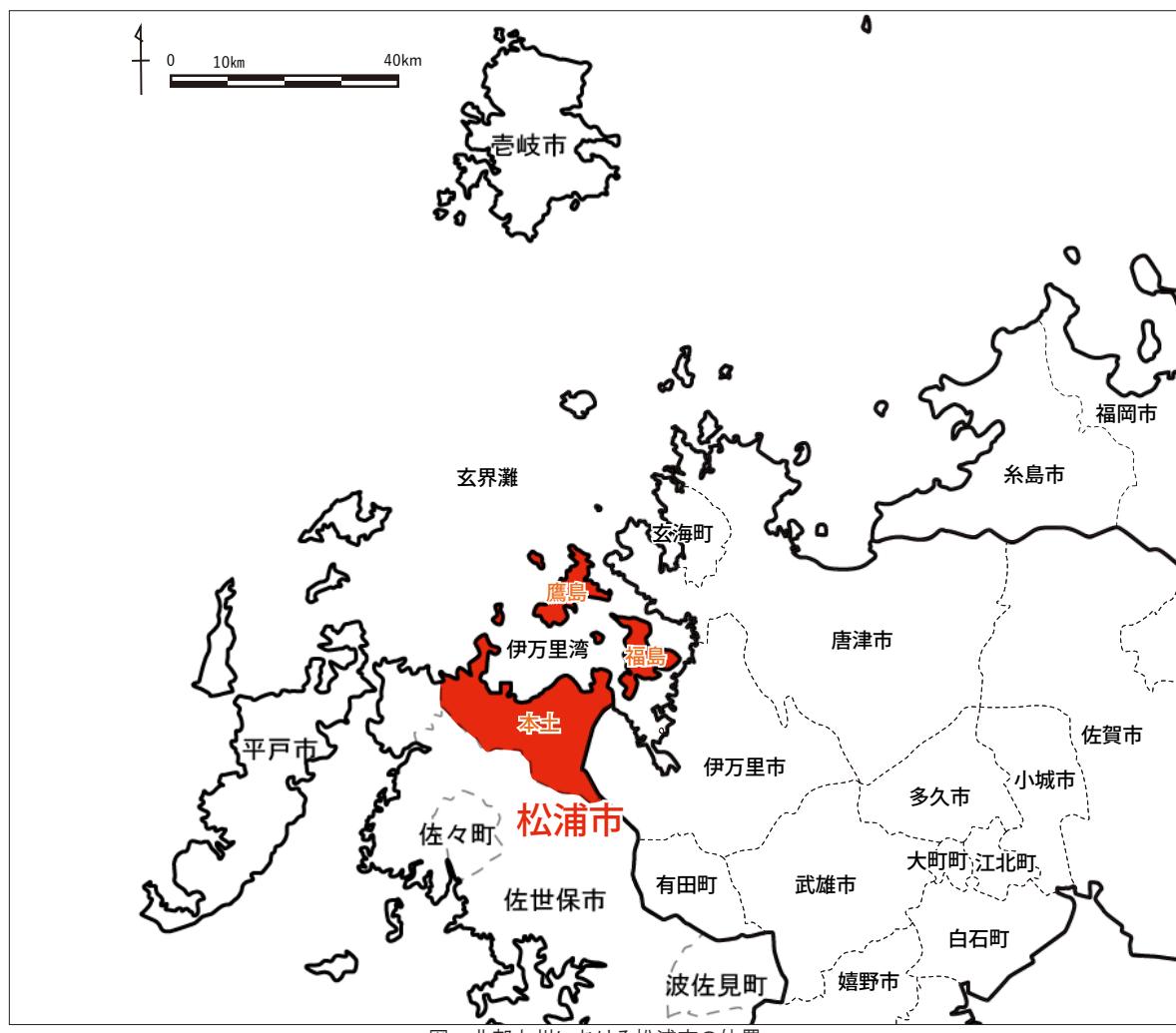


図 北部九州における松浦市の位置

## (2)地質

本市が位置する北松浦半島一帯は、新第三紀(地質時代の一つで、2,303万年前から258万年前までの時代)の水成岩(佐世保層群)が堆積したところに、新第三紀後半に始まった火成活動により流動性の高い溶岩が貫入し、広大な溶岩台地が形成されたところです。

その後、第四紀(地質時代の一つで、258万8,000年前から現在)に入り、河川等の浸食により溶岩台地が徐々に後退、溶岩台地の周辺は急な傾斜地が形成され、堆積岩の露出箇所は緩やかな傾斜地となっています。さらに最終氷期(およそ7万年前に始まって1万年前に終了した一番新しい氷期)以降の海面変動により玄界灘から海水が入り込み、現在の伊万里湾や島々が形成されました。

現在、堆積岩は、川沿いや海岸沿いなどで見ることができます。露出箇所には地殻変動による断層や褶曲した砂岩等の地層を観察できる場所も存在します。佐世保層群中には石炭を含む層も存在します。また、1,800万年前とされる野島層群と呼ばれる地層からは大型哺乳類等の化石や足跡も見つかっています。

玄武岩を主とした火成岩は広範囲に見られ、標高100～200mの丘陵性の台地が形成されています。これら玄武岩は北松浦玄武岩類と呼ばれ、下層の佐世保層群などと不整合で接しているため、本市を含む北松浦地域は地すべり多発地帯となっています。

星鹿半島の牟田免付近では、火山岩の一種である黒曜石が散在しています。

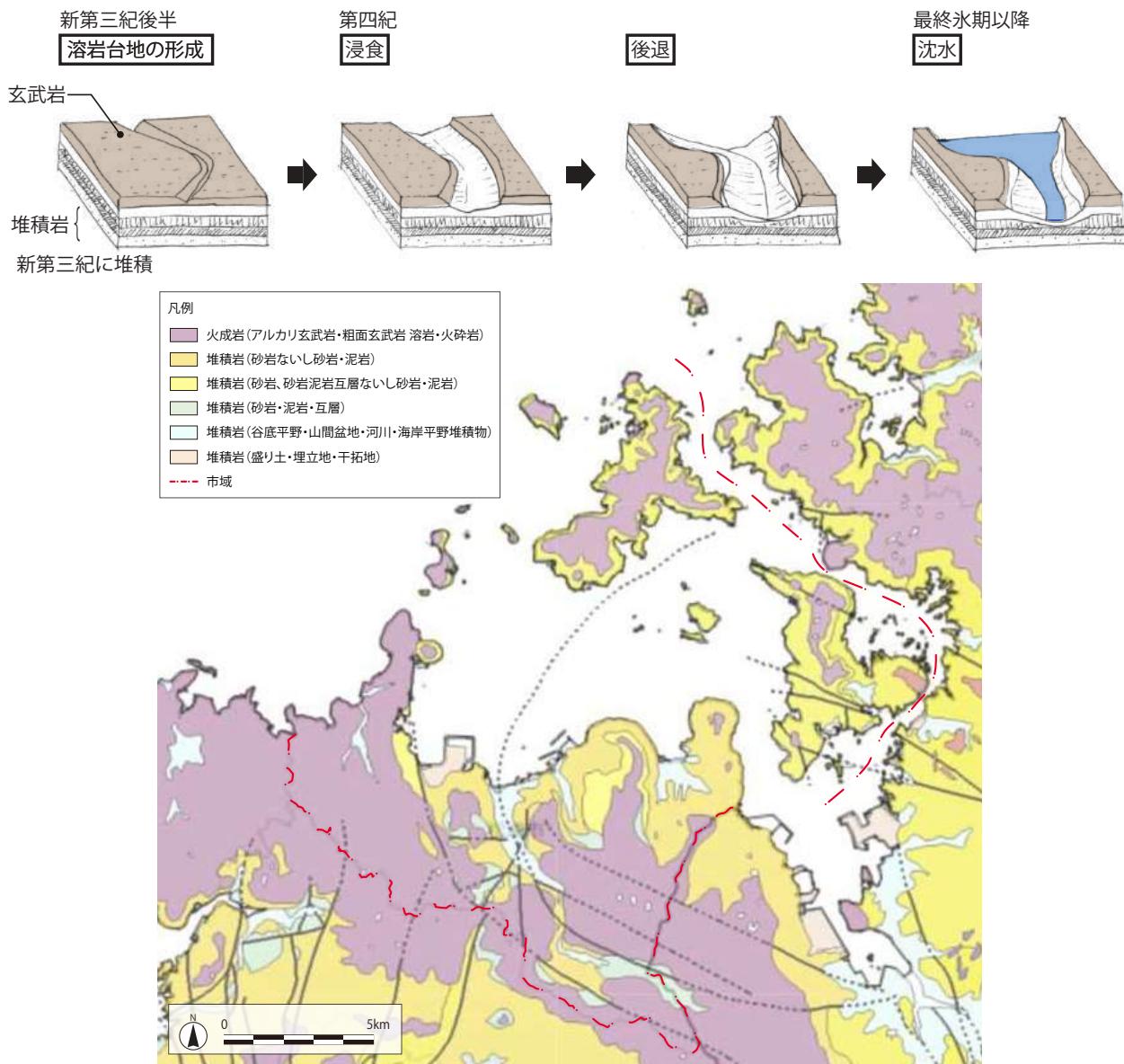


図 地質

### (3)地形

本市は、伊万里湾、湾内に浮かぶ島々、入り組んだリアス海岸をはじめ多様な地形が形成されており、市内各地には風光明媚な場所が数多く存在します。

#### 1) 伊万里湾

伊万里湾は、佐賀県と長崎県の県境に存在する湾です。その範囲は、佐賀県唐津市宮崎鼻と長崎県松浦市鷹島小浦埼を結ぶ線(日比水道)、同島女瀬埼と松浦市青島東端を結ぶ線(青島水道)、同島南西端と星鹿半島津崎鼻を結ぶ線(津崎水道)及び陸岸により囲まれた海域が指定されています。湾内最大水深は56m、<sup>めいせき</sup>湾口幅は4.2kmです。平均水深は約23mと浅く、湾内の水深はほぼ50m以浅であり、湾口部で最も深くなっています。

伊万里湾と外界の海とは、3箇所の湾口部のみで接続し、環境省が定めた閉鎖性海域81箇所の一つにもなっています。

伊万里湾に入るには、3箇所の湾口部にある日比水道、青島水道、津崎水道のいずれかを通航することになります。青島水道と津崎水道が主水道であり、夜間も容易に出入航できます。日比水道は水道中央に水深2.2mと5mの<sup>わんこう</sup>險礁、<sup>けんじょう</sup>水道南口に水深1.3mと5mの險礁があるので、大型船は通航できません。

湾内は、北及び北西方向からの風を避けるには最適な場所となっています。台風の接近時には、多くの外国船を含む船舶が一時避難できる良好な海域となっています。

湾奥には伊万里港があり、天然の良港です。湾内ではハマチ、トラフグ等の養殖も行われています。

#### 2) 島

本市には伊万里湾内をはじめ多くの島々が存在します。うち有人島は、福島、鷹島、黒島、飛島、青島です。

##### ●福島

福島は、市内で一番大きな島です。明治時代の中期から産炭地として栄えました。昭和47(1972)年の炭鉱閉山後はLPガス基地の誘致に取り組み、昭和58(1983)年に九州液化瓦斯福島基地が稼働しました。また、エネルギー産業だけでなく、農業や漁業も主な産業となっています。昭和42(1967)年に佐賀県伊万里市との間に福島大橋が架橋されています。

##### ●鷹島

鷹島は、市内で二番目に大きな島です。主な産業は農業と漁業ですが、石工業も盛んです。石材として切り出される玄武岩は「阿翁石」と称され、主に北部九州において墓石として用いられています。2度の蒙古襲来と深い関りがあり、海底遺跡として知られる国史跡鷹島神崎遺跡がある島です。平成21(2009)年に佐賀県唐津市との間に鷹島肥前大橋が架橋されています。

##### ●黒島

黒島は、かつて石島と呼ばれるほど有名な玄武岩の産出地でした。現在は、自然環境が保たれ、風光明媚な姿を残しています。

## ●飛島

飛島は、江戸時代の寛政年間から石炭の採掘が行われた島です。第2次世界大戦後の最盛期には年間10万トンを超える採掘量がありました。炭鉱閉山は昭和44(1969)年で、ピーク時の昭和35(1960)年に2,000人を超えた人口は令和3(2021)年現在50人未満となっています。現在は船びき網漁や採藻を主体とする静かな漁業の島となっています。

## ●青島

青島は、古くは「南島」と呼ばれていました。現在、島の主な産業は、魚類養殖業や定置網漁を主体とする水産業となっています。

### 3) リアス海岸

玄武岩が長い時間をかけて浸食され、さらに時を経て、沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス海岸が形成されています。

海岸線は、複雑に入り込むところが多く、先端部が海に突き出た場所に鼻、岬、崎といった地名が数多く見られます。

福島の東側に位置する大小さまざまな島々は、総称としていろは島と呼ばれ、親しまれています。いろは48文字にちなんで、弘法大師(空海)が名付け、青い海とその中に浮かぶ緑の島々の美しさにさすがの弘法大師も筆を投げたと伝えられています。

### 4) 山

市内の山としては、北松浦半島及び佐世保市の最高峰である国見山(標高776.2m)から連なる山々として、国見岳(495.9m)、石盛山(425m)、高法知岳(411.9m)などが挙げられます。その中には、山頂に城郭が築かれた山、そして伝承が語り継がれる山も存在します。

城郭が築かれた山としては、梶谷城が築かれた今福町の城山や刈萱城が築かれた星鹿町の城山などがあります。

伝承が語り継がれる山としては、鷹島の日本山や不老山があります。日本山は、天智天皇の頃「朝鮮半島白村江の戦い後筑肥の諸島に烽を置かる」とあり、当時、火の元山と言われ、外敵の来寇を知らせるため「のろし」をあげた場所と伝えられています。また、第八代松浦久が今福梶谷城より日本山に移り住み、蒙古襲来の際には第十四代松浦答が奮戦した地との言い伝えもあります。

不老山は、紀元前3世紀、中国の秦の始皇帝の命を受けた徐福が、不老不死の薬を探してこの山に登ったとの伝説があります。

また、城山や不老山等の山頂は、伊万里湾の眺望スポットとしても親しまれています。

### 5) 河川

南部の山々を水源とする今福川、調川川、志佐川、竜尾川、坂瀬川等が北流し、伊万里湾に注いでいます。これらは県が管理する二級河川です。

山に降った雨は、葉や腐葉土に蓄えられ、その過程で栄養分が溶け込み、ゆっくりと川や海へと流れ込むと言われています。これらの河川は伊万里湾の豊かな海を育んでいます。

## 6) 平地

内陸部の多くが溶岩台地の丘陵地で平地は少ない地形ですが、志佐川や今福川などの河川に沿った狭小な平坦部には田畠や集落が形成されています。

海岸部には干拓地も存在します。今福町には、江戸時代、水田の干拓に身を捧げた「丹後の人柱」の物語とともに、人柱観音堂や人柱観音祭といった形で受け継がれています。

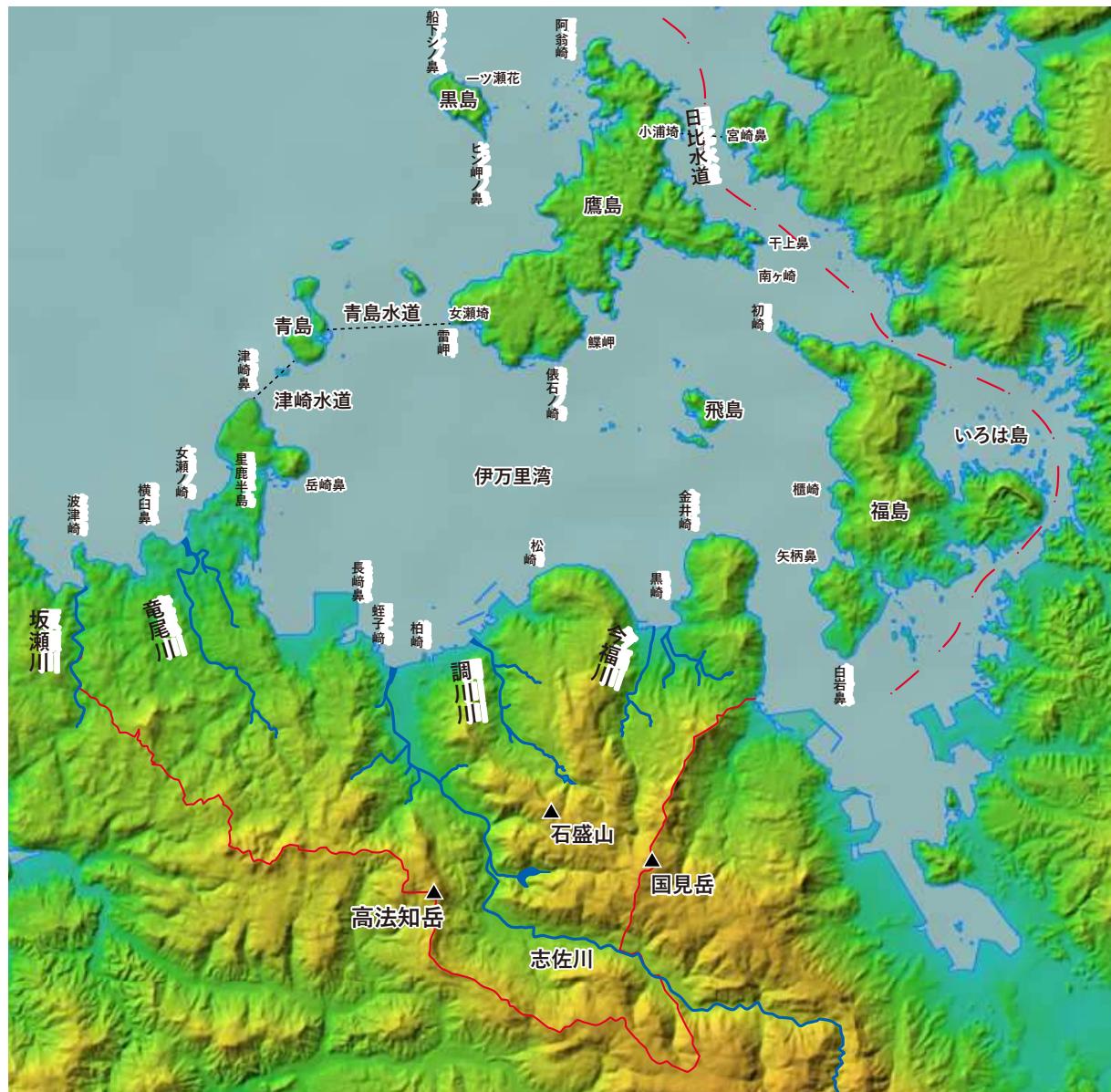


図 伊万里湾と主な島

## (4)自然公園

自然公園とは、優れた自然の景観を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法で指定された公園を指します。市内では、玄海国定公園、北松県立自然公園が指定されています。

### ●玄海国定公園

玄海国定公園は、鷹島、福島、黒島の陸域の一部や島周辺の海域が指定されており、長崎県が管理しています。その範囲には日比水道やいろは島等が含まれています

### ●北松県立自然公園

市内における北松県立自然公園の指定場所は、青島と松島、星鹿半島の北端部分、小飛島、今福の城山とその周辺、志佐の中心部の西側丘陵部に分けられます。知事が指定し、長崎県が管理しています。その範囲には、梶谷城跡や刈萱城跡等が含まれています。

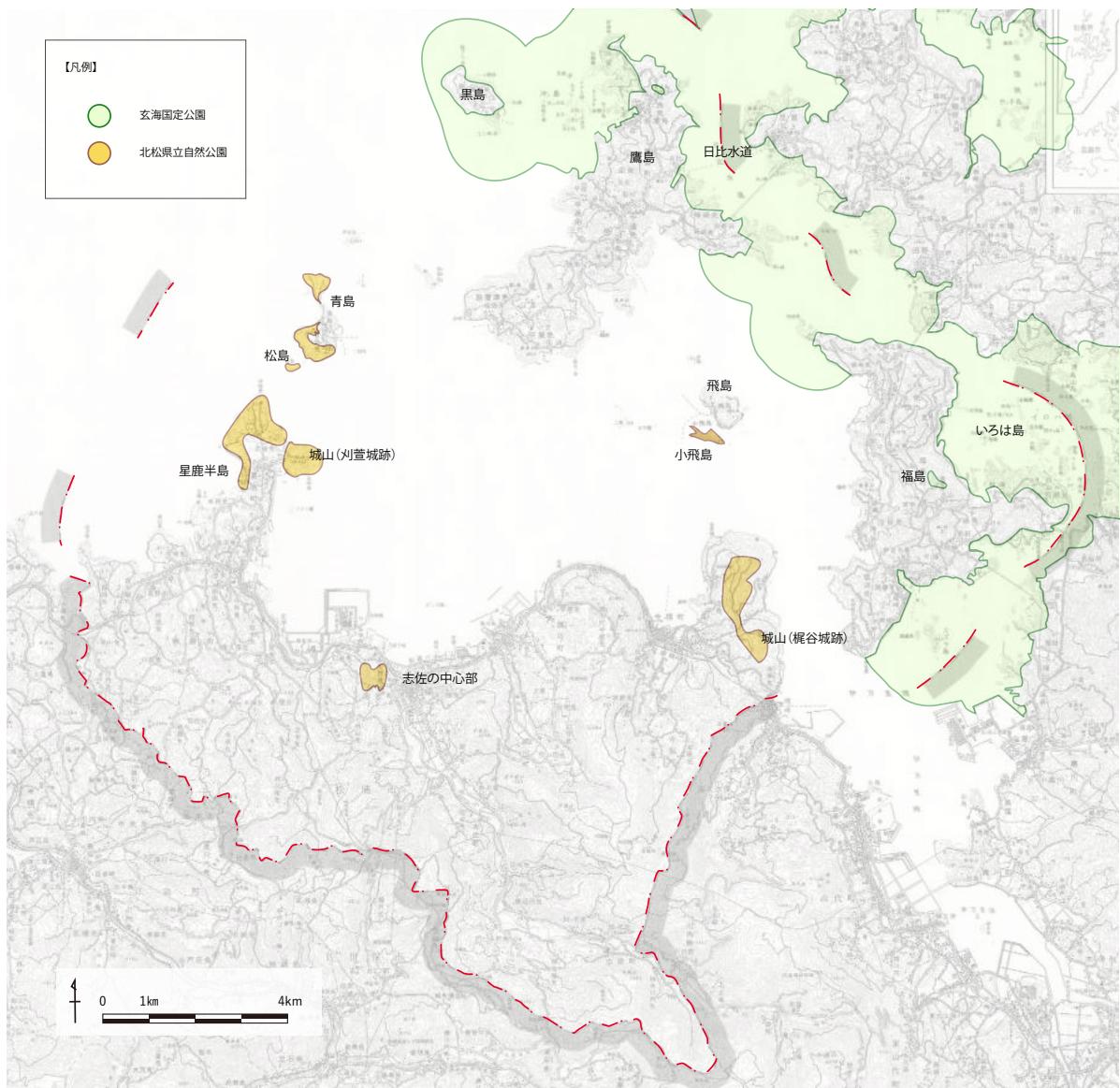


図 玄海国定公園と北松県立自然公園

## (5)動物・植物

長崎県では、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、特に保護を図る必要のある希少な野生動植物の捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止しています。

この条例に違反して捕獲等を行った場合には罰則が科せられます。ただし、栽培された植物や宅地内にある植物の採取、農林漁業や草刈り等に伴い意図せずに捕獲・損傷等をしてしまった場合などは、規制の対象外です。また、学術研究等公益上の必要があり、その動植物が絶滅のおそれがない場合は、長崎県知事の許可を受けて捕獲・採取等を行うことができます。

本市に関わる指定種は以下の表の通りです。令和3年3月26日現在、植物13種、魚類4種、甲殻類・剣尾類1種、貝類6種、昆虫類7種を捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止する動植物に指定しています。

表 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されている動植物

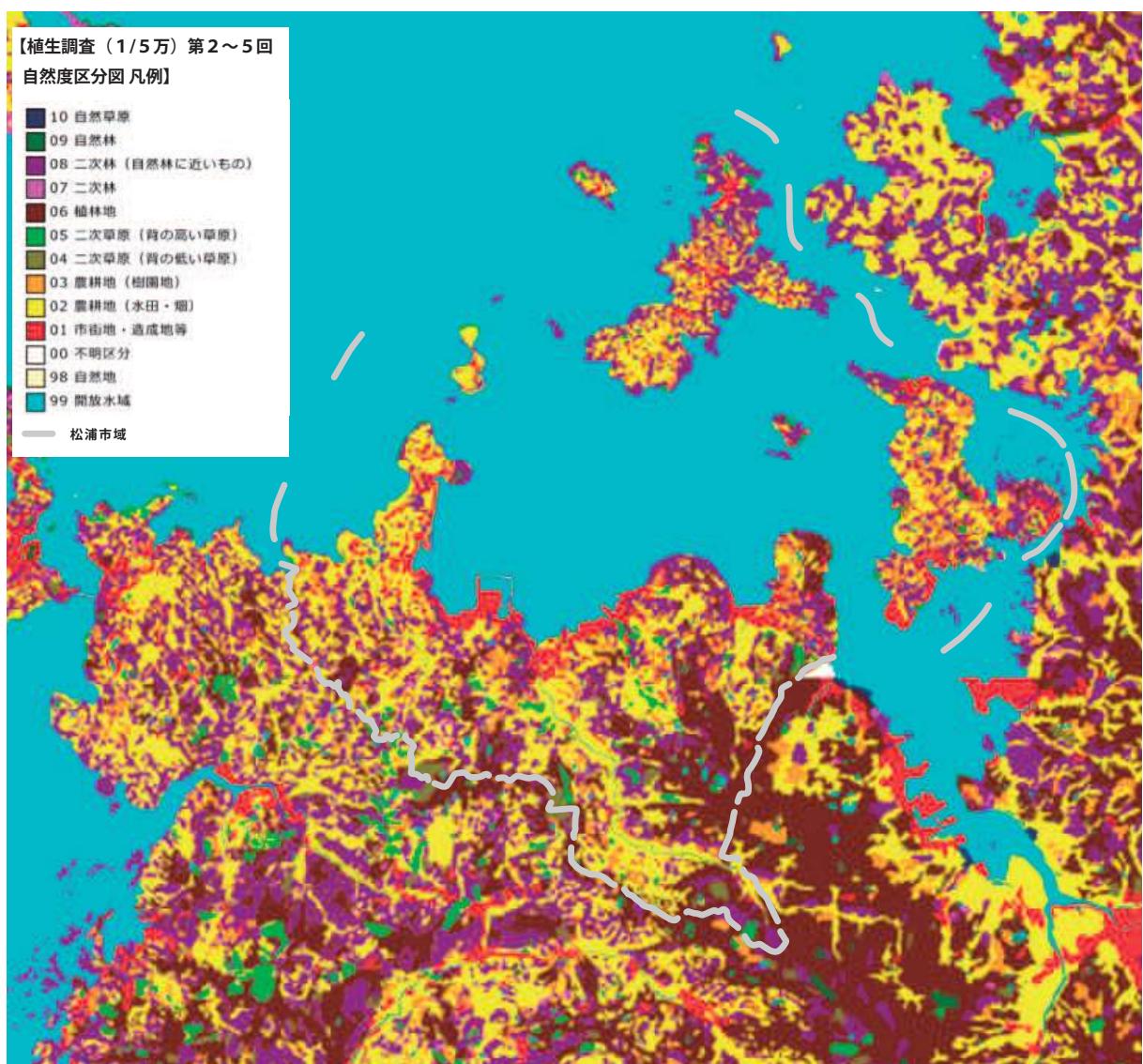
<植物> 13種	
ウチョウラン	ラン科
カシノキラン	ラン科
ガンゼキラン	ラン科
カンラン	ラン科
キバナノセッコク	ラン科
キリシマエビネ	ラン科
コラン	ラン科
サギソウ	ラン科
スルガラン	ラン科
ツレサギソウ	ラン科
ナゴラン	ラン科
ゲンカイイワレンゲ	ベンケイソウ科
タイリンアオイ	ウマノスズクサ科
<魚類> 4種	
アブラボテ	コイ科
イトモロコ	コイ科
ニッポンバラタナゴ	コイ科
イドミミズハゼ	ハゼ科
<甲殻類・剣尾類> 1種	
カブトガニ	カブトガニ科
<貝類> 6種	
イボウミニナ	ウミニナ科
ナラビオカミミガイ	オカミミガイ科
シイノミミガイ	オカミミガイ科
キヌカツギハマシイノミガイ	オカミミガイ科
クリイロコミミガイ	オカミミガイ科
オキヒラシイノミガイ	オカミミガイ科
<昆虫類> 7種	
シオアメンボ	アメンボ科
ヨドシロヘリハンミョウ	ハンミョウ科
ルイスハンミョウ	ハンミョウ科
カワラハンミョウ	ハンミョウ科
オサムシモドキ	オサムシ科
ゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
オオウラギンヒョウモン	タテハチョウ科

本市の海岸部の植生は、二次林(自然林に近いものを含む)や、二次草原(背の高い草原)が多くなっています。

内陸部には農耕地も多くなっています。

市の木は、まきです。まきは、マキ科の常緑高木で、暖地に自生します。風害、塩害に強く、育てやすく、高さ20mにも達するものもあります。住宅の生垣に多く用いられる「ひやーし」としても馴染みが深い木です。

市の花は、つばきです。つばきは、ツバキ科の常緑高木で、特にヤブツバキは、本市の山野に数多く自生します。福島町初崎地区一帯には2万本を超えるつばきの群生林があり、沿道にも多くの並木が存在します。



1/50,000 植生調査（第2～5回（1978～1999））「自然度区分」GISデータ（環境省生物多様性センター）を使用し、株式会社都市環境研究所が作成・加工したものである。

([http://gis.biodic.go.jp/webgis/?\\_ga=2.122805768.247522712.1638960985-494279281.1633067198](http://gis.biodic.go.jp/webgis/?_ga=2.122805768.247522712.1638960985-494279281.1633067198))

図 植生（自然度区分）

## (6) 気候

本市は多くの地域が海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候となります。

年間平均気温は16.6°C、年間降水量は2,186.2mmで、特に6月から8月に降水量が多くなっています。

本市一帯は北九州気候区に属します。

最高気温は8月の34.9°C、最低気温は1月の-1.3°Cと、いずれも長崎県内では比較的高くなっています。

秋季の北風はしばしば強風となり、風害、潮害を及ぼすこともあります。

九州の南西海上から来る台風や、九州西海岸を北上する台風、九州本土を縦断または斜断する台風は、本市に及ぼす影響が大きくなります。

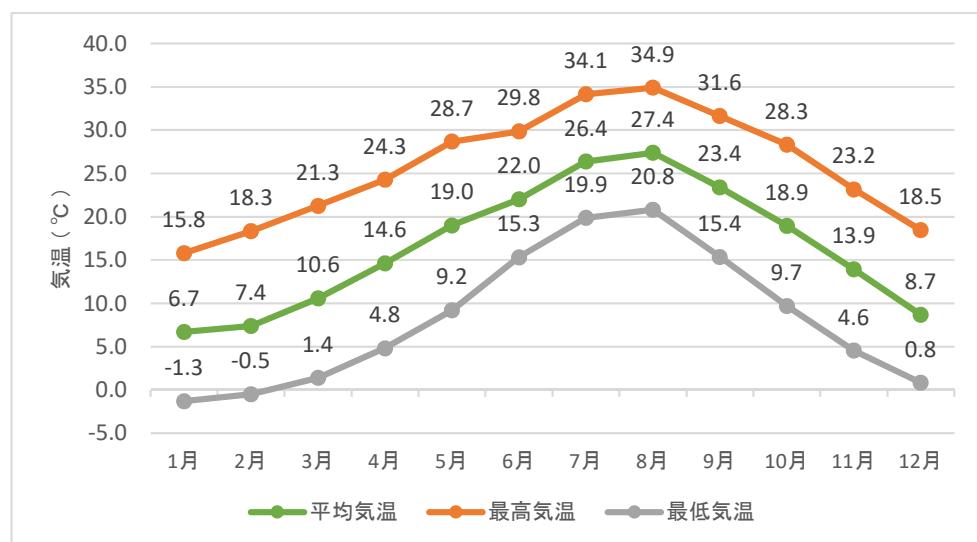


図 気温 (資料: 気象庁 松浦観測所における平成 23(2011) 年～令和 2(2020) 年の平均値)

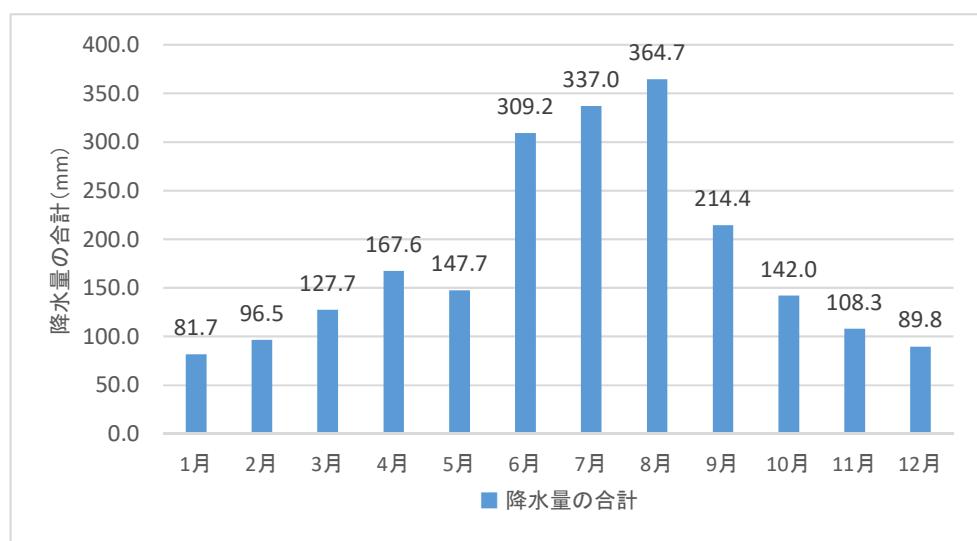


図 降水量の合計  
(資料: 気象庁 松浦観測所における平成 23(2011) 年～令和 2(2020) 年の平均値)

## (7) 主な自然災害

本市は比較的温暖な気候ですが、秋にしばしば強風が訪れ、風害、潮害が生じてきました。また、梅雨の特に前線が九州中部から北部に停滞している時に大雨となることが多く、本市の河川上流域は急斜面の山間部であり、かつ川幅が狭いことから、大雨の際には下流域に洪水の被害をもたらし、河口部となる海岸沿いでは満潮時に重なると浸水の危険性があります。

地震についてはこれまで大きな被害を受けた記録はありませんが、福岡県西方沖地震及び平成28年熊本地震の際には、長崎県北部でも震度4を観測しました。また、近年、これまで想定されていなかった地域で相次いで大規模な被害を伴う地震が発生しています。本市は沿岸に位置しており、仮に五島の南海域で大地震が発生すると15分以内に津波の第1波が到達するとされ、地震、津波への注意が不可欠な地域もあります。

市内には273箇所で災害危険箇所を指定しています。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)として922箇所、うち792箇所を特別警戒区域(レッドゾーン)として指定しています。

表 市内における過去の主な災害→文化財に関する被災状況の調査

発生年月	災害の種類	被災状況
昭和31年 9月 9日	台風12号	災害救助法適用
34年 9月 17日	台風14・15号	
35年 1月 27日	金井崎炭鉱火災	災害救助法適用
38年 1月 25日	志佐町里免不老山地すべり	避難家屋の解体
60年 6月 25日	梅雨前線による豪雨	10日間の総雨量 711mm、被害額 13億円
62年 8月 31日	台風12号	暴風雨による被害額 19億円
平成2年 7月 4日	石倉山地すべり	被災面積 22.4ha
平成6年 (1月~12月)	干害	この期間の降雨量 853mm
平成9年 7月~9月	宇留戸地区地すべり	12世帯 42人に避難勧告、この期間の降雨量 1,222mm
18年 9月 16日~17日	集中豪雨、台風13号	志佐川下流域 513世帯 1,250人に避難勧告
26年 8月 15日~16日	梅雨前線による豪雨	最大日雨量 116.5mm、最大時間雨量 63mm 被害額約 1億 2700万円
28年 1月 26日~31日	大雪 (寒波による断水)	寒波による断水 御厨地区、志佐地区、調川地区、今福地区、鷹島地区 約5,100人 2,600世帯断水、自衛隊へ給水支援要請
28年 9月 28日~29日	集中豪雨	最大日雨量 200.5mm 志佐川高野橋下流域 2,403世帯 5,420人に避難勧告
30年 7月 3日~4日	台風7号	市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令
7月 6日~7日	集中豪雨	6日の総雨量 168.5mm 土砂災害警戒情報発表による市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令、その後大雨特別警報が発表されたため避難勧告に移行
令和元年 8月 27日~9月 7日	大雨	26日~29日間の総雨量 526.5mm 市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令、その後避難勧告に移行 志佐町高野免不老山地すべり (幅 90m・長さ 250m) により、上高野地区及び下高野地区 323世帯 748人に避難指示発令、今福町北免浜ノ脇地区崖くずれ (幅 90m・長さ 75m) により家屋2戸一部損壊
3年 8月 11日~8月 18日	大雨	11日~18日間の総雨量 753mm 大雨警報、警戒レベル3に伴い市内全域に高齢者等避難発令、その後土砂災害警戒情報発令に伴い市全域に避難指示発令 家屋の全壊1棟、一部損壊1棟、道路25箇所、河川5箇所、農地22箇所及び農業用施設8箇所被災
4年 9月 5日~6日	台風11号	市全域に避難指示発令 8箇所の避難所に 60世帯、92人が避難 市内各地で停電発生
4年 9月 18日~19日	台風14号	市全域に避難指示発令 8箇所の避難所に 122世帯、185人が避難 市内各地で停電発生

(松浦市地域防災計画より)

## 2.社会状況

### (1)市町村合併

本市は、近世には平戸藩に属していたところです。明治維新を経て、明治4(1871)年の廃藩置県により平戸県、同年11月に長崎県、明治12(1889)年の郡制施行により北松浦郡の管轄となりました。

明治15(1882)年に町村行政区画改正があり、当時の各村に戸長役場が設けられました。

昭和16(1941)年に御厨村と星鹿村が合併して新御厨町が誕生しました。昭和29(1954)年には志佐町と上志佐村が合併して志佐町が誕生しています。

昭和30(1955)年3月には志佐町、新御厨町、調川町が合併し、市制施行により松浦市が誕生しています。同年4月には今福町を編入しています。この編入により、本土部分が全て松浦市となりました。

時を経て、平成18(2006)年に松浦市、福島町、鷹島町を廃し、その区域に「松浦市」が設置され、現在の「松浦市」が誕生し、今に至っています。

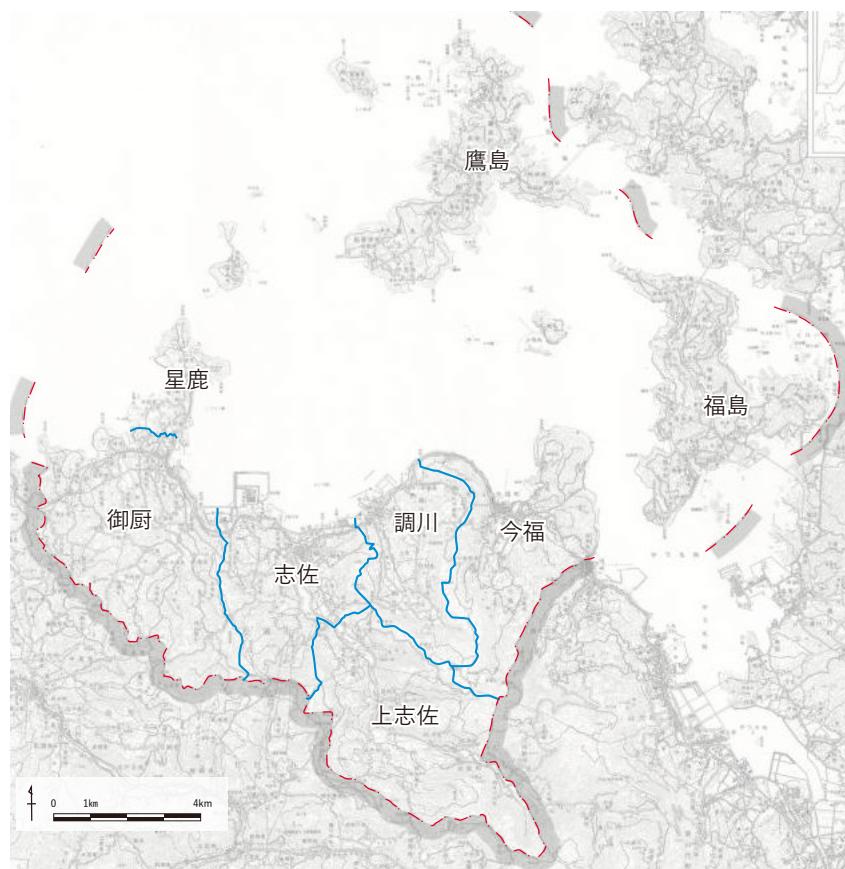


図 明治期の村

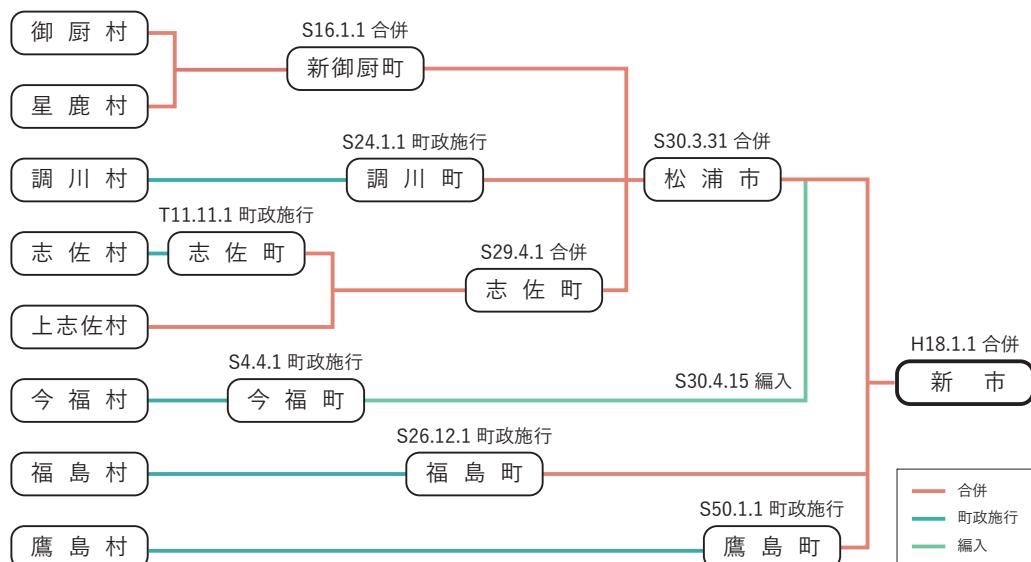


図 市町村合併の変遷

## (2)地名

本市の市名である「松浦」の由来は諸説あり、「魏志倭人伝」には、3世紀中期の我が国にあった小国家の一つとして「末盧國」が記されています。

また、8世紀に成立した『古事記』には、「末羅」の記載が見られます。

さらに、その後成立した『肥前国風土記』には、その起源について「氣長足姫尊」(神功皇后)が新羅追討に際してこの地に立ち寄り、玉島川(佐賀県唐津市)で釣糸を垂らしていたところ、「希見」き魚がとれたことから、この地を「希見國」というようになり、のちに訛って松浦となったと記されています。

「松浦」の名を受け継ぐ本市では、「○○町○○免」のように合併前の町村名を冠した後に、字名「○○免」が付く地名も受け継がれています。

この「免」という地名は、市町村下の行政区画である字の単位です。かつて平戸藩領であった北松浦郡佐々町、平戸市の一帯(旧田平町、旧生月町)でも使われ続けています。なお、市内において「免」が住所表記として用いられていますが、行政上の単位である自治会の範囲とは必ずしも一致していません。

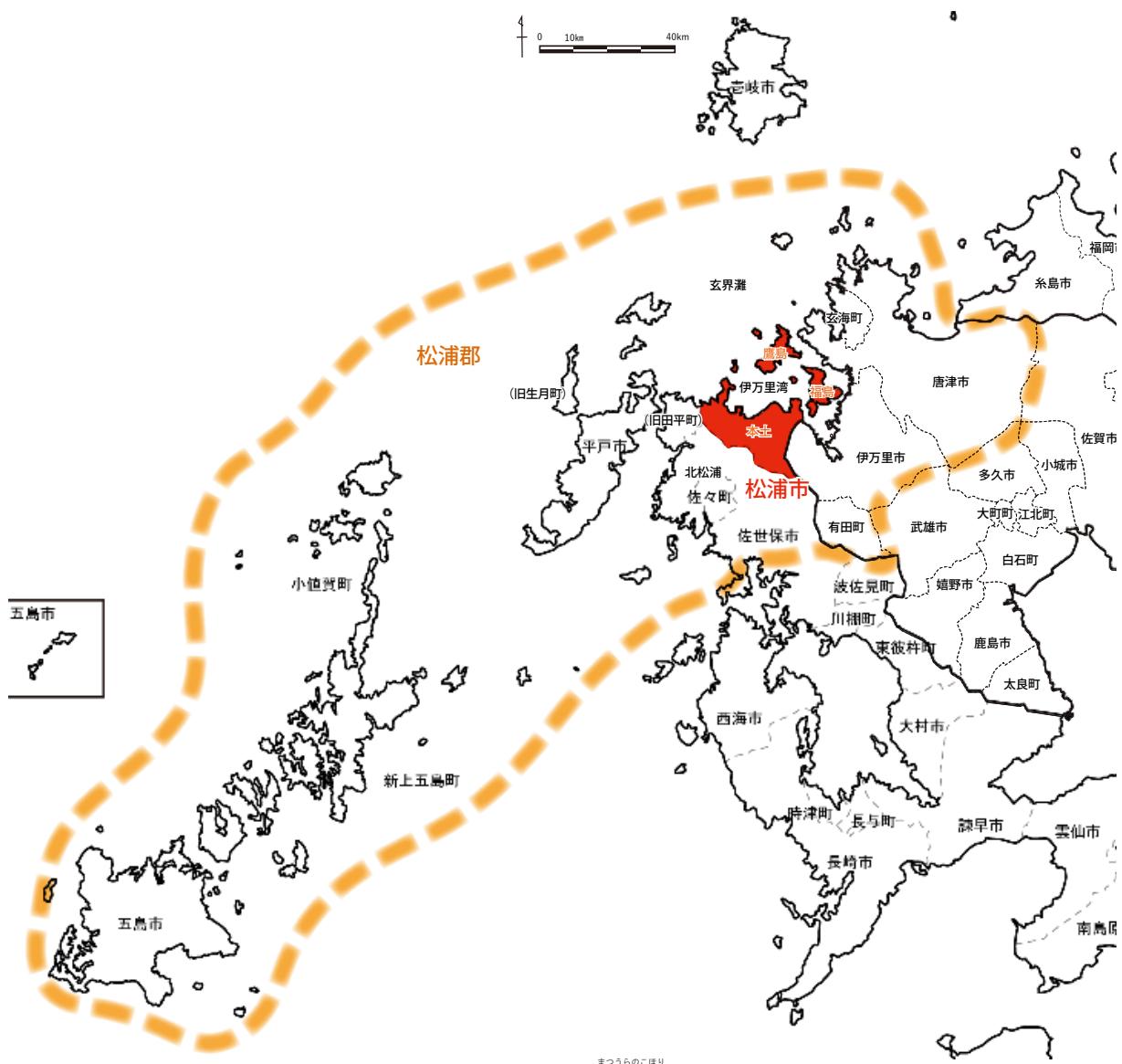


図 『肥前国風土記』における松浦郡の範囲(想定)

表 免の名称

地域名	免	地域名	免	地域名	免	地域名	免	地域名	免
今福町	うらめん 浦免	志佐町	たかのめん 高野免	星鹿町	しもだめん 下田免	御厨町	しものぼりぎめん 下登木免	福島町	しおはまめん 塩浜免
	きためん 北免		たのひらめん 田ノ平免		たけざきめん 岳崎免		たかのめん 高野免		どやめん 土谷免
	こばめん 木場免		ながのめん 長野免		むためん 牟田免		たしろめん 田代免		なべぐじめん 鍋串免
	さかのめん 坂野免		にしやまめん 西山免		あいさかめん 相坂免		たちきめん 立木免		ほしめん 端免
	てらげめん 寺上免		ひえこばめん 稗木場免		いけだめん 池田免		たばるめん 田原免		はるめん 原免
	とびしまめん 飛島免		ふえふきめん 笛吹免		いたばしめん 板橋免		てらのめん 寺ノ尾免		あおううらめん 阿翁浦免
	なべるばえめん 滑栄免		ゆのきがわちめん 柚木川内免		おおさきめん 大崎免		なかのめん 中野免		あおうめん 阿翁免
	ひがじめん 東免		よこべためん 横辺田免		かみほりぎめん 上登木免		にしこばめん 西木場免		くろしまめん 黒島免
	ほとけざかめん 仏坂免		かみめん 上免		かりはらめん 狩原免		にしだめん 西田免		こうざきめん 神崎免
志佐町	あかぎめん 赤木免		しもめん 下免		かわちめん 川内免		ふじゅうめん 普住免		さとめん 里免
	いけなりめん 池成免		しろいめん 白井免		きたびらめん 北平免		まえだめん 前田免		さんりめん 三里免
	うらめん 浦免		なかめん 中免		こつこのめん 郭公尾免		やまねめん 山根免		なかどおりめん 中通免
	かやのきめん 栢木免		ひらおめん 平尾免		こばめん 木場免		よこくぼめん 横久保免		はるめん 原免
	さとめん 里免		まつやまだめん 松山田免		こぶねめん 小船免		あさがいめん 浅谷免		ふなどうづめん 船唐津免
	しょうのめん 庄野免		あおしまめん 青島免		こめのやまめん 米ノ山免		きないぜめん 喜内瀬免		
	しらはまめん 白浜免		きたくぼめん 北久保免		さとめん 里免		さとめん 里免		

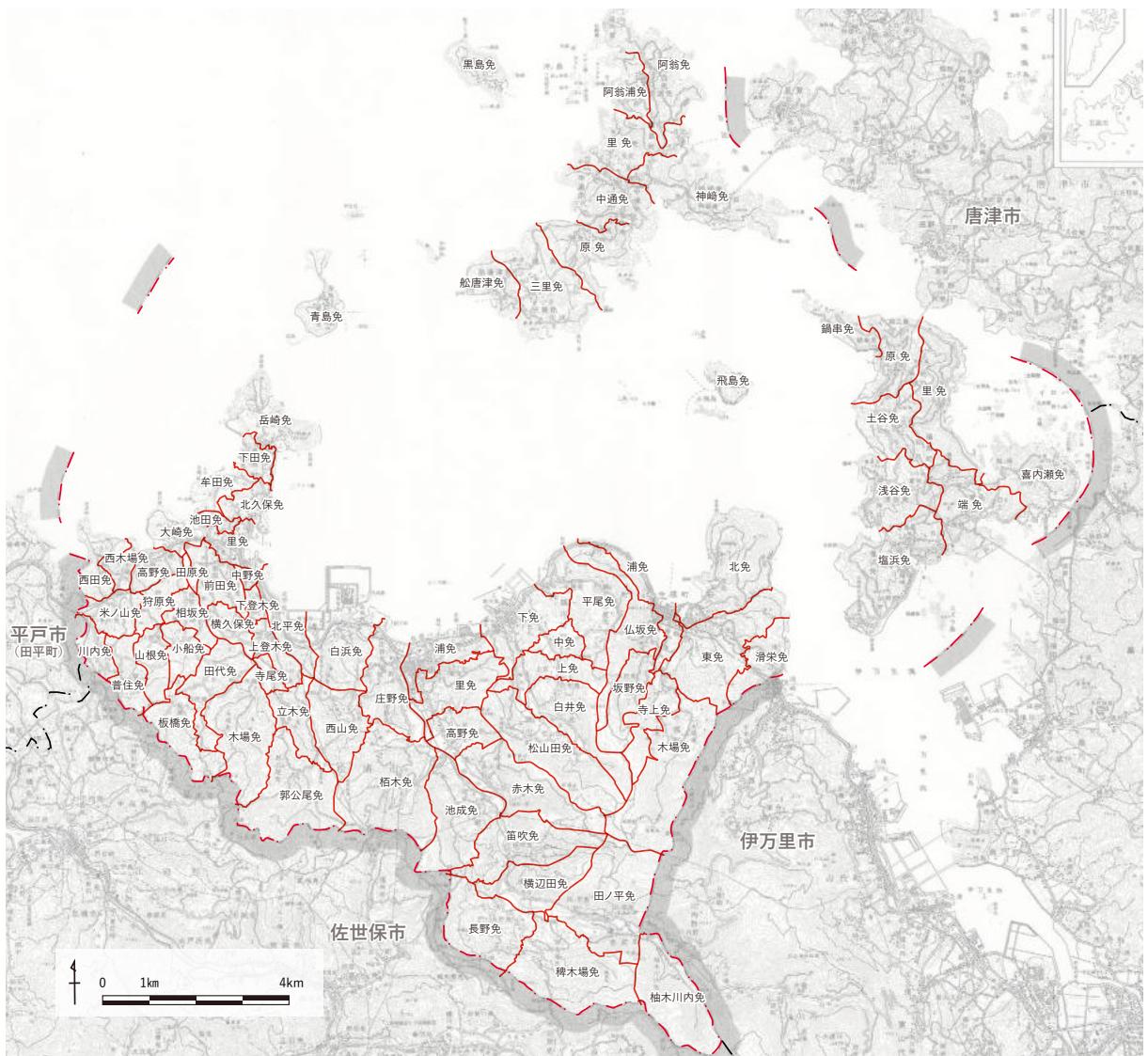


図 字界(免の位置)

### (3)人口

本市の総人口は、令和6(2024)年3月末時点で20,722人であり、昭和35(1960)年をピークに炭鉱閉山などの理由により大幅に減少しています。

平成27(2015)年10月策定の「松浦市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」によると、市内的人口は今後も減少を続け、2040年には15,859人(令和6(2024)年3月末時点から23%減少)、2060年には10,860人(令和6(2024)年3月末時点から48%減少)になると推計されています。

また、昭和35(1960)年と令和22(2040)年の推計を比較すると、若年層が大きく減少し、高齢者層の人口が大きく増加しています。文化財を継承する担い手の減少を物語っています。

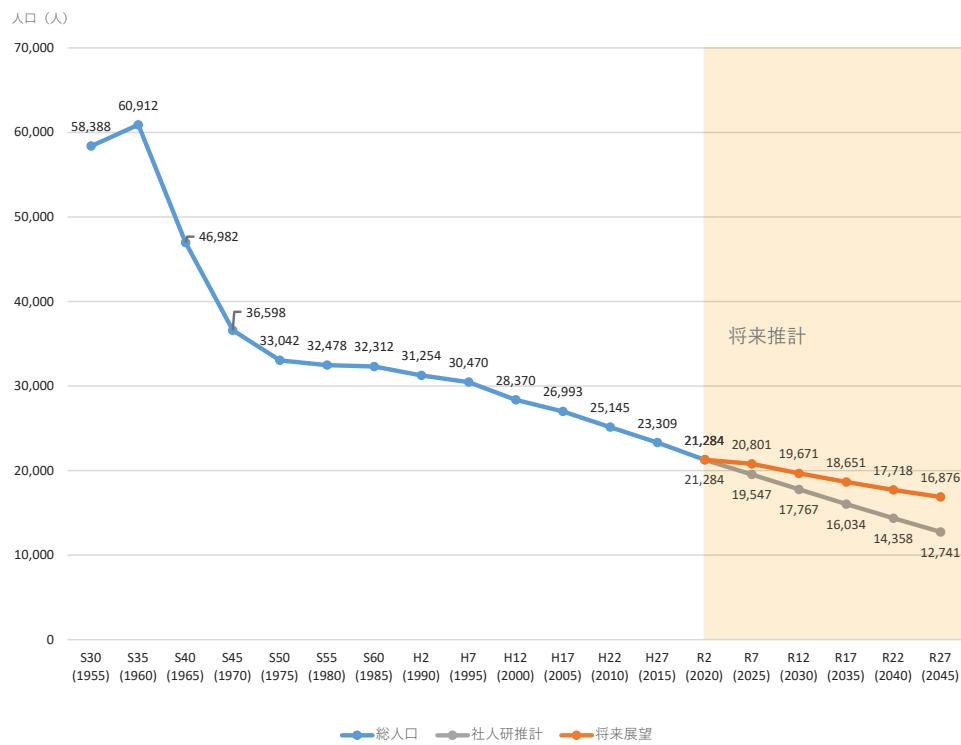
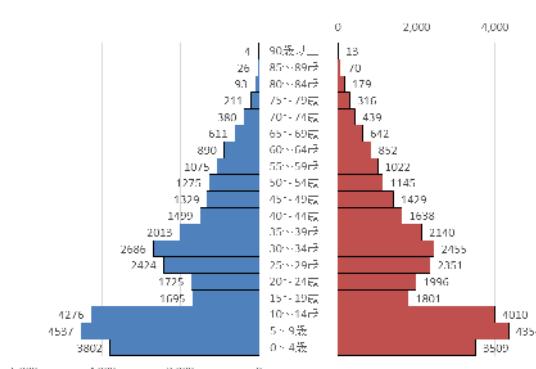


図 総人口の推移(単位：人)、資料：国勢調査

令和7(2025)年以降は「松浦市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に基づく将来推計を示す  
「社人研推計」は国立社会保障・人口問題研究所の推計  
「将来展望」は総合戦略に即した各種施策の着実な実施により自然増、社会増を見込んだ推計

昭和 35(1960) 年



令和 22 (2040) 年 (推計)

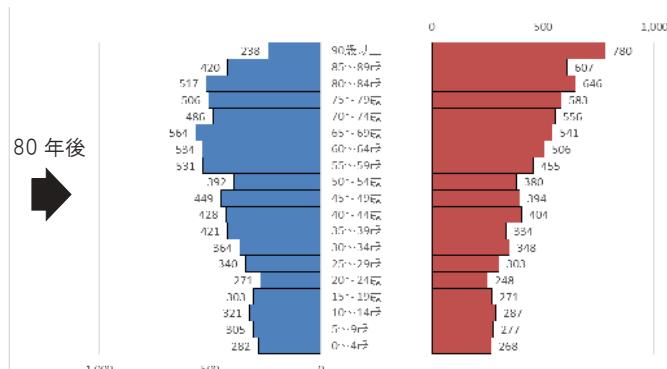


図 年齢階層別構成の推移(国勢調査 昭和 35(1960) 年と令和 22(2040) 年(推計) の比較、単位(人))

## (4)学校

市内にある小学校は、公立9校(御厨小、星鹿小、青島小(中学校と併設)、志佐小、上志佐小、調川小、今福小、福島養源小、鷹島小)です。中学校は、公立7校(御厨中、青島中(小学校と併設)、志佐中、調川中、今福中、福島中、鷹島中)です。

市は、小学校・中学校と連携した郷土歴史教育の実施に取り組むとともに、市内の小学校・中学校に初任者として配置された教職員の研修を目的とした出前講座等にも取り組んでいます。

高校は長崎県立松浦高等学校があります。

市は、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの3年間、長崎県立松浦高等学校との協働による「まつナビ・プロジェクト」に取り組んできました。このプロジェクトは、高校生の地域を愛し大切にする姿勢の育成と課題解決能力を高めることを目指した地域課題解決型学習を充実させるカリキュラムの研究開発を行いました。活動の一環では、バスツアーを実施し、旧松浦炭坑事務所(県指定文化財)の世知原炭坑資料館(佐世保市)や鎌倉時代の蒙古襲来で知られる鷹島を訪れています。

また、市内の小学4年生から中学3年生までを対象として、鷹島神崎遺跡の周知状況等を把握する調査を実施してきました。

この結果、鷹島神崎遺跡の周知状況は平成26(2014)年度から令和2(2020)年度まで低下傾向



図 松浦市の小学校区域

でしたが、令和5(2023)年度には50%まで上昇しています。一方、知っていると回答した児童、生徒が鷹島神崎遺跡を知った方法について、平成26(2014)年度は「テレビ」が多かったのに対し、平成29(2017)年度以降は「学校の授業」が上回っていることから、学校教育の場での取組が浸透してきたと考えられます。

「歴史が好きか」という質問に対しては、「好き」または「どちらかといえば好き」の回答が、70%を超える値で推移しています。

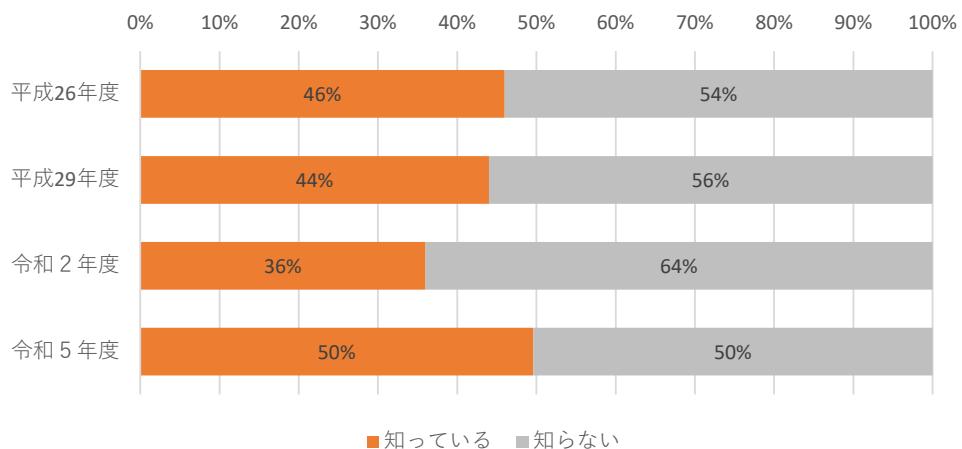


図 市内小中学生の「鷹島神崎遺跡を知っているか」回答状況  
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

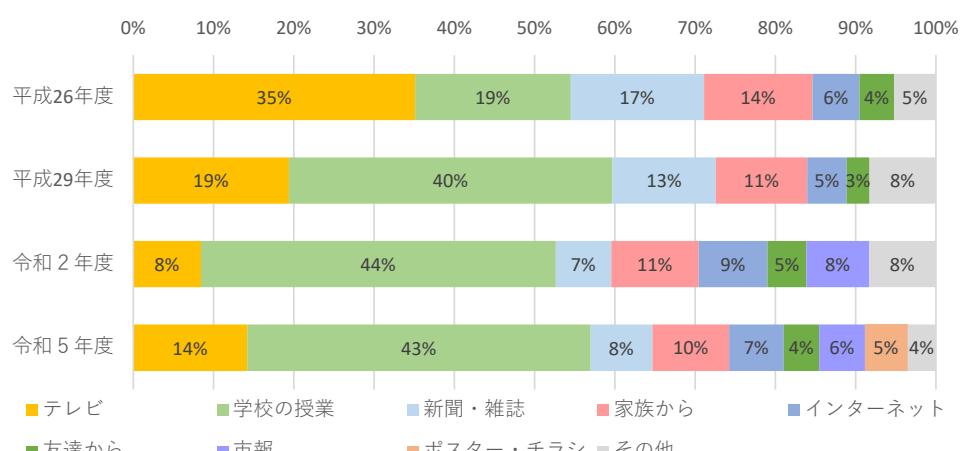


図 小中学生の「鷹島神崎遺跡を知った方法」回答状況  
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

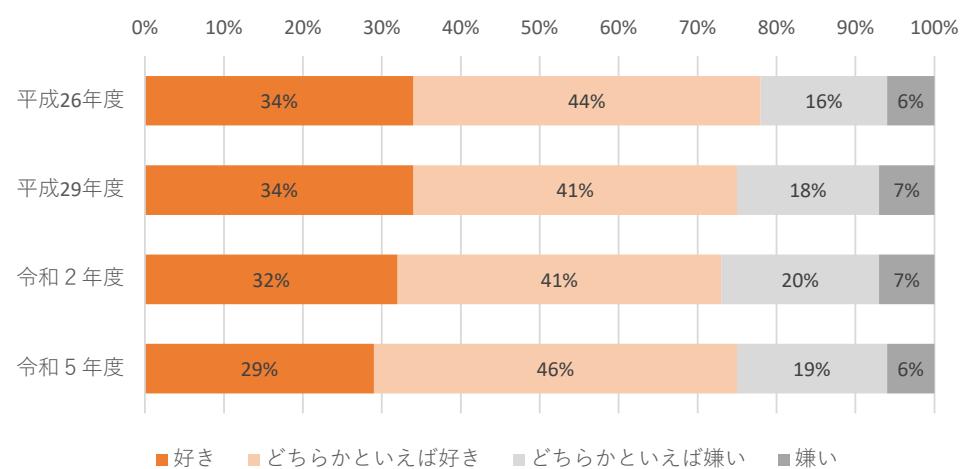


図 市内小中学生の「歴史が好きか」回答状況  
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

## (5)文化財に関する主な公共施設

本市には「松浦市立埋蔵文化財センター」が鷹島にあります。鷹島には、これまで文化財関連施設として「松浦市立鷹島歴史民俗資料館」と「松浦市立鷹島埋蔵文化財センター」がありました。平成29(2017)年4月、両施設が上記の「松浦市立埋蔵文化財センター」として統合しました。同時期に、国史跡鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査、研究、保存及び活用を図り、市民の水中考古学に関する理解と文化の向上に資するため、「松浦市立水中考古学研究センター」を併設しています。

図書館は、「松浦市立図書館」と「松浦市立福島図書館」の2施設があります。松浦の歴史や文化財に関する書籍、文献資料を見ることができます。

民俗資料館は、「松浦市立福島歴史民俗資料館」と「調川民俗資料館」があります。「松浦市立福島歴史民俗資料館」は「松浦市立福島図書館」に併設されています。「調川民俗資料館」は地域住民の協力のもと、旧教職員住宅を改修し資料館として整備したものであり、農耕具や炭鉱で使われていた工具などを展示しています。

上記以外に、公民館が本土に6施設、福島と鷹島にそれぞれ1施設、計8施設あります。鷹島公民館では「たかしまっ子水中考古学教室」という講座を開催しています。

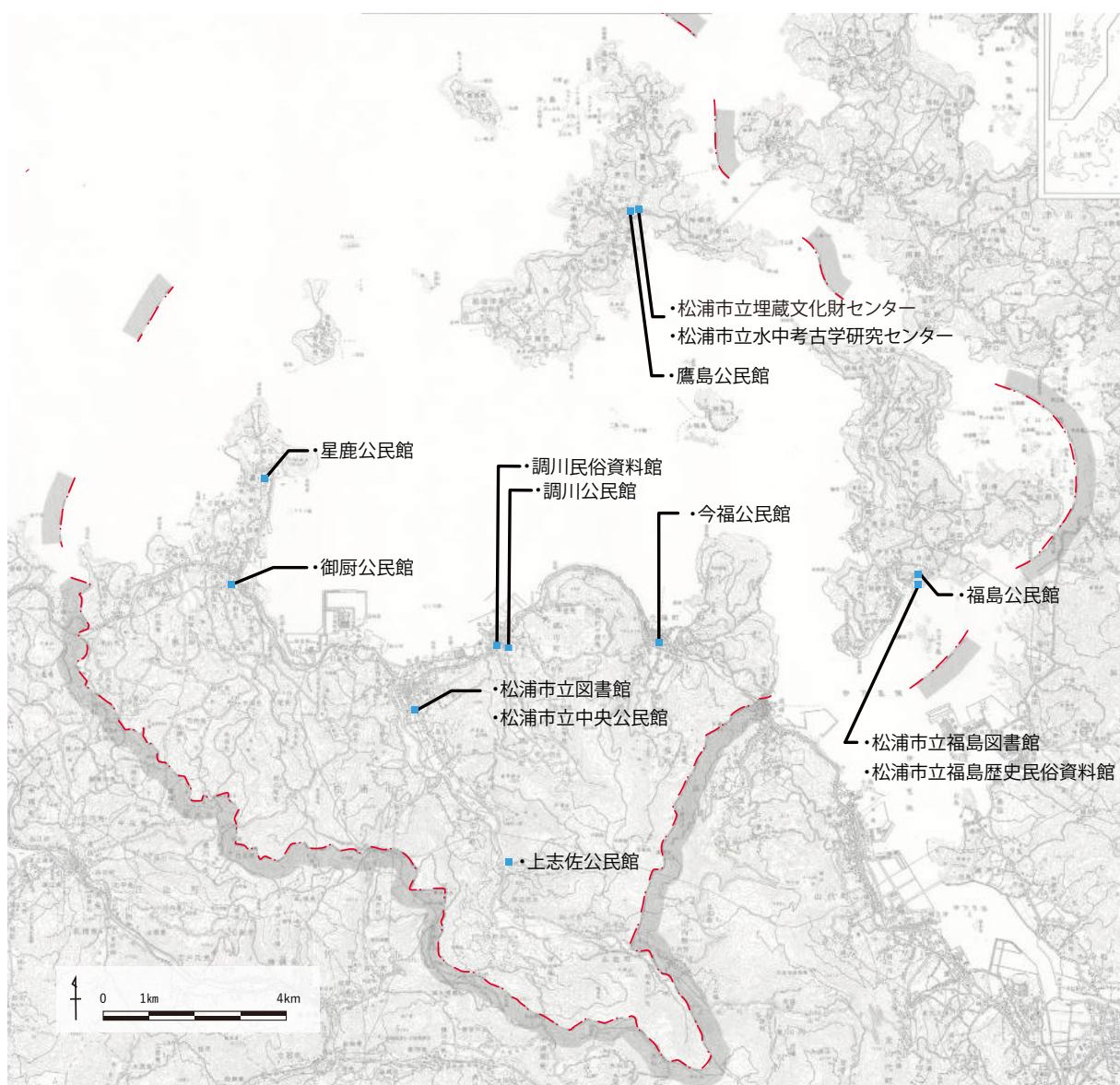


図 文化財に関する主な公共施設

松浦市立埋蔵文化財センターの入館者数は、平成21(2009)年の鷹島肥前大橋開通により52,804人まで増加しました。その後、元軍の沈没船が発見された平成23(2011)年と鷹島神崎遺跡が国史跡に指定された平成24(2012)年には9,000人台で推移していましたが、平成30(2018)年には、3,000人台に、令和2(2020)年と令和3(2021)年には、2,000人台まで減少しました。その後、鷹島海底遺跡発掘調査における一石型木製いかりの引き揚げで注目されたことで、令和4(2022)年には5,000人台まで回復しています。

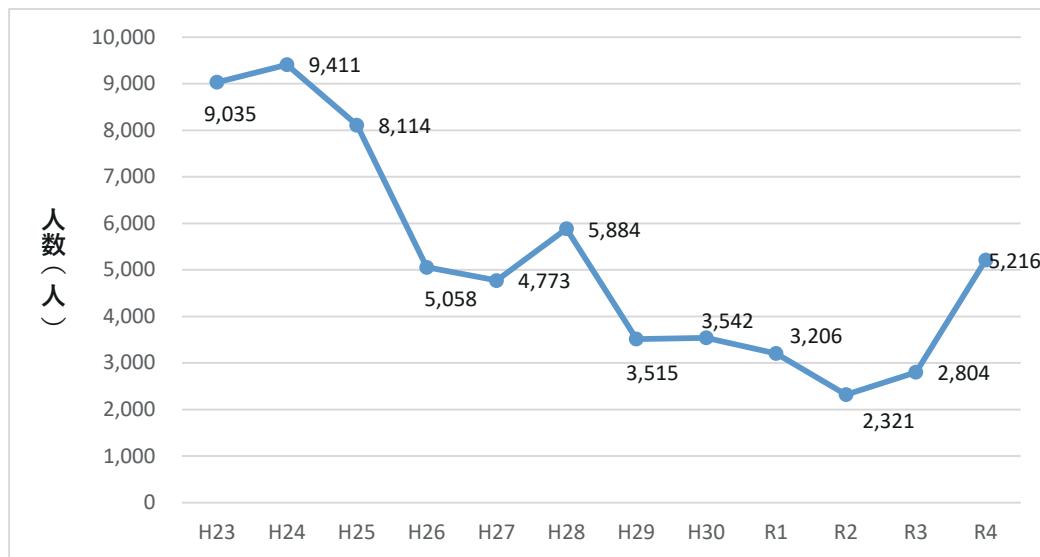


図 松浦市立埋蔵文化財センター入館者数の推移(人)(市資料を基に作成)

「松浦市立埋蔵文化財センター」では、市内の中学生を対象とした体験学習会を開催しています。

体験学習会では、鷹島海底遺跡に蒙古襲来の遺物が沈んでいること、今も海底遺跡の調査を続けており、多くの遺物が発掘されていること、そして、遺物の保存処理を行う必要性やどのような作業をしているか等の学習を行っています。

新型コロナ感染症の感染拡大の影響を受け、令和元(2019)年に落ち込みますが、その後は参加者数の回復傾向も見られ、令和4(2022)年は190人に上りました。

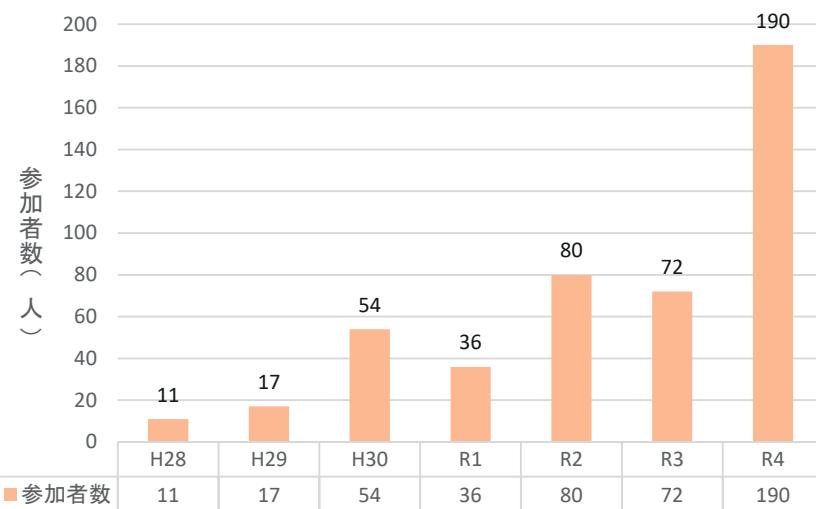


図 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業における体験学習会の参加者数(人)(市資料を基に作成)

表 市内の公共施設概要

施設名	所在地	写真	概要
松浦市立埋蔵文化財センター	鷹島町		鷹島周辺の海底から発見された遺物等を保存する施設である。ガイダンス施設が隣接しており、蒙古襲来関連資料をはじめ、考古資料等の展示やVR等の疑似体験コーナーが設けられている。
松浦市立水中考古学研究センター	鷹島町		水中考古学研究の拠点として、鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査、研究、保存及び活用に取り組む施設である。
松浦市立福島図書館／ 松浦市立福島歴史民俗資料館	福島町		1階が福島図書館、2階が福島歴史民俗資料館となっている。福島歴史民俗資料館は資料の収集、保存、調査研究及び公開を行う施設で、地勢や歴史、風俗、芸能や採炭現場復元コーナーなどが設けられている。
松浦市立図書館	志佐町		郷土資料を含む各種図書、資料の収蔵、保管、貸し出し等を行っている。また、研修、見学の受け入れや講習会、講演会などの開催にも取り組んでいる。
調川民俗資料館	調川町		調川町の地域住民の協力により、旧教職員住宅を改修して整備された資料館である。農耕具や炭鉱で使われた工具、地域の歴史を示す資料など、調川町で使われていたものを展示している。
市立公民館	市内各地		市内8箇所に存在する。地域社会における交流の場や、生涯学習・社会教育事業を実施する中心的な場として、各種団体との協働による取組を行っている。

## (6)交通

### 1) 松浦鉄道

松浦鉄道の市内区間は、伊万里側から始まり、昭和5(1930)年～昭和10(1935)年の5年間で開通しました。

松浦鉄道は、現在、旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、JR佐世保駅(長崎県佐世保市)から有田駅(佐賀県有田町)までの93.5kmの区間を結んでいます。海岸線沿いを通る部分では車窓から美しい伊万里湾の風景を見ることができます。

松浦鉄道では、ウォーキング愛好者の健康増進と利用者の拡大を目指して、毎月1回沿線のウォーキングイベントを開催しています。四季折々の風景を楽しむウォーキングに加えて、歴史をテーマとしたウォーキングも開催されています。また、土曜、休日、春・夏・冬休み、ゴールデンウィークの期間でサイクリング列車を運行しており、車内への自転車の持ち込みができるようになっています。

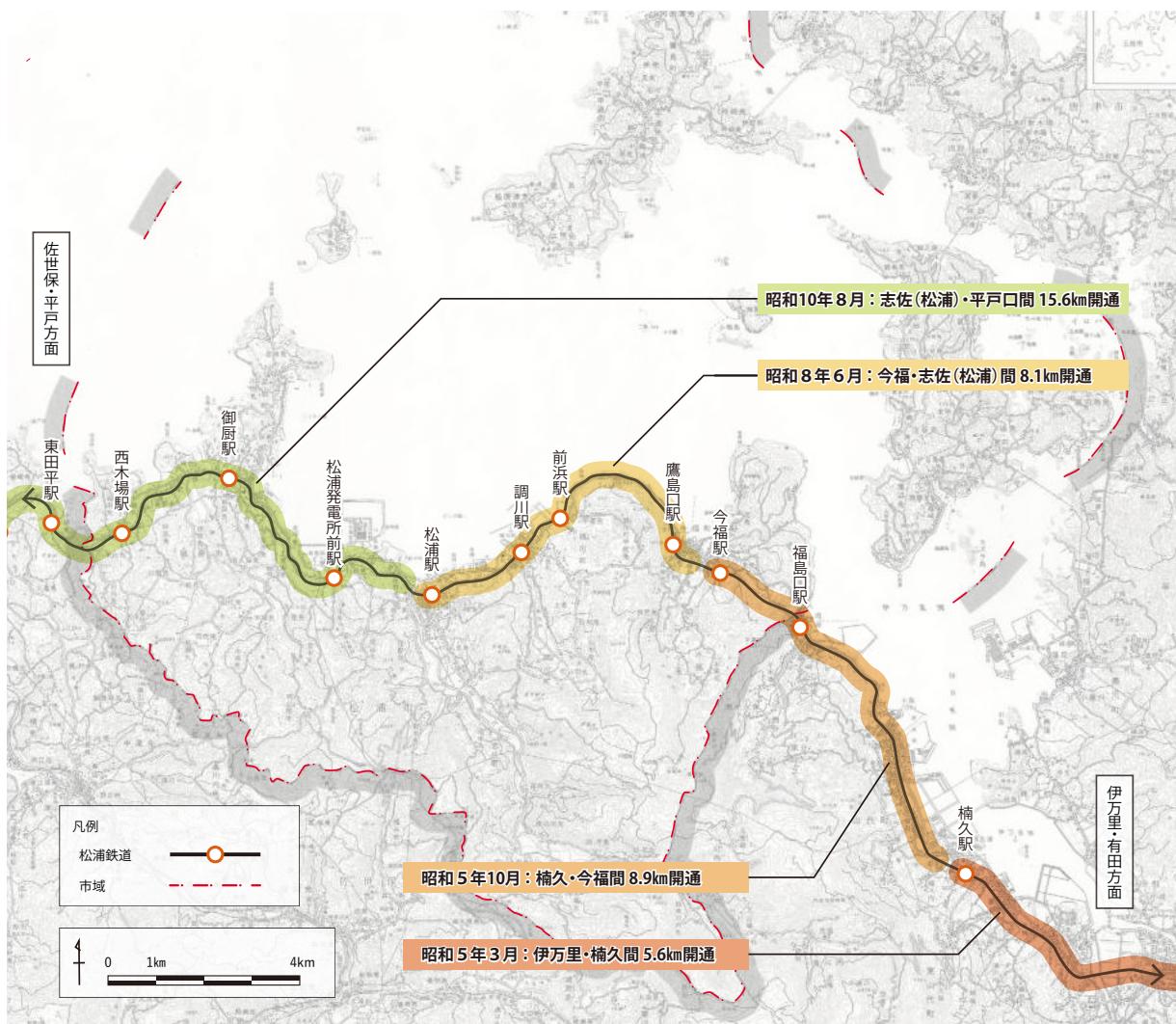


図 市内の松浦鉄道

## 2) 主要な道路網

本土では、国道204号が東西に通り、佐賀県伊万里市方面と平戸市方面を結んでいます。そして、県道が国道204号から星鹿、御厨、上志佐に至る南北方向を結んでいます。

また、西九州自動車道が現在整備中です。西九州自動車道は、高規格幹線道路網の一環として、福岡市から唐津市・伊万里市・佐世保市を経て武雄市に至る延長約150kmの自動車専用道路です。福岡市の都市高速道路天神北ランプから市役所まで車で約90分で結ばれています。将来的には約70分で結ばれる予定です。

福島は、福島大橋が昭和42(1967)年に竣工し、佐賀県伊万里市と陸路で結ばれました。島内は県道喜内瀬鍋串・辻線が島内を環状に巡る主要な道路としての役割を担っています。福島大橋から市役所までは約40分です。

鷹島は、福島大橋の竣工から約40年後の平成21(2009)年に鷹島肥前大橋が竣工し、佐賀県唐津市と陸路で結ばれました。島内は県道鷹島線や県道鷹島肥前線が主要な道路としての役割を担っています。鷹島肥前大橋から市役所までは約70分です。

上記の国道204号、県道喜内瀬鍋串・辻線、県道鷹島線と県道鷹島肥前線は、日本風景街道(シニック・バイウェイ・ジャパン)の「ながさき サンセットロード～橋でつながる教会と歴史の道～」の一部に位置付けられ、観光ルートづくりが取り組まれています。

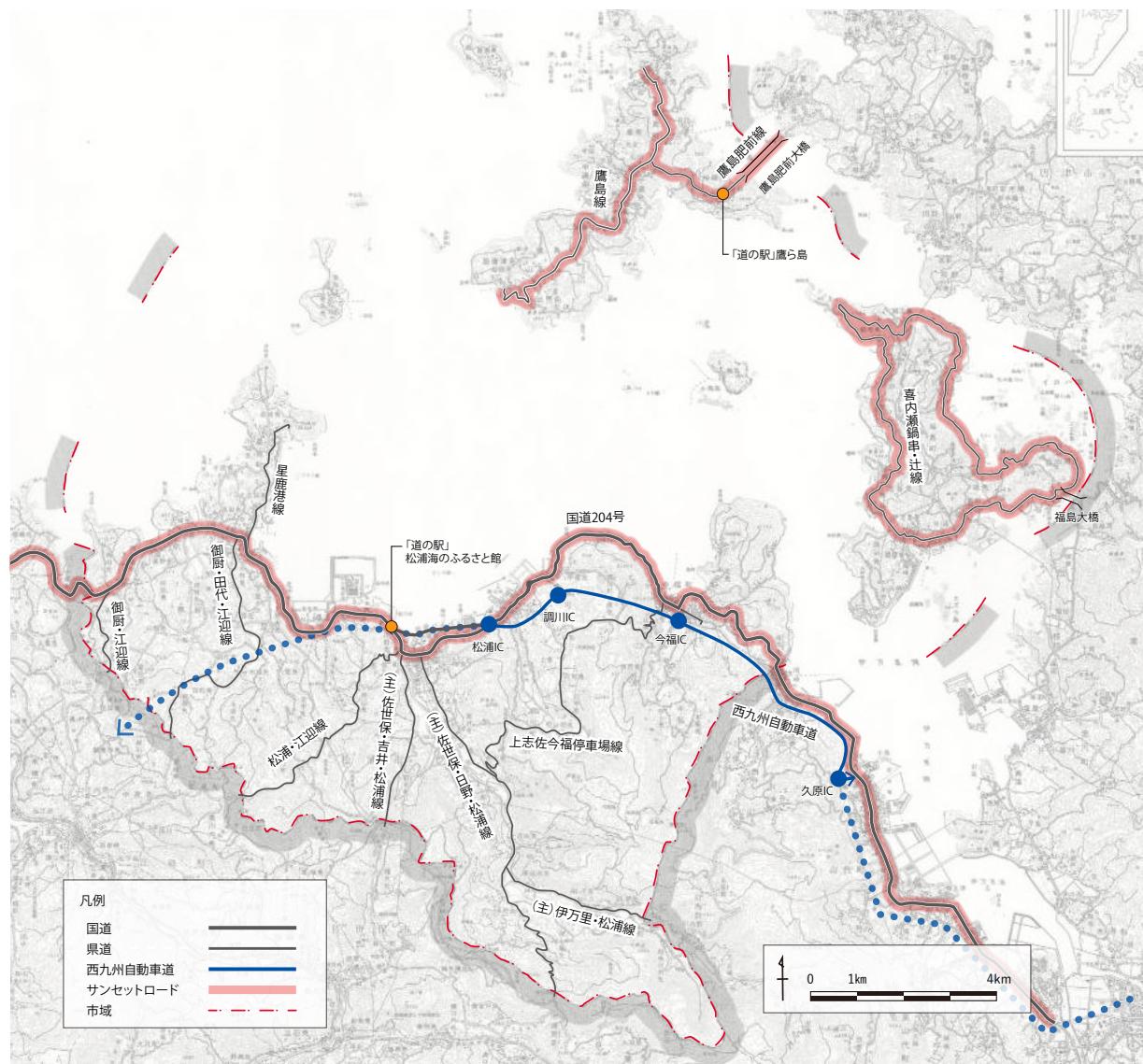


図 市内の主要な道路網

### 3) 公共交通

本市の公共交通は、陸上交通と海上交通に分けられます。

## ● 陸上交通

陸上交通は、松浦鉄道(株)に加えて、路線バス(西肥自動車(株)、昭和自動車(株))、乗合バス((有)松浦観光)、乗合タクシー(鷹島タクシー、福島観光タクシー)、民間タクシーからなり、市内はもとより、隣接する佐世保市や平戸市、伊万里市、唐津市と結ばれています。

## ●海上交通

海上交通は、国庫補助航路である殿ノ浦-今福間(航路、鷹島汽船(有))、阿翁-御厨間(航路、鷹島汽船(有))の2航路と、県単独補助航路である浦之崎-福島間(航路、(有)金子廻漕店)の計3航路で構成されています。阿翁-御厨間(航路)は、水曜日だけ飛島に寄港します。島外から青島、黒島、飛島への陸路はなく、船による移動となります。

なお、黒島及び青島の住民の移動手段の拡充を図るため、黒島・鷹島(阿翁浦)間(航路)の交通船(市所有)の運航管理を黒島住民に業務委託、また、青島地区が運航する青島・御厨間(航路)の交通船(小型兼用船)に対して補助を行っています。

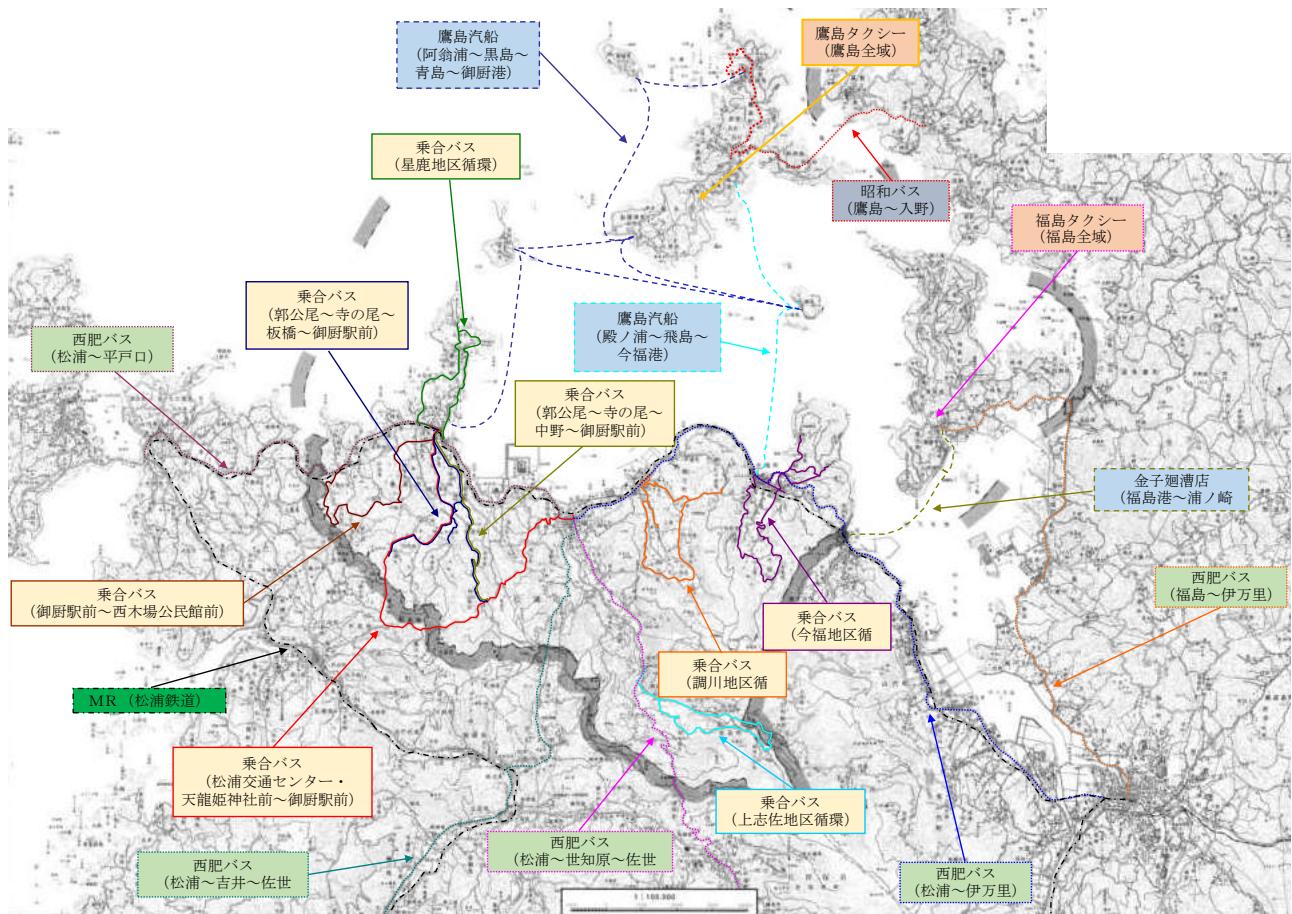


図 公共交通ネットワーク（市作成）

## 4) 港湾・漁港

市内の港は、港湾法に基づく港湾と漁港漁場整備法に基づく漁港に分けられます。

### ●港湾

本市では港湾区域10港が指定されています。その内訳は、地方港湾が6港(調川、松浦、福島、  
床浪、下田、神崎)、56条港湾※が4港(岳崎、三代、三里、原)です。

神崎港(鷹島)の港湾区域が鷹島神崎遺跡史跡指定地とほぼ重複しています。

松浦港内には、九州電力及び電源開発の火力発電所があり、石炭を積載した大型の船舶が往来  
しています。

調川港には、松浦魚市場と水産加工団地が整備されています。

### ●漁港

市内には12の漁港があります。その内訳は、県営の第2種漁港が2港(星鹿、阿翁浦)、市営の第1  
種漁港が10港(志佐、今福、滑栄、西木場、飛島、青島、船唐津、黒島、殿ノ浦、鍋串)です。

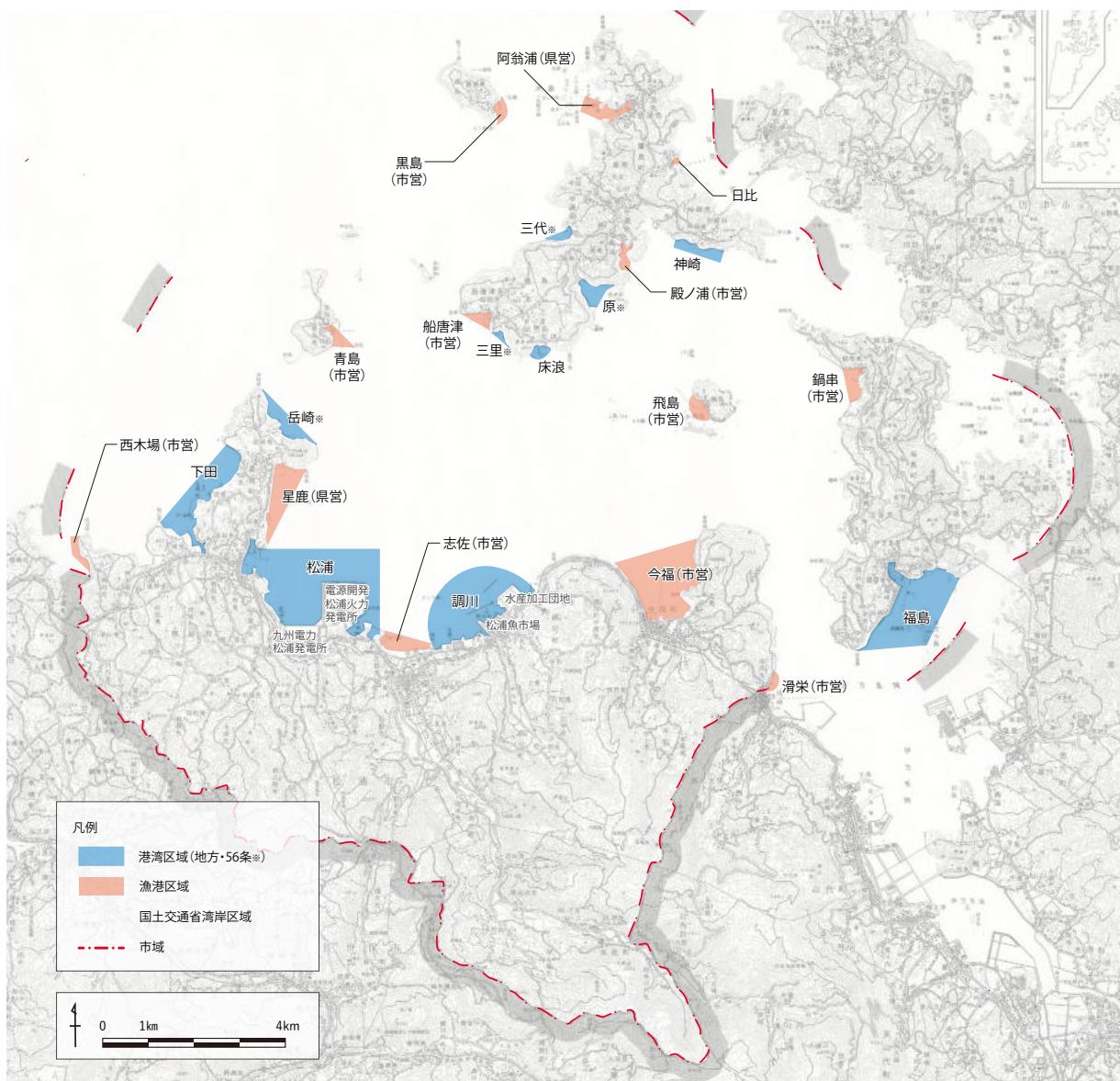


図 港湾

※56条港湾とは、港湾法第56条により都道府県知事が水域を定めて公告した港湾です。港湾区域  
が設定されていない港湾や、地方港湾のなかでも特に小規模な港湾等も含まれます。

## (6)産業

本市の産業は生産額の多いものから製造業、運輸・郵便業、建設業となっています。長崎県全体と比較して、総生産額に対して「農業」、「水産業」、「鉱業」、「電気・ガス・水道・産業廃棄物業」、「運輸・郵便業」が占める割合が大きくなっています。

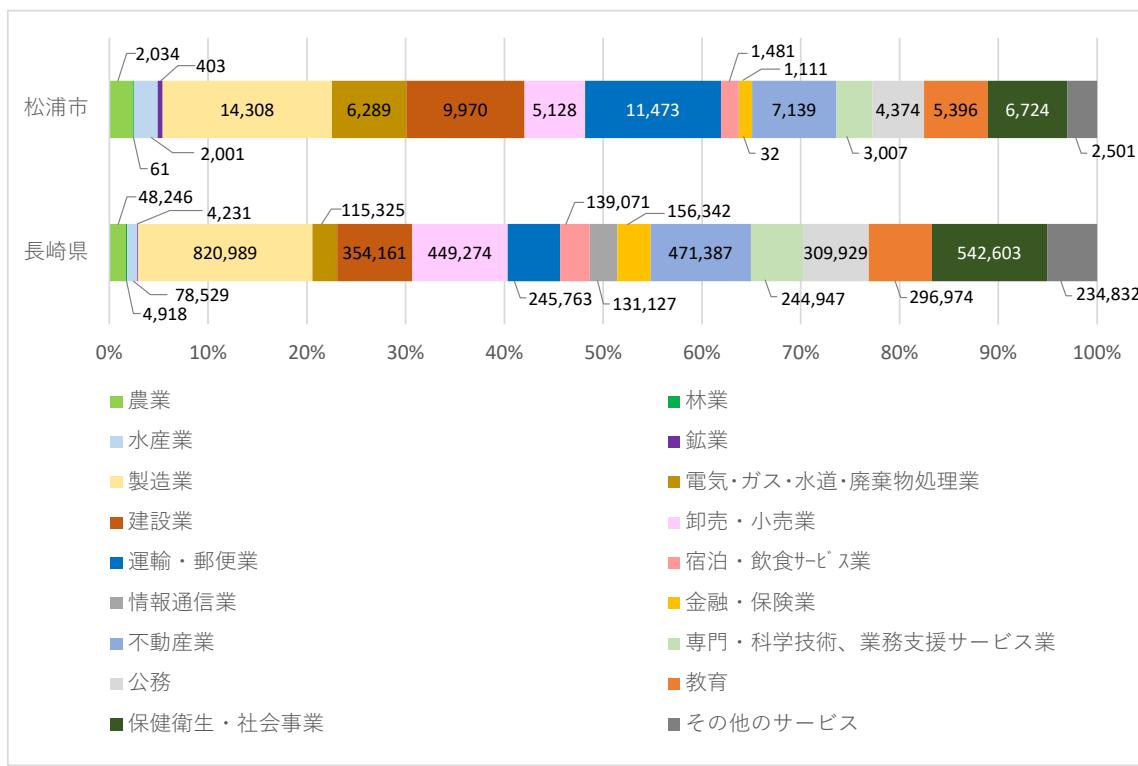


図 総生産額（百万円）に占める産業構成（長崎県市町経済計算（平成30年度）を基に作成）

### 1) 水産業

水産業は、本市の基幹産業です。船びき網、定置網、刺し網、採藻など多様な漁業が営まれています。トラフグ、ハマチ、クロマグロ、タイ、クルマエビ等の魚類養殖業が盛んです。調川港の松浦魚市場と水産加工団地は西九州自動車道へのアクセスも良く、水揚げ、加工、流通を担う水産基地となっています。

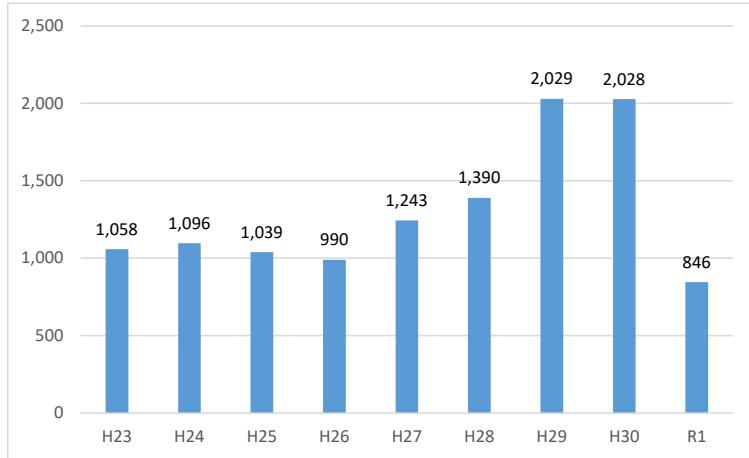


図 水産業生産額（百万円）の推移（市町経済計算を基に作成）

水産業生産額の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大以前は増加傾向で、平成30(2018)年は平成23(2011)年と比較して2倍近くに増加しています。

一方、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価低迷、度重なる大規模赤潮の発生などによる収益性低下に伴う漁家経営の悪化など極めて厳しい状況が続いている。

### 2) 農業

水産業の繁栄には、農作物の生産活動を通して育まれる豊かな生態系が密接に関係していま

す。本市でも古くから農業の振興が図られてきました。『松浦農業振興地域整備計画書(松浦市/令和2(2020)年策定)』に記載される本市の重点振興作物は、水稻、施設野菜(メロン、アスパラガス)、露地野菜(ブロッコリー、スナップエンドウ)、果樹(ぶどう、みかん)、葉たばこ、茶、花き・花木、肉用牛です。これらの作物は、水産物とともに、道の駅でも販売されています。

農業生産額をみると、近年はほぼ横ばいで推移しています。

一方、近年、新規就農者の減少、農業従事者の高齢化等が著しく、農村地域の活力の低下が進んでいます。

### 3) 林業

本市は、市域面積の半分が森林となっています。森林は、きれいな水や空気を育み、土砂災害などから生命や財産を守り、また、美しい景観を創り出すなどの多面的な機能を有しており、その保全は重要です。本市では、森林整備の促進と森林資源の活用を目的として、平成27(2015)年6月に「松浦市森づくり条例」を制定し、国や県の事業と併せて「松浦市森林環境整備基金」による事業の推進を行っています。

林業生産額をみると、近年はほぼ横ばいで推移しています。

一方、林業(林産物等販売業を含む)も木材価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足等に直面しており、間伐等の作業が十分に実施されていない状況です。

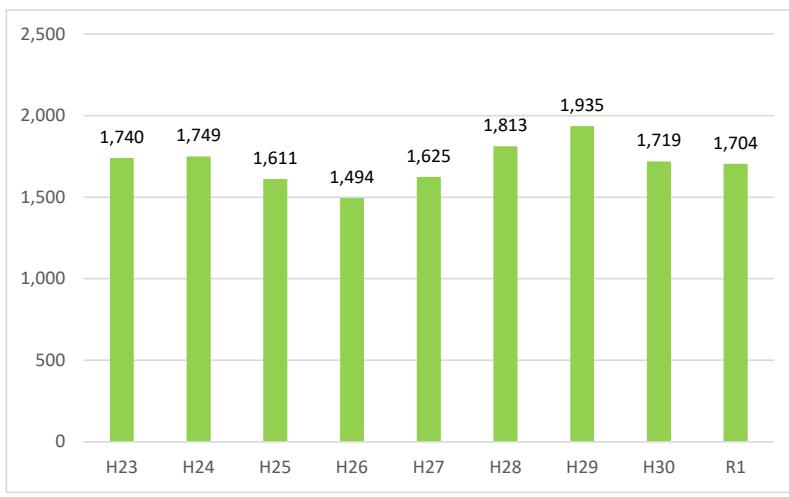


図 農業生産額(百万円)の推移(市町経済計算を基に作成)

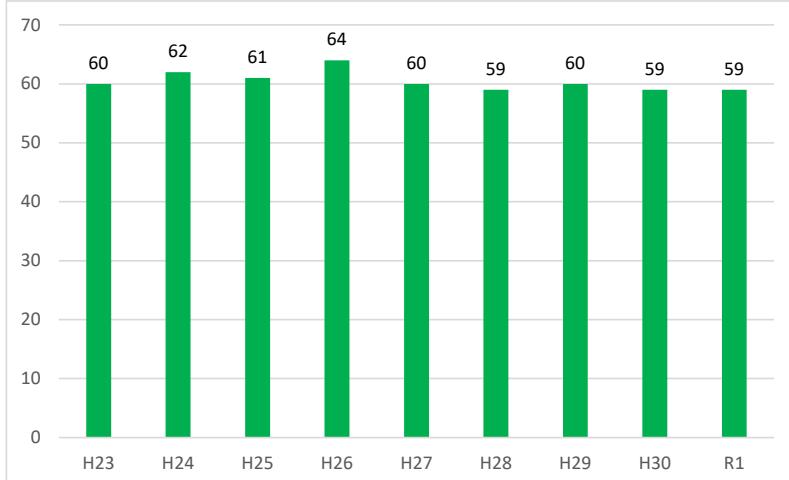


図 林業生産額(百万円)の推移(市町経済計算を基に作成)

### 4) 工業(製造業を含む)

本市は、炭鉱閉山後、火力発電所や石油ガス備蓄基地等のエネルギー産業や製造業の企業誘致に取り組んできましたこともあり、第2次産業の就業人口比率は、昭和60年は30.8%を占めています。しかし、平成27年には26.5%まで減少しています。

本市では、こうした現状を改善するため、松浦地区に新たな工業団地を整備する等、雇用力のある企業の誘致に取り組んでいます。

## 5) 商業

第3次産業の就業人口比率は、昭和60(1985)年は41.8%でしたが、平成27(2015)年は57.5%と増加しています。

ただし、第一次産業・第二次産業の就業人口の減少等による就業構造の変化に伴う相対的な割合の増加によるところが大きいと考えられます。

## 6) 観光業

消費額および観光客数ともに、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度へ増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減少が見込まれています。

他方、本市では、一般社団法人まつうら党交流公社との連携により、「松浦党の里ほんなもん体験」と称して、民家ステイ体験(民泊)を取り組んでいます。民泊の受け入れは、農林水産業の従事者を中心に生業を活かした新しい産業として定着しています。そうした中で体験型修学旅行の受け入れにも積極的に取り組んできました。平成29(2017)年度には、参加者数約2.7万人、学校数156校に及んでいます。

一方、顧客減少や後継者不足により、今後の事業継続が懸念されています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受け入れ数は大幅に減少しています。

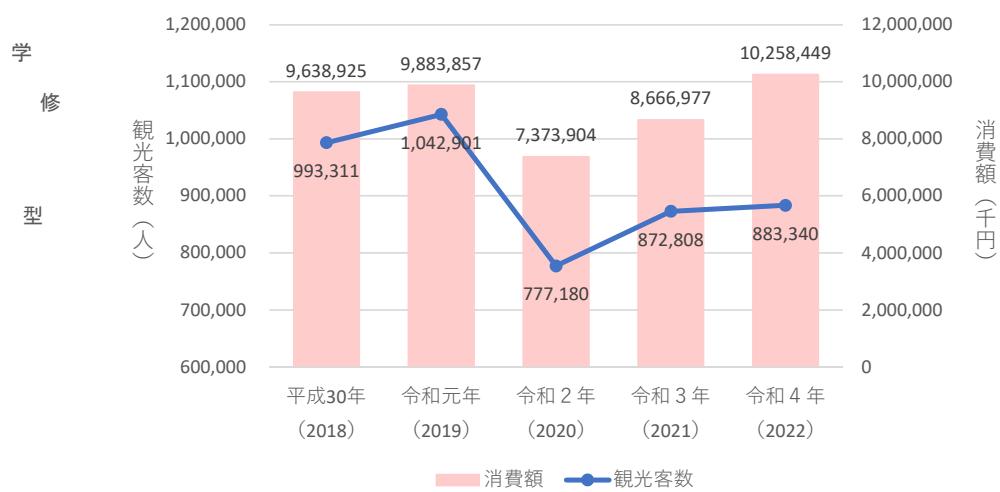


図 消費額と観光客数の推移(市観光データを基に作成)

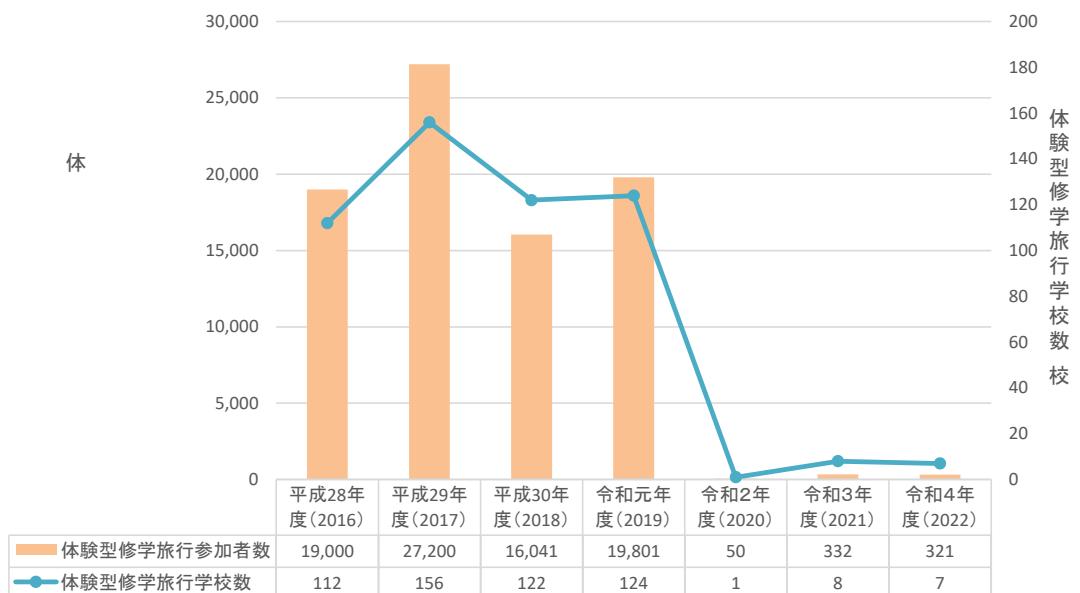


図 体験型修学旅行参加者数(市観光データを基に作成)

## ●遊覧船

遊覧船は、「一般社団法人まつうら観光物産協会」所有の「つばき号」です。旅客不定期航路事業の国認可を受けています。伊万里湾内を約2時間かけてクルージングする4種類のコースが設定されています。青島を周遊するコース、石炭火力発電所を眺める発電所周遊コース、国史跡鷹島神崎遺跡を横切る鷹島周遊コース、玄海国定公園の美しい島々を巡るいろは島周遊コースです。

乗船は、予約制です。予約にあたって、事前に注文しておけば、海の幸を楽しめる仕出し料理を船内で食べることができます。

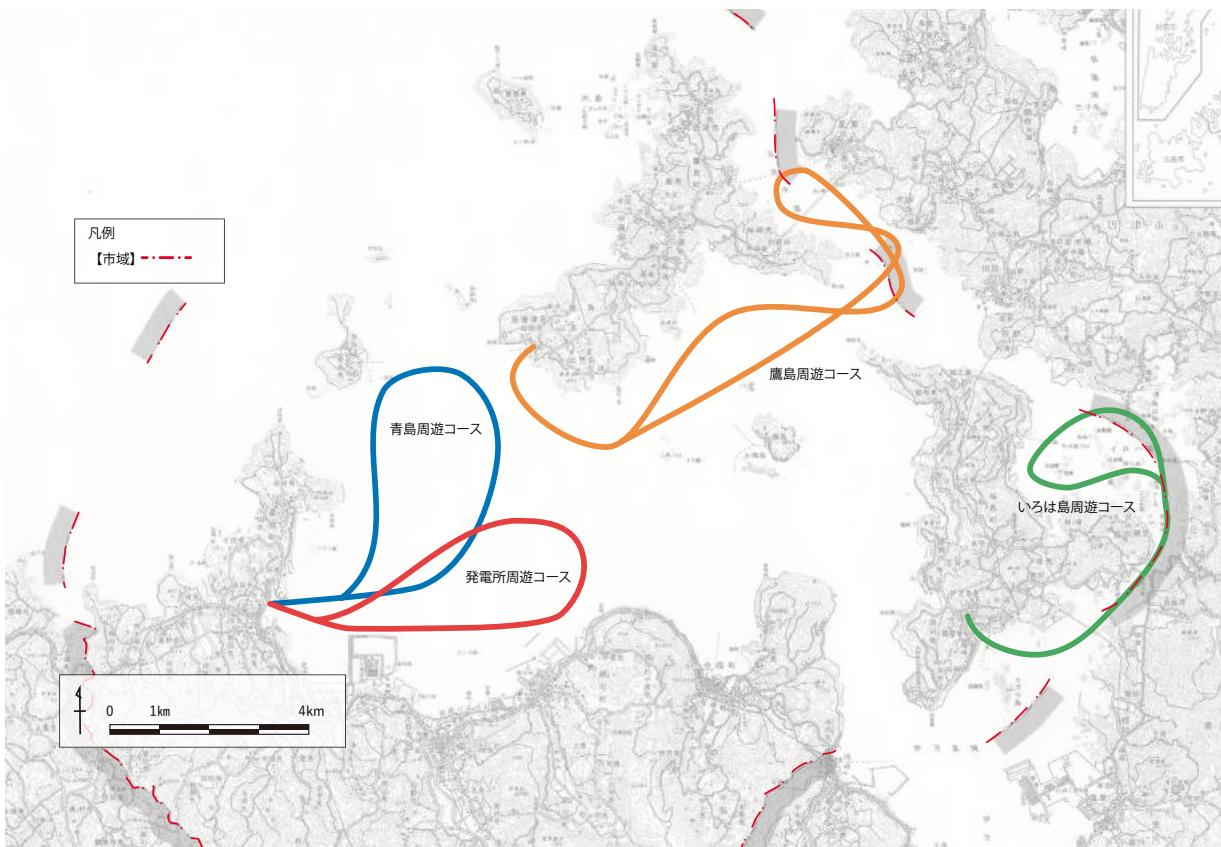


図 遊覧船の周遊コース

## ●元寇サミット

鷹島海底遺跡が調査を開始し、40周年を迎えたことを記念し、令和2年(2020)11月に元寇サミットを開催しました。この催事は蒙古襲来の歴史を地域振興・活性化につなげるとともに、関係自治体等との交流促進を目的としたものです。本市の他、対馬市、壱岐市が参加し、交流宣言を行いました。

### 3.歴史的背景

#### (1)先史(旧石器時代～縄文時代、弥生時代～古墳時代)

##### 1) 旧石器時代～縄文時代

本市における人類の活動の痕跡は旧石器時代にまで遡ります。本市西部に位置する星鹿半島の牟田免付近は黒曜石の産地であり、隣接する伊万里市にも黒曜石の産地として知られる腰岳が存在します。石器石材が調達しやすいという地理的状況も相まって、市内には旧石器時代～縄文時代の遺跡が数多く存在します。特に星鹿半島の台地上に旧石器時代の遺跡が集中していますが、「田川遺跡」(御厨町田代免)など内陸部の台地上や、鷹島、福島、青島など離島部にも遺跡が所在しており、市内の広い範囲で旧石器時代の人類の活動の痕跡が確認できます。なお、旧石器時代は氷河期(最終氷期)にあたり、約2万年前には海面が今よりも100m程低い位置にありました。伊万里湾の最大水深は56mのため、当時、伊万里湾は存在せず、湾内の島々は本土部と陸続きになっていました。

続く縄文時代は、最終氷期が終わり、温暖化により海面が上昇していた時期です。伊万里湾内に海水が流入し、現在の海岸線の基礎はこの時期に出来上がりました。当時の海面の変動を示す遺跡として、「鷹島海底遺跡」(鷹島町)が挙げられます。蒙古襲来の古戦場として知られる鷹島海底遺跡ですが、水深25mの海底から縄文時代早期(8,000～9,000年前)の土器も出土しています。急激な海面上昇により遺跡が水没したことを示しています。昭和41(1966)年に日米合同調査が行われた「姫神社遺跡」(星鹿町北久保免)やドングリ貯蔵穴が確認された「下谷遺跡」(御厨町西木場免)、「平野遺跡」(福島町塩浜免)などの縄文時代の遺跡は海岸沿いに立地し、出土遺物から人々は狩猟採集とともに漁労を営んでいたことがわかっています。松浦の人々は古くから海と関わって生活してきたのです。

##### 2) 弥生時代～古墳時代

弥生時代に入ると、旧石器時代～縄文時代に比べ、確認できる遺跡数が減少します。これは、稻作の受容により河川流域の限られた平野部に人々が集まった結果と捉えられます。市内の代表的な弥生時代の遺跡としては、志佐川流域の「柏ノ木遺跡」(志佐町柏木免)や「久保園遺跡」(志佐町里免)、今福川流域の「今福遺跡」(今福町浦免・仏坂免)、「中ノ瀬遺跡」(今福町浦免)などが挙げられます。柏ノ木遺跡では甕棺墓や石棺墓と呼ばれる墓が確認され、石棺墓からは中国製の銅鏡やガラス小玉、管玉が出土しています。また、日本に関する中国側の最古の記事である『三国志』魏書東夷伝倭人条(いわゆる「魏志倭人伝」)では松浦地域が「末盧国」として言及されています。「一支国」(壱岐島)から海を渡って「末盧国」に着くことや、「末盧国」の人々が漁労を生業としていたことが記されています。

古墳時代になると、本市でも古墳が造られます。本土部の「小嶋古墳群」(御厨町大崎免)のほか、福島町の「横島古墳」(喜内瀬免)、鷹島町の「薰崎鬼塚古墳」(阿翁浦免)、「宝ヶ峯古墳群」(中通免)など、離島部に多く分布しているのが特徴です。これらの古墳は全て横穴式石室という墓室をもつ小形の円墳で、いずれも海岸部に立地しています。その立地から、これらの古墳を造営した人々は海と深く関わりのある人々、海人集団であったと考えられています。

#### (2)古代(奈良時代～平安時代)

##### 1) 奈良時代

奈良時代～平安時代については、遺跡から判明することは少ないものの、奈良時代初期に編纂

されたとされる『肥前国風土記』には「松浦」の地名の由来や郷・里・駅・烽の数、アワビ・サザエ・タイ・海藻などの海産物が豊富であることなどが記されています。松浦地方は、「松浦郡」として記述されていますが、ここでいう「松浦郡」は、現在の佐賀県唐津市から伊万里市、長崎県松浦市、平戸市、五島列島までを含む、玄界灘沿岸の広い地域を指しています。「松浦郡」の郡衙(当時の役所)の所在地については確定していませんが、唐津市の松浦川付近が有力視されています。また、『続日本紀』の宝亀6(775)年の記事には、松浦郡の川部酒麻呂という人物が遣唐使船の第4船の舵取りを担当していたことが記されています。彼は遣唐使の帰路、船を失火から守り切り、無事帰国させています。その功績を買われ、外從五位下という官位を与えられています。松浦郡の人々が関西との間を往復していた船は「松浦船」と呼ばれていたようで、『万葉集』に「松浦船」について詠まれた歌が残されていることから、松浦市周辺において海や河川を生業の場とする人々が生活していたことが伺えます。

## 2) 平安時代

遣唐使は平安時代も引き続き派遣されますが、松浦郡の人々は平安時代においても遣唐使船の水夫として活躍していたものと思われます。11世紀の末頃になると、松浦郡一帯には「宇野御厨」が設定されます。御厨は本来、皇室や伊勢神宮などの有力な神社に食材などを貢納する場所を指しますが、宇野御厨は大宰府(7世紀後半に置かれた、九州の行政・司法を所管する役所)の食料を確保するために置かれました。

松浦の人々は主に海産物を納めていたものと考えられます。また、宇野御厨は御厨牛と呼ばれる牛を産する場所としても知られ、牛車を引く牛として都の貴族に珍重されました。

平安時代の末期になると、「松浦党」と呼ばれる武士団が現れます。彼らは松浦水軍とも呼ばれ、源平合戦では平家方の水軍として活動しています。当時、九州は平家の勢力圏内であり、松浦党は日宋貿易を通した関係があったため、平家方に与しました。『平家物語』では、壇ノ浦の戦い(元暦2(1185)年)に兵船300余艘を率いて参戦したことが記されています。また、彼らは源姓でかつ一字名(久、直、持など)を名乗るのが特徴です。

松浦党一族の出自については諸説ありますが、江戸時代に平戸藩で編纂された『松浦家世伝』によれば、嵯峨天皇の第18皇子である「融」が皇族から臣下として降った際に、「源」の姓を賜り、さらに「融」から数えて8代目にあたる「源久」が延久元(1069)年、宇野御厨検校(検校とは荘園などの監督職のこと)として摂津国(現在の大坂府から兵庫県の一部)から松浦に下り、「松浦」姓を名乗ったのが始まりとされています。源久が松浦で最初に降り立った浜が「ぎぎが浜」であり、案内された神社が現在の今福神社、そして松浦の地を見渡せる今福の山の上に築いた山城が「梶谷城」(県指定史跡)と伝えられています。久は後に息子らに領地を分け与え、彼らはその領地の地名(御厨・波多・石志・神田・佐志など)を姓として名乗ることとなります。その後も彼らは代々子孫に領地を分け与え、おののその地名を姓としました(有田・大河野・峯・山代・八並・値賀など)。こうして、合議的結合体と言われる松浦党が出来上がりました。

一方、藤原実資(公家。右大臣も務めた)の日記である『小右記』長和5(1016)年の記事に、「肥前守源聞」の名が、寛仁3(1019)年の記事には「力伊の入寇」(女真族が対馬・壱岐・北部九州沿岸を襲った事件)の際に活躍した人物として、「前肥前介源知」の名が見えます。「肥前守」、「肥前介」という国司(地方行政官)の役職についていることから、彼らが松浦氏の祖ではないかと見る向きもあります。また、松浦『党』という呼称は、多分に蔑視観を含んだ呼び方で、当時の中央、つまり京都の人々からすれば、実態が判然としない武士であり、自らを「松浦党」と称したわけではないことには注意を要します。

### (3) 中世(鎌倉時代～戦国時代)

#### 1) 鎌倉時代

壇ノ浦の戦い後、鎌倉幕府は平家方の有力豪族らを処分しましたが、小領主の連合体である松浦党の人々はとくに処分を受けることはありませんでした。松浦清、山代団、峯披ら松浦党の兄弟(久の孫の世代にあたる)は、領地の承認を求め、鎌倉へと出向いています。以後、松浦党一族は地頭御家人として鎌倉幕府に仕えることとなります。

松浦党の人々はいわゆる「倭寇」として海賊行為も行っていたようで、藤原定家(公家。歌人。『新古今和歌集』、『新勅撰和歌集』の編纂に携わった)の日記である『明月記』嘉禄2(1226)年10月の記事に「鎮西の凶党《松浦党と号す》、数十艘の兵船を構え、彼の国の別嶋に行き合戦す。民家を滅亡し、資材を掠め取る《行き向かう所、半分ばかり殺害され、その残り、銀器等を盗み取り帰り来る云々。」とあります。ここで言う「彼の国」は当時朝鮮半島を支配していた高麗のことです、松浦党の海賊行為が京都の朝廷にまで伝えられていたことが分かります。これは初期倭寇の活動の一例で、他に高麗船の略奪、高麗沿岸部の島を襲撃するという事件を起こした記録が残っています。

鎌倉時代の半ば、中世日本を揺るがす一大事件が起こります。「蒙古襲来(元寇)」です。「蒙古襲来」は文永11(1274)年と弘安4(1281)年の2度に亘り、1度目の文永の役では軍船900艘、約4万人、2度目の弘安の役では軍船4,400艘、14万人の大軍が日本に押し寄せ、対馬、壱岐、松浦、博多がおもな戦場となりました。文永の役では、対馬、壱岐が襲われたのち、松浦地方にも元軍が襲来したようで、鎌倉時代末に成立した『八幡愚童訓』には、「平戸・能古・鷹島辺の男女多く捕らわる、松浦党敗北す」とあります。住民らは捕虜となり、松浦党も応戦したものの、数百人が討たれてしまったようです。その後、元軍は博多に向かい、博多を守る武士と戦闘になりますが、短期間で撤退しています。

続く弘安の役では、再び対馬、壱岐が襲撃され、博多、壱岐での戦いの後、元軍は伊万里湾に集結しました。伊万里湾に停泊した元軍と鎌倉武士の間で海上戦が行われており(御厨海上合戦)、『蒙古襲来絵詞』には御厨、鷹島の名が見えます。そのような中、旧暦7月30日の夜半から翌閏7月1日にかけて暴風雨が吹き荒れ、元軍の船団は壊滅しました。この情報を得た武士は鷹島へ渡り、生き残った元軍を相手に1週間に及ぶ残敵掃討戦を行っています。鷹島南岸に広がる「鷹島海底遺跡・国史跡鷹島神崎遺跡」は弘安4年旧暦閏7月1日の暴風雨により元軍が壊滅した史実を示す貴重な水中遺跡です。また、戦場になった鷹島町や星鹿町には、蒙古襲来に関連する伝承地や地名が多く残されています。この一連の戦いでは、松浦党の人々も果敢に戦っており、彼らの軍功を示す文書が多く残されています。

「蒙古襲来」という一大事件後、日本と元は政治的には敵対関係にありました。民間貿易は活発に行われており、日本国内には陶磁器などの輸入品が流通しています(日元貿易)。「樓階田遺跡」(志佐町白浜免)からは多量の中国産、朝鮮半島産の陶磁器が出土しており、「蒙古襲来」で多大な被害を受けたにも関わらず、海外貿易に活躍した松浦党の存在が伺えます。

#### 2) 南北朝時代～室町時代

元弘元(1331)年、後醍醐天皇の挙兵に始まる「元弘の乱」により、鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇の新政が始まりますが、それも数年で崩壊すると、日本は南北朝の動乱の時代を迎えます。南北両朝は激しい合戦を繰り返しますが、松浦党諸氏もこの動乱に巻き込まれました。松浦党諸氏含め、九州の武士はある時は北朝方、ある時は南朝方につくなど、その時々によって領地や自身の利益を保証してくれる勢力に味方し、生き残りをかけて戦いました。

一方、中国大陸では元王朝が倒れ、明王朝が建国(1368年)されます。室町幕府は明との貿易(日明貿易)を開始しますが、その遣明船の警護には松浦党があたりました。玄界灘を知り尽くした松

浦党は室町幕府から重用されていたようです。松浦党諸氏は遣明船の警護にあたる一方、倭寇としても活動していました。正平5(1350)年以降、倭寇の活動が活発化します。これを前期倭寇と言い、1471年に朝鮮王朝の申淑舟が著した『海東諸国紀』には、前朝(高麗王朝)末期の朝鮮半島沿岸を襲ったのは、上松浦・下松浦・壱岐・対馬の人々である、と記録されています。朝鮮半島の人々からは松浦地域が倭寇の根拠地の一つであると見られていました。この前期倭寇の影響は大きく、高麗滅亡の要因の一つに数えられます。

また、この時期、松浦党の内部構造にも大きな変化が起こります。前に述べたように、当初は血縁集団であった松浦党ですが、南北朝時代に入ると、それまで松浦党とは血縁関係のなかった武士が、松浦姓を名乗るようになります。五島の青方氏や的山大島の大島氏などがその一例です。当初は血縁集団であった松浦党は次第に地縁集団として、拡大していきました。こうした党員の増加により、松浦党は上松浦党と下松浦党の2つに分かれました。上松浦は現在の東・西松浦郡、下松浦は南・北松浦郡にあたります。今一つ注意すべきは、松浦党には明確なリーダーが認められないことです。彼らは強力なリーダーの下にまとまっていたわけではなく、「松浦党」という集団の下に参画していました。このことを示すように、下松浦党では国人一揆こくじんいっきという一種の連合が結ばれます。この一揆に関して、応安6(1373)年から永享8(1436)年までの63年間に合計9通の一揆契諾状、いわば契約書が作られます。応安6年の契諾状は、①非常時の際は一味同心し、一緒に戦功にはげむこと、②メンバー間において土地や合戦についてもめ事が起った場合は話し合いをし、多数決で決着をつけること、③メンバー間で裁判が起った際は、血縁関係の有無によらず、理にかなった意見を言うべき、④多数決の決定に背いた場合はメンバーから追放する、⑤家来が狼藉を受けた場合でも、多数決の決定を待たずに勝手に仕返しをしてはならない、という内容となっています。なお、南北朝の争乱が終結すると、一揆は結ばれなくなっています。

### 3) 戦国時代～安土桃山時代

応仁元(1467)年、室町幕府内の勢力争い、足利将軍家の後継者問題等に端を発した応仁の乱から、日本は戦国時代へと突入、全国各地に戦国大名が台頭することとなります。先の南北朝～室町時代に松浦では一族の対等・平等を基本として結束してきましたが、戦乱の中、上松浦党では波多氏が、下松浦党では平戸松浦氏、宇久氏(後の五島氏)が台頭します。下松浦党の平戸松浦氏は、次第に戦国大名として大きな力を持つようになっていきます。平戸松浦氏は有馬氏や大村氏、他の松浦党一族らと争うこととなります。松浦党一族の争いを制し、平戸・北松浦半島・壱岐にまで所領を広げた平戸松浦氏と有馬氏、大村氏の間で戦いが続いますが、天正15(1587)年の豊臣秀吉の九州平定により争いは終結しました。翌天正16(1588)年、秀吉は海賊衆に対して海賊行為をやめるよう海賊停止令を出しています。倭寇の拠点である松浦地域を治めていた平戸松浦氏にも出されており、領主である松浦鎮信宛ての文書が残されています。

天下人となった秀吉は、次に朝鮮半島、中国大陸へと目を向けています。その侵攻拠点として築城したのが肥前名護屋城(佐賀県唐津市)でした。天正19(1591)年、秀吉は平戸松浦氏当主であった松浦鎮信に壱岐勝本城の築城を命じています。また、この頃、梶谷城は部分的に修築がなされたようです。文禄・慶長の役の際の出城として用いられたものと考えられます。鎮信は小西行長率いる第1軍に所属し出陣することとなり、その軍勢には今福にあった宗家松浦氏の松浦定も加わっています。出陣に際し、蒙古襲来の戦勝祝いに始まるところの鷹島の島踊りが秀吉の前で披露されています。定は朝鮮半島で戦死し、これに伴い宗家松浦領の今福は平戸松浦氏領となりました。今福町東免には文禄の役で戦死した松浦定とその家臣の供養塔があり、県指定史跡となっています。この戦いが松浦党の水軍としての最後の戦いとなりました。上松浦党の波多氏は文禄の役の最中である文禄2

(1593)年、秀吉により領地が取り上げられ、その領地は秀吉の側近、寺沢広高に宛がわれています。なお、この戦いに際し、志佐純高すみたかが淀姫神社に必勝を祈願したことが、淀姫神社の秋の例大祭やぶさめで行われる流鏑馬神事の起源であるという説があります。

## (4)近世(江戸時代)

慶長5(1600)年、関ヶ原の戦いが起こります。各大名家は徳川方の東軍と豊臣方の西軍に分かれることとなりました。平戸松浦氏と五島氏は、一度は豊臣方に付こうとするも、大村氏と相談し、最終的には徳川方についています。関ヶ原の戦いを制した徳川家康は慶長8(1603)年、江戸幕府を開き、以降、幕藩体制が確立することとなります。平戸松浦氏はこれまでの領地を認められ、平戸藩6万3,000石の外様ときさま大名として存続しました。寛文4年(1664)年には、文禄の役において戦死した松浦定の孫である松浦信貞のぶただが松浦領内で1,500石を与えられ、旗本になります。なお、この所領も寛政2(1790)年には平戸藩に委任されています。

『慶長国絵図』および慶長9(1604)年の『平戸領惣目録』には、志佐、御厨、調川、今福などの村名が記されています。近世の市域は、平戸藩領の御厨村と星鹿村、旗本松浦領の今福村があり、そして元禄元(1688)年に平戸藩5代藩主松浦棟が家督を継いだ際、弟の松浦昌に分地した志佐村と調川村に分けられます。海岸部の主要な村々は、御厨街道が通り、調川村などには一里塚が置かれています。文化10(1813)年の伊能忠敬の測量隊の一行もこの道を利用しています。また、御厨街道の様子は、『御道中図会(※図は旧字体)』にも描かれています。御厨街道は、一部を除き、今も歩くことができます。また、『慶長国絵図』などを見ると、海上に航路を示す赤い線が描かれており、人々は街道だけでなく海路も日常的に利用していました。明暦2(1656)年の『田方帳抜書』には、星鹿浦や御厨浦などの浦(港)も記されています。

松浦地方では江戸時代にも石炭が産出されており、宝暦年間(1751~1764年)に調川産の石炭が星鹿などの浦から回漕かいそうされていた記録が残されています。『福島町郷土誌』によれば、明治時代以前から石炭層があることが知られており、福島町の里や大山では家庭用燃料として煮干しの釜炊きなどに使われていたようです。

江戸時代、松浦市近隣では有田焼や三河内焼などの生産が盛んとなりますが、松浦市内には調川中里窯址(調川町下免)及び皿山窯址(志佐町白浜免)の2箇所のみが確認されています。調川中里窯では江戸時代末期から短期間焼いていましたが窯址には戦後住宅が建てられ痕跡が残っていません。一方、皿山窯址では焼成室を5つ持つ連房式登窯と炭窯が確認されており、磁器や窯道具が出土しています。その操業年代については文献史料に乏しく、はっきりしませんが、18世紀末期と考えられています。

市内には新田という地名が散見されますが、これらの多くは江戸時代から明治時代の初期にかけて干拓工事が行われた場所です。この干拓工事に関する伝承として、今福町東免にある人柱觀音供養塔にまつわる「丹後の人柱」や星鹿町青島の「長者と河太郎」などの民話が残されています。

## (5)近現代

### 1) 明治時代～戦前

安政7(1860)年、桜田門外の変がおこり、日本は幕末～維新の動乱期に入ります。この時、平戸松浦氏は尊王攘夷派として動いており、慶応3(1867)年の鳥羽伏見の戦いにも討幕派として参戦しています。戊辰戦争に際しては、政府の命令で奥羽出兵を行っています。明治2(1869)年、版籍奉還により、平戸藩主であった松浦詮あきらは、平戸藩知事となります。明治4(1871)年7月に廃藩置県が実施され、平戸藩は平戸県と改称、詮は藩知事職を解任されることとなります。さらに同年11月、平戸

県は島原県、福江県、大村県とともに長崎県と合併しました。以降、現在の松浦市域は長崎県の行政区画に組み込まれ、現在まで続くこととなります。明治5(1872)年には区制が布かれ、御厨及び星鹿地域は田平区(平戸市田平町)に属することもありましたが、翌年以降の区制改正(大区・小区の

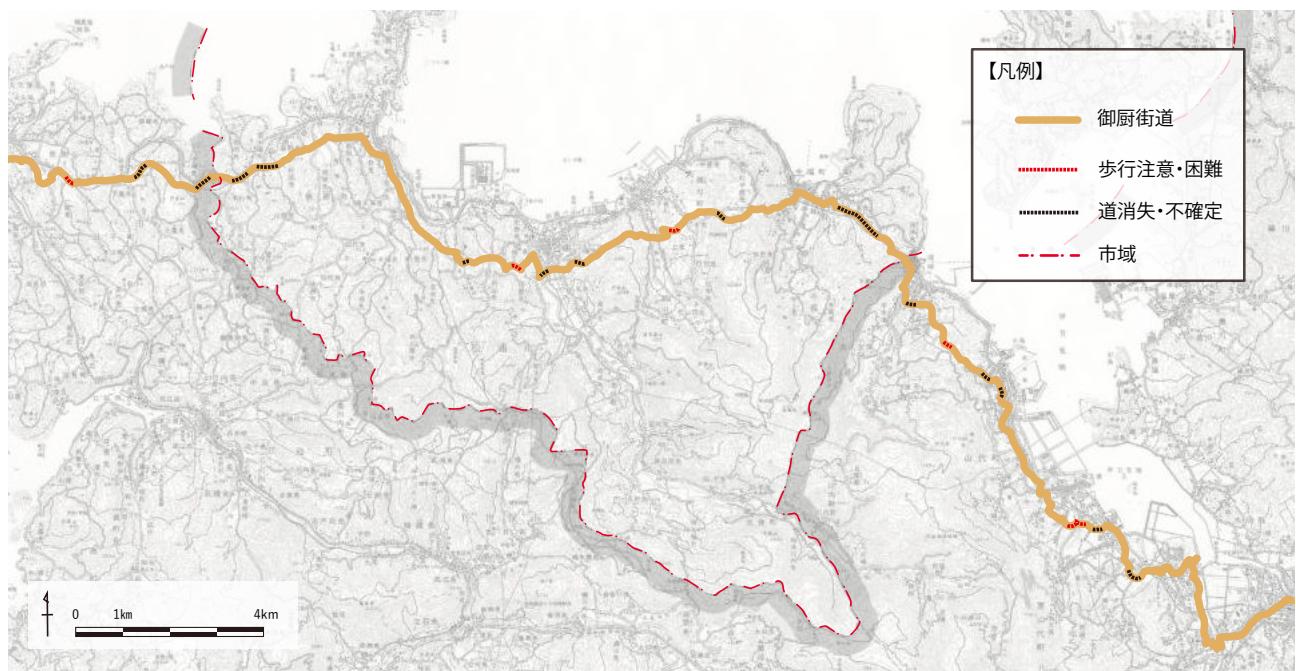
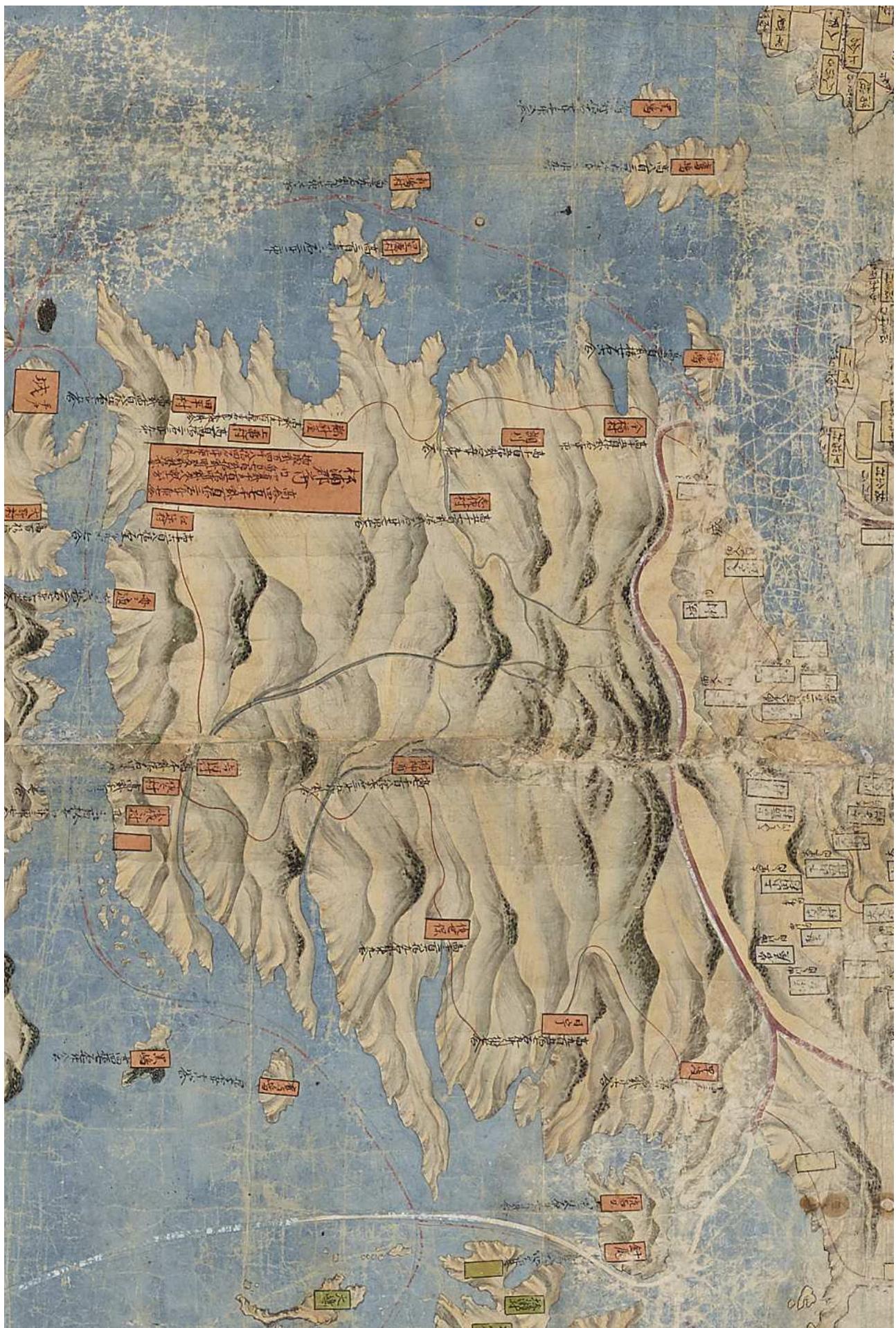


図 御厨街道



伊能忠敬 実測地図 下河辺政五郎等作 江戸時代 文政4（1821）年（松浦史料博物館蔵）



慶長国絵図(松浦史料博物館蔵)

配置)により、現在の松浦市域は御厨・星鹿地域の22大区と、志佐・調川・今福・福島・鷹島地域の23大区に分けられました。明治11(1878)年には「郡区町村編制法」により、古代から続いてきた松浦郡は東西南北に分割され、現松浦市域を含む北松浦郡の郡役所は平戸村に置かれます。これを機に、区政で小区と位置付けられていた各村は郡長監督下で村制を施行しました。明治22(1889)年4月の町村制施行により、市域には御厨村、星鹿村、上志佐村、志佐村、調川村、今福村、福島村、鷹島村が成立しました。なお、郡制は大正12(1923)年に廃止され、単なる行政区画名として郡名が残っています。

明治時代以降における長崎県の主要産業として石炭産業が挙げられます。松浦市域には北松炭田が存在していました。ただし、北松炭田は広範囲に埋蔵されているものの、炭層が薄く、小規模な炭鉱がほとんどでした。石炭採掘について、長崎県『第五課事務簿鉱山之部』によると、明治26(1893)年には今福地区24箇所、調川地区8箇所、志佐地区11箇所、御厨地区2箇所の採炭鉱区がありました。同28(1895)年の採掘鉱区は76箇所(うち試掘25箇所)にまで増え、昭和14(1939)年には今福町内で炭鉱が相次いで開かれています。また、『福島町郷土誌』によれば、福島地区にも明治22(1889)年に1鉱区の届出があり、大正6(1917)年には15箇所(うち試掘6箇所)に増え、昭和10(1935)年以降は福島炭鉱、徳義炭鉱、鯛之鼻炭鉱といった経営規模が大きい炭鉱が長く操業していました。

国鉄九州総局資料によると、市内を通る松浦線は伊万里側から延びる伊万里線として整備がはじまり、昭和10(1935)年には伊万里-平戸口間(航路)が開通しています。詳しく見ていくと、昭和5(1930)年に伊万里-今福間(航路、14.5km)、昭和8(1933)年に今福-志佐(松浦)間(航路、8.1km)、昭和10(1935)年に志佐(松浦)-平戸口間(航路、15.6km)が開通しています。また、昭和20(1945)年に伊万里線と佐世保側からの松浦線が接続し、有田-伊万里-佐世保間(航路)が松浦線に改称されています。この接続により既設の佐世保線と伊万里線で結ばれる環状線が完成しています。

## 2) 戦後

昭和18(1943)年に陸軍船舶隊の根拠地に指定されていた新御厨港は、同25(1950)年には石炭積出港として活用されていました。今福、調川、福島の港も石炭積出港としての役割を果たしていました。炭坑で働く人々でまちは賑わい、昭和35(1960)年には人口のピークを迎えました。しかし、同47(1972)年の中興鉱業福島炭鉱を最後に全ての炭鉱が閉山しました。

閉山後、市は産業開発と工業誘致を積極的に進め、様々な企業誘致に実績を挙げてきました。昭和44(1969)年に本市への誘致企業第1号として、株式会社エミネントラックス(本社:大阪府)が進出したことをきっかけに、縫製や紡績に関わる企業が立地しました。昭和52(1977)年には、九州液化瓦斯福島基地株式会社が設立され、LPガス輸入基地受入に向けて動き出し、昭和58(1983)年操業開始しました。さらに、LPガス国家備蓄基地の誘致にも取り組み、平成17(2005)年に福島石油ガス備蓄基地が完成しました。エネルギー産業としては、火力発電所の誘致にも取り組んできました。昭和52(1977)年、九州電力と電源開発から石炭専焼の火力発電所建設の申し入れがあり、石炭積出港であった黒潮港(志佐町白浜免)周辺に両社が石炭専焼火力発電所を建設しました。さらに整備が進み、平成9年(1997)年に電源開発2号機、令和元(2019)年に九州電力2号機が運転を開始しました。地元雇用、宿泊施設や飲食店の利用などで、まちの活気につながっています。

昭和54(1979)年には、石炭積出港として機能していた調川港が、日本遠洋旋網漁業協同組合所属の大中型旋網漁業、イカ釣り漁業などの集荷基地として再整備されました。また、本市が開設者となり、松浦市地方卸売市場松浦魚市場も開設されています。

## 第2章 松浦市の文化財の概要

### 1.文化財調査の概要

#### (1)文化財に関する既往の把握調査

市内における文化財に関する既往の調査研究は、本市が主体となって実施した調査、長崎県が主体となって実施した調査、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業を活用し行われた調査研究等に分けられます。特徴的な点としては、対象が埋蔵文化財に関するものがほとんどであること、そして科学研究費を活用して行われた大学との連携による鷹島海底遺跡に関する調査研究が多いことが挙げられます。

##### 1) 松浦市の既往調査

###### ●1市2町の合併以前

昭和48(1973)年から平成18(2006)年にかけて、旧松浦市(23冊)、旧鷹島町(12冊)の調査報告書がそれぞれ教育委員会でまとめられています。旧松浦市の調査報告書は一般的な埋蔵文化財の発掘調査に関するもので、旧鷹島町の調査報告書は海底遺跡に関するものです。

旧鷹島町が鷹島海底遺跡に関する調査報告書をまとめるようになったのが昭和59(1984)年からです。平成15(2003)年までは床浪港と神崎港の改修工事にともなう緊急発掘調査が、以後は内容確認のための発掘調査の報告書がまとめられるようになっています。

###### ●1市2町の合併後

市内の一般的な埋蔵文化財に関する発掘調査の報告書(7冊)、鷹島海底遺跡に関する報告書(5冊)を計12冊まとめています。

これまでの調査研究成果が認められ、平成24(2012)年3月、鷹島神崎遺跡が国指定史跡に指定されました。その後は、平成26(2014)年に『国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書』を策定しています。

また、本市は旧長医家住宅主屋の図面作成と評価、そして活用方策に関する調査研究にも取り組んでいます。旧長医家住宅は、海軍との石炭取引などで財を成し、その後、佐賀県伊万里市や佐世保市で海運業を営んだ長医秀夫が出身地の星鹿町に建てた別荘です。平成29(2017)年、旧長医家住宅主屋が国登録有形文化財に登録されました。

##### 2) 長崎県の既往調査

長崎県が発行する調査報告書の中で、松浦市に関するものは11冊が挙げられます。

埋蔵文化財と鷹島海底遺跡に関する調査報告書に加えて、民俗芸能・民謡に関する調査報告書もまとめられています。

##### 3) 科学研究費助成事業関係

科学研究費による調査報告は、昭和55(1980)年の茂在寅男の調査にはじまり、その後、西谷正や池田榮史らによる鷹島海底遺跡関連の調査報告書が多数まとめられています。

## (2)文化財の総合的把握

本市は、本計画作成にあたり、令和3(2021)年度に、指定や登録文化財に留まらず、市内に所在する文化財を総合的に把握することを目的として、文化財の現地調査や自治会における伝統的な活動に関する調査等を行いました。

### 1) 文化財の現地調査等

市内に所在する文化財を総合的に把握する現地調査等の概要は以下のとおりです。

#### ①実施概要

本市に関する各種資料の中から「ばしょ」、「いとなみ」、「もの」といった観点から様々な文化財を把握しています。現地で確認できる「ばしょ」や「もの」については現地調査を行いました。また、市民に対して、大切にしたいと思う「モノ」や「コト」を把握するアンケート調査を実施しました。

把握した文化財は、番号を付して、リスト、マップ及び写真を関連付けて、文化財データベースとして整理しています。なお、継続的な調査の推進により、文化財データベースは追加更新していくことを想定しています。

<市民アンケート調査実施概要>

- ・実施日時:令和3(2021)年11月30日～12月20日
- ・配布数:8,585名
- ・回答数: 872名(回収率10.1%)

#### ②調査結果

各種資料を踏まえた現地調査により、伊万里湾を臨む風光明媚な景勝地、身近な信仰の場としての神社や寺、傾斜地に開かれた棚田、御厨街道をはじめとする歴史的な道、歴史的な道沿いの伝統的建造物、蒙古襲来や松浦党関係の墓や供養塔といった様々な文化財を把握することができました。

また、各種資料からは、文化財として指定や登録等を受けていない年中行事、地名、生業、民話、郷土食、動物・植物、民俗資料、考古資料、文献資料、図画資料、絵画・彫刻・工芸品等、様々な文化財を把握することができました。

## 2) 自治会における伝統的な活動に関する調査

昔から続く年中行事をはじめ、市内で継承される伝統的な活動の把握を目的とし、行政協力員（自治会長等）に対するアンケートを実施しました。

### ①実施概要

- ・実施日時：令和3(2021)年10月30日～11月20日
- ・配布数：148名
- ・回答数：83名（回収率56.0%）

### ②調査結果

153件の伝統的な活動が把握されました。

具体的には、おくんちなど神社の祭や、子供相撲、精霊流し、もぐら打ちなどの行事が多く把握されたほか、浮立などの芸能や風習、言い伝えなどが挙げられています。

把握された伝統的な活動の中で、休止中や実施状況が不明のものが約20%確認されました。

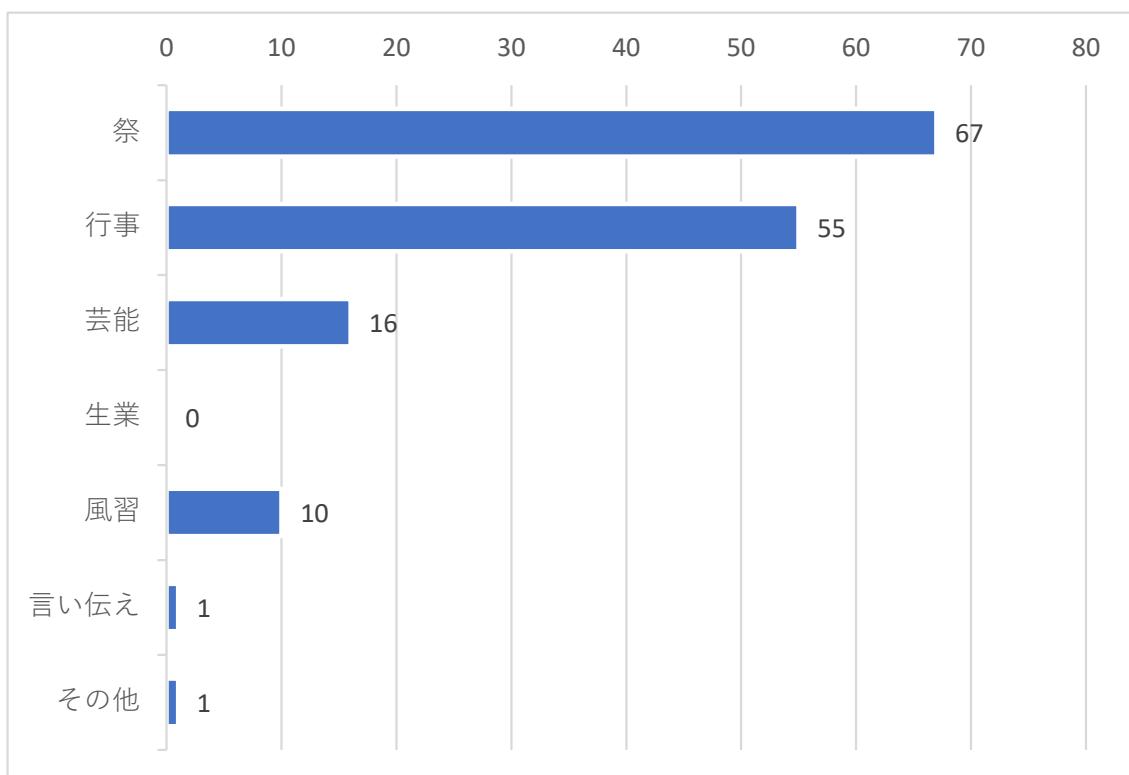


図 アンケートで把握された無形の文化財の種類(件)

### (3)文化財に関する既往の把握調査の実績

本市は、前述したように、令和3(2021)年度、市内に所在する文化財を総合的に把握することを目的とした調査を行っています。この調査では「ばしょ」、「いとなみ」、「もの」といった観点から様々な文化財を総合的に把握しています。なお、調査の性格上、それぞれ一部調査にとどまっている可能性があります。

「ばしょ」に関する調査の1つとして、海域を対象に平成17(2005)年から平成27(2015)年にかけて、伊万里湾海底探査により、海底地形・地質調査を行っています。

無形の民俗文化財の民俗芸能・民謡については、長崎県が調査を行い、「長崎県文化財調査報告書第34集 長崎県の民俗芸能・民謡(I)」をまとめています。しかし、この調査は昭和52(1977)年のものであり、その後追跡調査は行われていません。

民話及び郷土食については、一部地域において官民協働で取りまとめを行い、公表しています。

表 文化財に関する既往の把握調査の実績(令和4(2022)年5月時点)

大分類	小分類	地域区分		
		本土	鷹島	福島
ばしょ	遺跡	△	○	△
	信仰の場	△	△	△
	街道、航路、鉄道	△	△	△
	棚田	△	△	△
	農漁村	△	△	△
	名勝地、景勝地	△	△	△
もの	建造物	△	△	△
	絵画、彫刻、工芸品等	△	△	△
	文献資料、図画資料等	△	△	△
	考古資料	△	△	△
	民俗資料	△	△	△
	動物、植物等	△	△	△
いとなみ	風俗慣習、民俗芸能	△	△	△
	地名	△	△	△
	生業	△	△	△
	民話	○	△	△
	郷土食	○	△	○

○:調査済み △:一部調査済み ×:調査未実施

※各地域区分には、沿岸部を含むものとする。

文化財に関する既往の把握調査の実績を「ばしょ」、「もの」、「いとなみ」の分類別、そして本土、鷹島、福島の地域区分別に分けると、上記の表に整理されます。

「ばしょ」は、鷹島の「遺跡」が調査済みですが、その他は一部調査済みとなっています。

「もの」は、本土、鷹島、福島ともに、すべての小分類で一部調査済みとなっています。

「いとなみ」は、本土の「民話」と「郷土食」、福島の「郷土食」が調査済みですが、その他は一部調査済みとなっています。

## 2. 指定・登録文化財の概要

現在、市内には、69件の指定・登録文化財があります。国指定の文化財は史跡である鷹島神崎遺跡の1件、県指定の文化財は19件、市の指定文化財が48件、国の登録文化財が1件となっています（令和4（2022）年5月時点）。

指定の区別別にみると、遺跡が最も多く17件、次に動物、植物、地質鉱物13件、無形の民俗文化財10件となっています。

表 市内の指定・登録文化財の件数（令和4（2022）年5月時点）

類型		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	0	0	4	1	5
	美術工芸品	絵画	0	0	1	0
		彫刻	0	5	3	8
		工芸品	0	2	3	5
		書跡・典籍	0	0	2	2
		古文書	0	0	1	1
		考古資料	0	0	0	0
		歴史資料	0	1	0	1
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	5	0	6
	無形の民俗文化財	0	1	9	0	10
記念物	遺跡	1	2	14	0	17
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	0	7	6	0	13
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
合計		1	19	48	1	69

※「—」は指定・登録制度がない類型

### 1) 有形文化財

#### 建造物

建造物は、5件の指定・登録文化財があり、このうち、市の指定文化財が4件、国の登録文化財が1件です。

県内でも数少ない江戸時代初期の形態を留める熊野神社旧本殿や、浅谷七郎神社、鷹島住吉神社など、神社建築のほか、平戸藩家老の茶室である茶室調風亭や大正時代に海運業で栄えた実業家の別荘である旧長醫家住宅主屋といった建造物が指定・登録されています。



旧長醫家住宅主屋（星鹿町）

#### 絵画

絵画は、1件が市の指定文化財となっています。

指定されているのは、松浦家の始祖源久及び歴代今福松浦家の菩提寺である宛陵寺の天井絵で、平戸藩の絵師、片山舟水が嘉永3年（1850年）に描いたと伝えられ、全部で89枚確認でき、動物、植物、架空の動物が極彩色豊かに描かれています。



宛陵寺天井絵（今福町）

## 彫刻

彫刻は、8件の指定文化財があり、このうち、県の指定文化財が5件、市の指定文化財が3件となっています。

御厨港を見下ろす慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像や高麗時代(918年～1392年)の制作と想定される旧金泉寺の銅造如来坐像、鷹島の銅造如来坐像など、中国大陸の影響を窺わせる仏像があります。



慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像  
(御厨町)

## 工芸品

工芸品は、5件の指定文化財があり、このうち、県の指定文化財が2件、市の指定文化財が3件となっています。

松浦家の始祖源久を祀った善福寺に伝わる鰐口や、今山神社、鷹島住吉神社、宮本家に伝わる懸仏など、各時代の仏教色を表す工芸品が指定されています。



善福寺鰐口 (今福町)

## 書跡・典籍

書跡は、2件の指定文化財があり、いずれも市の指定文化財です。

福島の氏神様である今山神社の宮司大河内家に伝わる系図、神職の辞令等を合わせた古文書と、鷹島住吉神社の大般若経があり、いずれも本市の歴史的背景などを伝える貴重な資料です。



鷹島住吉神社の大般若経  
(鷹島町)

## 古文書

古文書は1件が市の指定文化財となっています。

指定されているのは宛陵寺古文書です。今福松浦家が松浦地方の有力な御家人だったことを裏付けるとともに、室町時代から江戸時代にかけての本市の歴史を知ることのできる貴重な資料です。



宛陵寺古文書 (今福町)

## 歴史資料

歴史資料は1件が県の指定文化財となっています。

指定されているのは、昭和49(1974)年に神崎海岸で発見された鷹島の管軍総把印です。印面にはパスパ文字が刻まれ、「管軍総把印」の意とされます。弘安の役の際、総把(中隊長程度の将校)が持ち込んだものと考えられます。蒙古襲来に関する貴重な資料です。



鷹島の管軍総把印 (鷹島町)

## 2) 民俗文化財

### 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は6件の指定文化財があり、このうち、県の指定文化財が1件、市の指定文化財が5件となっています。

志佐町の庄野や福島町の大山、鷹島町の刀の元にある六地蔵や、今福町の人柱觀音供養塔、福島町の白石参道の石灯籠など、地域の人々に親しまれる石造物が指定されています。



刀の元の六地蔵（鷹島町）

### 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は11件の指定文化財があり、このうち、県の指定文化財が1件、市の指定文化財が10件です。

星鹿町のジャンガラや、各地区の浮立、淀姫神社の流鏑馬、志佐立町の精靈船などの年中行事や民俗芸能が指定されています。鷹島の島踊や和船競漕などでは、蒙古襲来にちなむ由来や演出が伝わります。



志佐立町の精靈船（志佐町）

## 3) 記念物

### 遺跡

遺跡は17件の指定文化財があり、このうち、国の指定文化財が1件、県の指定文化財が2件、市の指定文化財が14件です。

蒙古襲来の古戦場であり、様々な遺物が出土した海底遺跡である鷹島神崎遺跡のほか、松浦党梶谷城跡、松浦家供養塔、松浦で活躍した人物の墓や塚などが指定されています。



鷹島神崎遺跡（鷹島町）

### 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は13件の指定文化財があり、このうち、県の指定文化財が7件、市の指定文化財が6件です。

寺社に残る大木、社叢といった植物や、弁天島、櫃崎の岩脈、喜内瀬川川床の甌穴群、「滑り岩」と呼ばれる波の化石である塩浜漣痕群といった地質に関わる文化財が指定されています。



鷹島の公孫樹（鷹島町）

### 3.文化財の概要

計画作成にかかる調査結果を踏まえ、市が把握する指定・未指定を含む文化財は、令和4(2022)年11月現在、1,639件となっています。

その内訳は、「ばしょ」に関する文化財が972件、「いとなみ」に関する文化財が428件、「もの」に関する文化財が239件です。

これら市内に所在する文化財の概要を以下に整理します。

表 文化財の件数(令和4(2022)年11月現在)

大分類	小分類	件数※			合計
		(指)	(未)	合計	
ばしょ	遺跡	535	(指) 8 (未) 527	972 (指 21) (未) 951	1,639 (指 69) (未) 1570
	信仰の場	368	(指) 9 (未) 359		
	街道、航路、鉄道	10	(指) 0 (未) 10		
	棚田	3	(指) 0 (未) 3		
	農漁村	1	(指) 0 (未) 1		
	名勝地、景勝地	55	(指) 4 (未) 51		
もの	建造物	26	(指) 5 (未) 21	239 (指 38) (未) 201	1,639 (指 69) (未) 1570
	絵画、彫刻、工芸品等	50	(指) 14 (未) 36		
	文献資料、図画資料等	13	(指) 3 (未) 10		
	考古資料	44	(指) 1 (未) 43		
	民俗資料	29	(指) 6 (未) 23		
	動物、植物等	77	(指) 9 (未) 68		
いとなみ	風俗慣習、民俗芸能	255	(指) 10 (未) 245	428 (指 10) (未) 418	428 (指 69) (未) 1570
	地名	118	(指) 0 (未) 118		
	生業	9	(指) 0 (未) 9		
	民話	36	(指) 0 (未) 36		
	郷土食	10	(指) 0 (未) 10		

※( )内の(指)は指定・登録文化財、(未)は未指定・未登録文化財の件数

#### (1)ばしょ

##### 遺跡

刈萱城跡をはじめ中世の山城跡、館跡など、松浦党に関連する遺跡や、中川激戦地など蒙古襲来関連の遺跡が数多く残されています。また、海岸部には小嶋古墳群や6世紀中ごろの横島古墳などの古墳も見られます。



横島古墳（福島町）

##### 信仰の場

「おこぼ様」や天満社等、漁村を見下ろす高台や港の周辺、農村の周辺、古い通り沿いに様々な神社や寺、祠等があります。これらは古くから地域で暮らす人々の身近な信仰の場として敬われています。金剛四国の札所も所在します。



浜神社（今福町）

## 街道、航路、鉄道

御厨街道が、平戸から御厨、志佐、調川を通り、今福から伊万里に抜けています。通れないのは一部のみで、その多くが今も歩くことができます。

昭和初期に開通した旧国鉄松浦線も開通から80年が経過し、本市にとって欠かせない交通手段の一つとなっています。車窓からは美しい風景を楽しむことができます。



御厨街道

## 棚田

市内の棚田と言えば土谷棚田が挙げられます。土谷棚田は明治から昭和にかけて開墾された約15ヘクタールの棚田です。棚田百選に選ばれており、4月から5月の田植えの時期には多くの写真愛好家が訪れます。平成15(2003)年には、土谷地区の住民が美しい景観を保全し、棚田の美と農家の心を発信していくことを目的として火祭りがはじまりました。中断した時期もありましたが、日本夜景遺産にも選ばれています。



土谷棚田（福島町）

## 農漁村

伊万里湾に面する漁村の多くは、かつて「浦」と呼ばれた港町です。「浦」の名は江戸時代の『慶長国絵図』に見ることができます。複雑な地形を活かした小さな港町としての面影が今も維持される漁村が多く存在します。

農村は、伊万里湾の後背地に見ることができます。多くの農村は斜面地に位置しています。緑に囲まれた昔ながらの集落としての面影が残されるところも多く存在します。

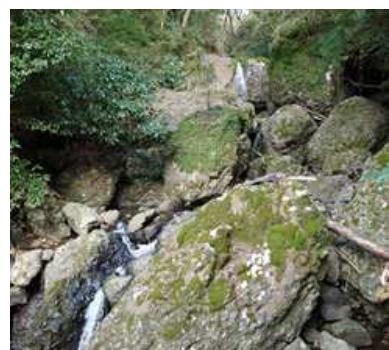


阿翁浦の漁家住宅群（鷹島町）

## 名勝地、景勝地

いはしまをはじめとする伊万里湾の島々、複雑で多様なリアス海岸等で構成される美しい景勝地を見ることができます。また、噴火や地殻変動を物語る断層や褶曲した地層の露出箇所等を市内各地で見ることができます。

龍王の滝や落合の滝といった滝や志佐川、今福川、調川川といった河川等、山と海をつなぐ溪流が市内のあちらこちらに見られます。



落合の滝（志佐町）

## (2)もの

### 建造物

神社の社殿、旧養源小学校や中免公民館といった近代建築、松浦家ゆかりの建築物等、多種多様な建築物やその付属屋等が残されており、地域固有の景観を構成しています。

漁村や農村には、それぞれ伝統的な漁家住宅や農家住宅が残されています。御厨をはじめ農家住宅の中には高い生垣である「ひやーし」で屋敷地を囲むところもあります。



中免公民館（調川町）

福島や飛島等には、炭鉱関連の近代化産業遺産も残されています。主なものとしては石炭の採掘や積出に関わるコンクリート製の遺構、炭鉱従事者の慰靈碑等が挙げられます。

### 絵画、彫刻、工芸品等

神社の天井絵が市内に所在するほか、本市は、洋画家である辻利平(1900-1988、星鹿町出身)や彫刻家である加椎敬将(1941~、御厨町出身)の作品を保管展示しています。

また、寺院や祠に祀られる仏像や、神社の狛犬等、信仰の場と一体となって守られている彫刻や工芸品があります。



農家住宅とひやーし



徳義炭鉱の積出港跡 (福島町)



加椎敬将の塑像 (市役所)



御厨村郷土誌



元軍船の碇石 (鷹島町)



つばきの群生地 (福島町)

### 文献資料、図画資料等

地域の暮らしぶりを知ることができる郷土誌などの文献資料、土谷家、宛陵寺などに伝わる古文書、今福押役所文書などの史資料が残されています。

### 考古資料

縄文・弥生・古墳時代の遺跡が海沿いや山裾に確認されており、その遺物は、先史時代から海や山の恵みを受け人々が暮らしてきた歴史を今に伝えています。

蒙古襲来関連の遺跡は、鷹島海底遺跡が代表的存在であり、海底遺跡から発見された「てつはう」や元軍船の碇などの遺物は埋蔵文化財センターに数多く保管されています。

### 民俗資料

かつて農業や漁業で用いられていた道具や暮らしぶりを伝える調度品、食器などの民具が福島歴史民俗資料館や調川民俗資料館などに数多く保管、展示されています。

また、庚申塔や信仰に関わる板碑、石祠、地蔵なども民俗資料として把握されています。

### 動物、植物等

ツバキの群生地、マキの古木、神社境内のイチョウや社叢、センダンやスダジイなど、地域で大切にされてきた植物が見られるほか、福島には櫃崎の海岸植物群落や貴重植物も見られます。

また市内には、コイ科のアブラボテ、イトモロコ、ニッポンバラタナゴなどの淡水魚やオカミガイ科のナラビオカミガイ、シイノミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイなどの貝類、ハンミョウ科のヨドシロヘリハンミョウ、ルイスハンミョウ、カワラハンミョウなどの昆虫類など、希少な生物も見られます。

### (3)いとなみ

#### 風俗慣習、民俗芸能

こう  
講、浮立、精靈流し、お宮日、例大祭、奉納相撲など、様々な  
風俗慣習や民俗芸能が市内各地で継承されています。中には、  
かまぶた  
釜蓋かぶせ等のように、掛け声、楽器など音を伴うものも伝わって  
います。



淀姫神社の例大祭（志佐町）

#### 地名

星鹿、御厨、志佐、調川、今福、福島、鷹島、黒島、飛島、青島といった地名は古くから続く地名であり、慶長国絵図等にも書かれる地名です。

免という地名は、かつての平戸藩領(現在の長崎県北部)において用いられる地名です。現在も本市のほか、北松浦郡佐々町、平戸市の一部(旧田平町、旧生月町)でも使われ続けています。



釜蓋かぶせ

#### 生業

本市は、海と山があり、農業や漁業に関する暮らしと生業がある地域です。かつて御厨として朝廷に食べ物を貢進したことも伝えられ、現在も新鮮な海産物を用いた加工業も盛んです。

鷹島では、阿翁石を使った約450年の伝統を有する石工業が伝統産業として今も続いています。



石工モニュメント(アジフライの聖地松浦)

#### 民話

飛島や石盛山にまつわる「鬼の岩屋」や今福町の人柱観音供養塔にまつわる「丹後の人柱」など、様々な民話や言い伝えが残ります。



市教育委員会平成4(1992)年『松浦の民話』

#### 郷土食

本市にも様々な郷土食が受け継がれています。干し大根や干し柿を用いた「はがため」、鷹島の冠婚葬祭でふるまわれる「のっぺり」、郷土のおやつ「いももち」などさまざまです。これらは福島食研究会や松浦市食生活改善推進協議会によりレシピ集にも紹介されています。



はがため(「まつうらの郷土料理レシピ集」より)



いももち(「まつうらの郷土料理レシピ集」より)

## 第3章 松浦市の歴史文化の特徴

本市は、北部九州、北松浦半島の北端部に位置し、南は国見山から連なる山々に囲まれ、北は大小様々な島を擁する海に面しています。起伏豊かで、海岸線は複雑に入り込み、高台から海を見下ろす展望スポットも多く、風光明媚なところです。

市域面積の約半分を占める山林は、きれいな水を生む水源としての役割も担っています。山で育まれた水は、川を流れ、農地を潤し、海に注いでいます。

豊かな自然に恵まれる松浦の地は、古くから多くの人々が暮らしてきたところです。松浦の人々の暮らしは、海を介して山とつながり、国外とも交流し、時に軍事的な軋轢の影響を色濃く受けながら育まられてきました。こうした人々の暮らしぶりを今に伝える様々な文化財が市内各地にあり、松浦固有の歴史文化が息づいています。

本市の歴史文化の特徴とは、海がもたらす自然の豊かさや厳しさ、海を介した交流など、海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていることです。

### 松浦市の歴史文化の特徴

#### 海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること

【特徴1】海辺や河岸等で火成活動や地殻変動の痕跡を見ることができること

【特徴2】古来より豊かな海産物や農産物に恵まれた地であり続いていること

【特徴3】海を行き来した武士団「松浦党」の歴史文化が語り継がれています



【特徴4】「蒙古襲来」から日本を守り抜いた歴史が海に残されていること

【特徴5】海がある地の利を活かした産業が栄えたこと

【特徴6】海と山が身近にあることで風景や暮らしが育まれてきたこと

図 松浦市の歴史文化の特徴

## 特徴1：海辺や河岸等で火成活動や地殻変動の痕跡を見ることができること

本市は、新第三紀の水成岩の上に、新第三紀後半に始まった火成活動により流動性の高い溶岩が貫入し、広大な溶岩台地が形成されたところです。第四紀に入り、河川等の浸食により溶岩台地が徐々に後退、溶岩台地の周辺は急な傾斜地が形成されました。さらに最終氷期以降の海面変動により玄界灘から海水が入り込み、リアス海岸が続く現在の伊万里湾や島々が形成されました。

市内には、地形の成り立ちを物語る1,800万年前の野島層群などの露出箇所や、玄武岩や砂岩あるいは石炭といった地質鉱物等を見ることができます。また、星鹿半島は黒曜石の産地でもあります。

鷹島の海岸からはサイ類の化石、田ノ平では汽水性貝化石などが発見されています。埋蔵文化財包蔵地も海沿いや川沿いに多く分布しており、地殻変動によって形成された地形が人々の生活に深く関係しています。

当地の地形を活かし育まれた歴史も多数存在します。岩に囲まれ弘法太師が祀られる落合の滝や、今福の梶谷城、星鹿の刈萱城は、地形を活かした人々の営みを感じさせる場所としても貴重な存在です。

このように、海辺や河岸等で火成活動や地殻変動の痕跡を市内随所に見られることができます、本市の歴史文化の特徴です。



弁天島岩脈（福島町）



塩浜漣痕群（福島町）



炭獣類の足跡化石（鷹島町）

## 特徴2：古来より豊かな海産物や農産物に恵まれた地であり続いていること

本市は、古くから海産物や農産物等の食に恵まれてきたところです。

古代から、天皇や神に貢納する食物である「贊」の貢進に関する記録が残り、平安時代には様々な海産物が「宇野御厨」を通して大宰府へと運ばれました。現在も「御厨」という地名が残ります。

港は海産物だけでなく、本市の様々な特産物を運び出す場でもありました。鎌倉時代末期や南北朝時代の文献には、貢牛であった「御厨牛」が名牛として称されています。海に近い地の利を活かして良質な牛が運ばれていたと考えられます。

今日、伊万里湾には多くの漁港があり、アジ、サバの水揚げが日本有数を誇る松浦魚市場もあります。また、ブリ、タイ、トラフグ、本マグロ、クルマエビなどの養殖業も盛んです。特に松浦の海で採れた新鮮なアジを使ったアジフライは、肉厚で臭みが少なく、多くの人々に親しまれる本市を代表する人気メニューになっています。

加えて、中山間地域では棚田での米作りなどの農業が展開しています。山の水は、川を流れ、農地を潤し、松浦の海に注いでいます。山と海は、離れていても、深くつながっています。山での営みがあったからこそ、豊かな海が守られ、海での営みが続いてきたと考えます。

また、平地が少ない土地柄にあって、江戸時代、今福では干拓により農地が広がりました。身を投じて干拓を進めた伝承「丹後の人柱」が伝わっています。

海の幸と山の幸の豊かさから、「はがため」、「のっぺり」、「いももち」などの多彩な郷土食が生み出されており、豊かな食文化が育まれています。

このように、豊かな海と山に囲まれた自然の中で、海産物や農産物に恵まれた地であり続け、固有の食文化が育まれていることも本市の歴史文化の特徴です。



松浦魚市場（調川町）



海を望む土谷棚田（福島町）



とらふぐ養殖の様子（鷹島町）

### 特徴3：海を行き來した武士団「松浦党」の歴史文化が語り継がれること

平安時代に「宇野御厨」の管理者として中央政権から派遣された源久（のちの松浦久）が松浦党の祖と言われています。

松浦党は肥前沿岸一帯を拠点に外海にも船を進めた武士団で、国内屈指の水軍と称されました。一族は48に分かれており、「松浦四十八党」とも呼ばれました。外海を知り、海外との交易にも盛んに取り組んできたことで知られています。日本史の舞台にもたびたび登場し、源平合戦、朝鮮進出、蒙古襲来で活躍しました。

松浦党に属する諸家は、「一揆契諾」という合議制により結束していたことも知られています。もめごとを武力で解決することを禁じ、領主たちが合議のうえ多数決で裁定する、女性の相続権を認めるなど、民主的な体制をとっていました。

市内には、松浦氏の居城である梶谷城跡が海を一望する位置に築かれているほか、久が到着したと言われるぎぎが浜、松浦氏の子孫や家老等を祀る墓等の文化財が多数残ります。その中には、松浦党梶谷城跡（県指定史跡）、文禄の役松浦家供養塔（県指定史跡）、旧宛陵寺跡（市指定史跡）など、多くの指定文化財も存在します。

松浦一族の系譜は複雑ですが、その子孫と伝えられる市民も多く、松浦党の活躍ぶりはそうした市民の誇りとして受け継がれています。

このように、海を行き來した武士団「松浦党」の発祥の地であり、松浦党に関連する文化財が身近に残っていること、一族の結束の強さや水軍としての活躍が今なお語り継がれていることは、本市の歴史文化の特徴です。



松浦党梶谷城跡（今福町）



文禄の役松浦家供養塔（今福町）



ぎぎが浜（今福町）

## 特徴4：「蒙古襲来」から日本を守り抜いた歴史が海に残されていること

本市は、鎌倉時代中期の蒙古襲来の舞台となりました。

文永11(1274)年の文永の役では、鷹島周辺が襲撃されました。弘安4(1281)年の弘安の役では、鷹島沖に停泊していた元軍の船が暴風雨にあい、松浦党をはじめとする鎌倉武士の活躍で壊滅したことで知られています。来襲した船は4,400隻という世界史上最大級の数であったと言われています。約750年前の国難から日本を守り抜いた歴史が刻まれた場所の一つが松浦の海なのです。

このような激動の歴史の舞台である本市には、蒙古襲来の戦勝祝いに由来するとも言われている鷹島の島踊りや、元軍船に夜討をかけた名残とも言われる和船競漕(せいぐろ)、蒙古襲来にまつわる遺跡・遺物・伝承地が多数存在します。

海底で発掘し、引き揚げた遺物は、長年にわたる水中遺跡の調査成果です。令和4(2022)年10月には、約750年前に沈没した元軍船の木製いかりを引き揚げました。いかりは鷹島町神崎免の沖約50メートル、深さ約20メートルの海底から出土しました。重りとして長さ約2.3メートルの石材(517.5kg)を本体に貫通させた「一石型」で、鷹島沖では初めて見つかったものです。引き揚げにあたっては、ガバメントクラウドファンディングで資金が集められました。一般の人々の思いで実現した木製いかりの引き揚げも後の世に誇れる歴史的出来事です。

このように、蒙古襲来の歴史を現在まで色濃く受け継ぎ、そして水中遺跡調査の最先端を進んでいることは本市の大きな財産であり、本市固有の歴史文化の特徴です。



管軍総把印  
鷹島2号沈没船（撮影・編集 町村剛）



木製いかり引き揚げ

## 特徴5：海がある地の利を活かした産業が栄えたこと

本市は、かつて炭鉱で栄えたまちです。

江戸時代には石炭の産地として、海がある地の利を活かし、産出した石炭を近くの港から回漕していました。明治時代に入ると各地区に採炭鉱区ができ、石炭採掘が盛んになりました。昭和18(1943)年には、陸軍船舶隊の根拠地に指定されていた新御厨港をはじめ、今福、調川、志佐、福島の港も石炭積出港としての役割を担うようになりました。

炭鉱のまちとしての繁栄を伝える文化財として、福島や飛島などには石炭の採掘や積出に関わる遺構や炭鉱従事者の慰靈碑など炭鉱関連の近代化産業遺産が残っているほか、福島歴史民俗資料館や調川民俗資料館において炭鉱で使われた工具や坑内の様子を伝える展示を行っています。

また、石炭の海運業で富を成した実業家である長醫秀夫が星鹿地区の高台に建てた海を望む別荘は、旧長医家住宅として今も往時を偲ばせています。

昭和47(1972)年までにすべての炭鉱が閉山し、代わりに産業開発と企業誘致を展開してきました。石炭積出港だった志佐の黒潮港跡地には石炭輸入のための専用岸壁を備えた石炭専焼火力発電所が建設され、現在に続く雇用や宿泊業、飲食業などの活力を創出しています。また、海運に便利な福島の海岸部には液化石油ガス基地も建設されました。海運に適した場所という強みを活かし、石炭産出から電力と液化石油ガスの供給へ、エネルギー産業を柔軟に転換し、まちの賑わいを生み出し続けています。

さらに本市は、石工業も盛んです。長崎県の伝統的工芸品である阿翁石は有名で、福岡市の筥崎宮の一の鳥居も阿翁石を用いたものと伝えられています。石工の技も卓越し、市内には玄武岩や砂岩を用いた神社の鳥居、狛犬、燈籠などを数多く目にすることができます。

このように、海のある地の利を活かしながら、エネルギー産業や石工業といった産業が栄えてきたことも本市の歴史文化の特徴です。



旧徳義炭鉱の積出桟橋（福島町）



旧長醫家住宅（星鹿町）



＜参考＞筥崎宮一の鳥居（福岡市）

## 特徴6：海と山が身近にあることで風景や暮らしが育ってきたこと

本市は、海と山が身近にある暮らしが脈々と受け継がれてきたところです。市内各地には、船が行き交う水道やいろいろな島、海を見下ろす棚田、飛島のボタ山や炭鉱の名残を偲ぶ風景、恵比寿さんが迎える漁港、歴史的な面影が残る御厨街道、海沿いを走る松浦鉄道から見える車窓、ひやーしが独特な農村など、海と山が身近にあることで育ってきた人々の暮らしを物語る風景が数多く残されています。

また、市内には、伝統的な漁村集落や農村集落を中心として、ジャンガラ、講、浮立、お宮日、奉納相撲、大般若、鷹島の島踊など、無病息災や豊漁、豊作祈願、雨乞いといった海や山での暮らしに関わる伝統行事も数多く受け継がれています。港を舞台にした星鹿おくんちの漁船パレードや先祖の靈を弔う精霊船など、海や川が舞台になる行事が受け継がれています。豊臣秀吉の朝鮮出兵での必勝祈願にはじまる流鏑馬、端午の節句に男子の健やかな成長を祈る和船競漕（せいぐろ）、勇壮な御厨蛇踊りなども受け継がれています。かけ声をかけながら邪気を払う正月行事のもぐら打ちや祝い口上とともに釜蓋をかぶせて婚礼を祝う釜蓋かぶせをはじめ、年中行事には音も欠かせません。太鼓や笛、鉦なども継承されています。

このように、海と山が人々の暮らしの身近にあったことで、文化的な風景や伝統的な行事が育まれ、今に受け継がれていることも本市の歴史文化の特徴です。



漁船パレード（星鹿町）



田ノ平浮立（志佐町）

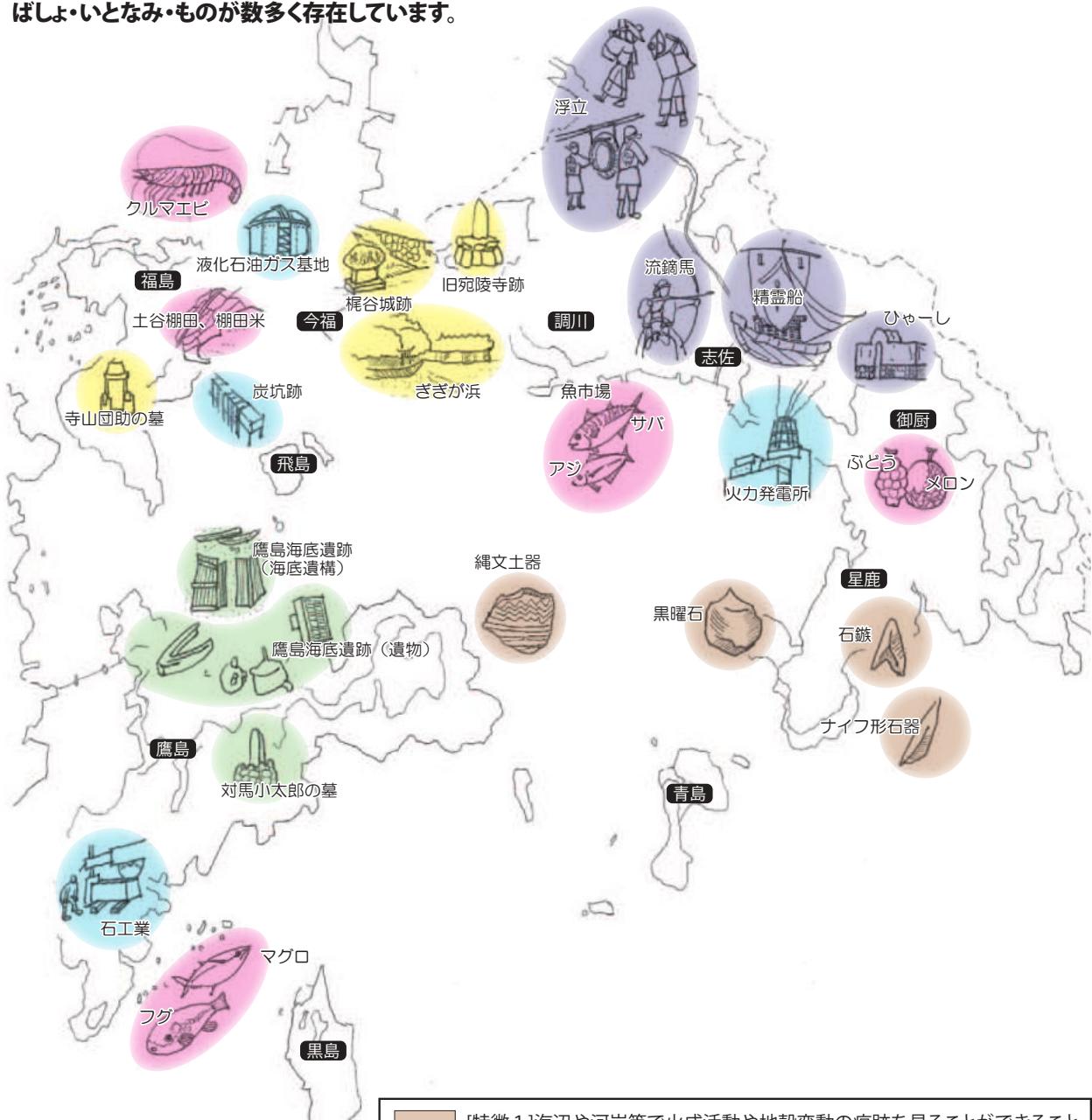


百手講（志佐町）

## 本市の歴史文化の特徴

## 海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること

市内には、本市の歴史文化の特徴「海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること」を物語る  
ばしょ・いとなみ・ものが数多く存在しています。



- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| [特徴 1] | 海辺や河岸等で火成活動や地殻変動の痕跡を見ることができること  |
| [特徴 2] | 古来より豊かな海産物や農産物に恵まれた地であり続けていること  |
| [特徴 3] | 海を行き來した武士団「松浦党」の歴史文化が語り継がれていること |
| [特徴 4] | 「蒙古襲来」から日本を守り抜いた歴史が海に残されていること   |
| [特徴 5] | 海がある地の利を活かした産業が栄えたこと            |
| [特徴 6] | 海と山が身近にあることで風景や暮らしが育まってきたこと     |

※紙面の都合上、本市の歴史文化の特徴に関する主なものを記載しています。

図 松浦市の歴史文化の特徴

# 第4章 松浦市の目指す方向

## 1. 目指す方向

本市は、「まつらのこほり松浦郡」から続く由緒ある「松浦」という地名を市の名称に受け継いでおり、「松浦」の歴史文化は市民の誇りになっています。

その背景には、いつの時代も変わらず、海が身近な存在であり続けてきたことが大きく影響していると考えます。海は、古くから人々の暮らしに欠かせない存在であり、本市の歴史文化と深く関わってきました。海との深い関わりは今も昔も変わりません。時に海は、蒙古襲来をはじめ、人々に脅威を与える存在になったこともあります。先人は一致団結し、その脅威に立ち向かっていきました。海から訪れた脅威を乗り越えた歴史は、人々の郷土に対する愛着や誇りとなり語り継がれてきました。様々な年中行事や言い伝えをはじめ、海がある暮らしが本市固有の文化財の創造にも繋がってきたと考えます。

本市は、歴史文化の特徴である「海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること」をより多くの人々と共有し、そうした人々とともに文化財を持続的に保存・活用していくため、松浦市の目指す方向として「**海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち**」を掲げ、その実現に取り組んでいきます。

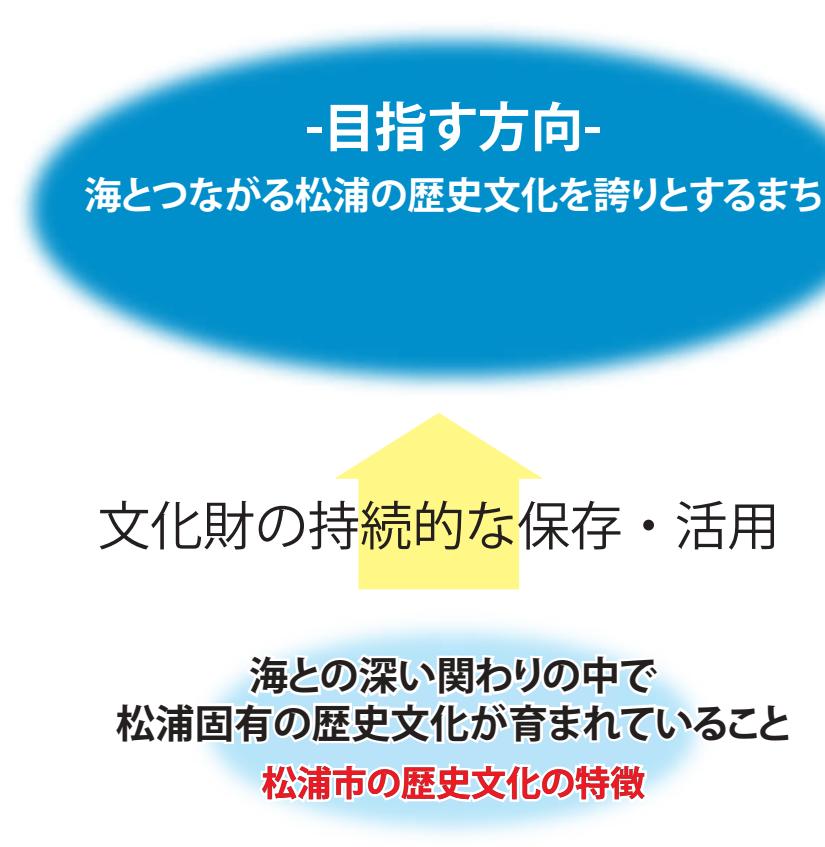


図 目指す方向

## 2. 基本目標

文化財の保存・活用の目指す方向に「海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち」を掲げる一方、本市は少子高齢化の時代を迎え、これまで当たり前の存在であった歴史文化の継承も危ぶまれるようになっています。市内に所在する文化財「ばしょ」、「いとなみ」、「もの」の中には存続が危機的なものも見られるようになっています。市民の誇りとして継承されてきた郷土の歴史文化や文化財を次世代に継承させるためには、先人と同じように、現代に暮らす私たちが一致団結し、取り組んでいかなくてはなりません。

そのためには、市民を含む民間や専門家と連携し、文化財をまずは拾い上げてその価値を見出す調査研究が第一です。そして、文化財としての価値をより多くの人々と共有し、理解と協力を得て、官民協働で文化財を保存・活用していくことが求められます。

本市は、「**海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち**」の実現に向けた基本目標として「**文化財を磨き、輝かせ、次世代につなぐ好循環を官民協働で生み出す**」ことを掲げ、官民協働を重視し、文化財の調査研究から、文化財の保存、そして活用の推進に取り組みます。

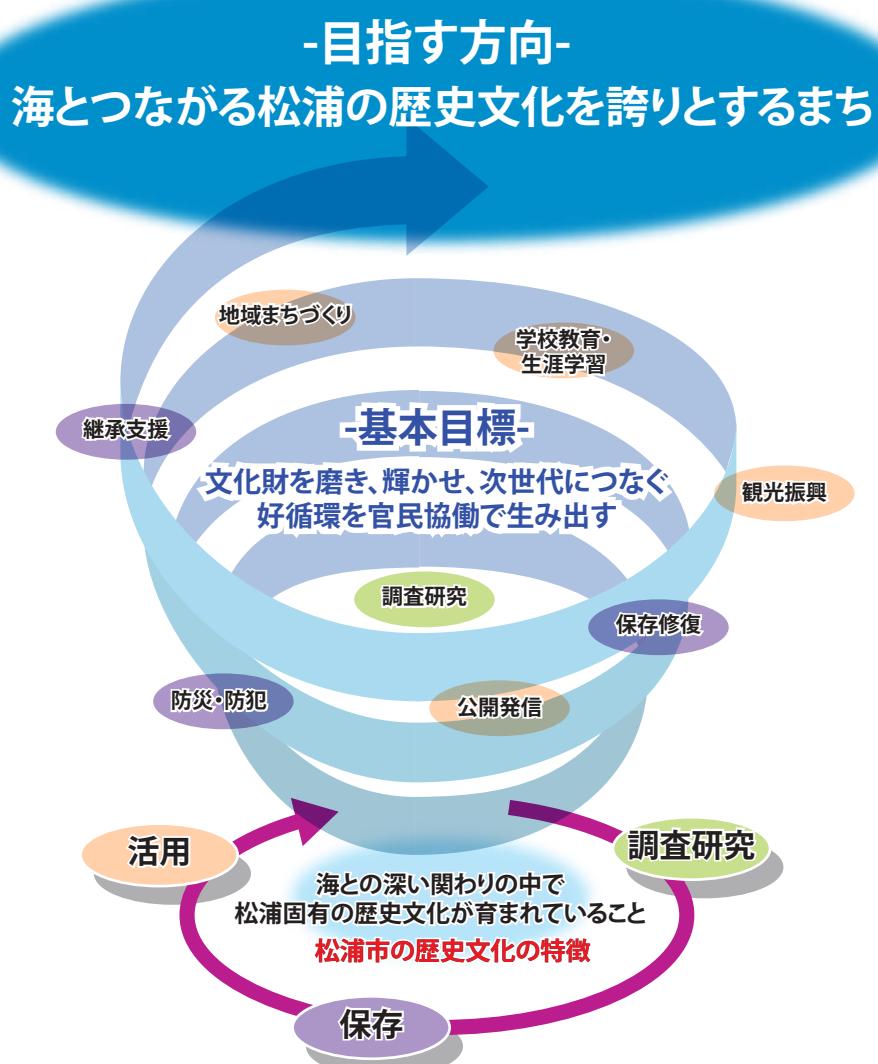


図 基本目標

## ( 1 )調査研究

松浦の歴史文化を磨き高めていくためには、歴史文化の証拠となる文化財を知ることが重要と考えます。

そのため本市は、官民協働で文化財の調査研究に取り組み、調査研究で得られた文化財情報は、民間及び専門家との共有を基本とし、保存や活用の基礎資料等として積極的に活かしていくことを目指します。

## ( 2 )保存

松浦の歴史文化を末永く輝かせていくためには、松浦の歴史文化が人々から忘れ去られていかないよう、官民協働で文化財を継続的に守り、育んでいくことが大切と考えます。

そのため本市は、民間及び専門家の理解と協力を得て、文化財の価値や保存環境等に応じた適切な保存修復と継承支援、そして文化財の防災・防犯の推進に取り組みます。

## ( 3 )活用

松浦の歴史文化を次世代につないでいくためには、歴史文化に興味のうすい人も含め、より多くの人々の理解と協力が得られる創意工夫が必要です。

そのため本市は、松浦市に愛着のある関係人口を増やしていくとともに、経済活動や民間活力の活用等を通じた文化財の保存に係る資金獲得も目指し、文化財の活用に繋げる好循環を生み出します。活用にあたっては、官民協働で公開発信、学校教育・生涯学習、観光振興、地域まちづくりの推進に取り組みます。



# **文化財アクションプラン**

# 第1章 基本的な考え方

「文化財マスターplan」では、本市の歴史文化の特徴と目指す方向を設定しました。

本市の歴史文化の特徴は「海との深い関わりの中で松浦固有の歴史文化が育まれていること」であり、本計画では松浦固有の歴史文化として6つを設定しています。中でも、松浦党と蒙古襲来に関する歴史文化は、市民多くの誇りであり、日本史や世界史にも通じる歴史文化として重要と考えています。また、松浦固有の歴史文化を今に伝える文化財の保存・活用に向けて、本市の目指す方向には「海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち」、基本目標には「文化財を磨き、輝かせ、次世代につなぐ好循環を官民協働で生み出す」ことを掲げたところです。

「文化財アクションプラン」では、「文化財マスターplan」を踏まえ、松浦固有の歴史文化を今に伝える文化財の保存・活用を官民協働で推進する具体的なアクションプランを調査研究、保存(保存修復、継承支援、防災・防犯)、活用(公開発信、学校教育・生涯学習、観光振興、地域まちづくり)に分けて設定します。

なお、本市では、少子高齢化の進行に伴い、有形、無形を問わず、文化財の保存・活用を支える担い手の確保等に対する危機感が高まっています。今後の文化財の保存・活用にあたっては、市民の理解と協力を得て、重点的に保存・活用すべき文化財を絞り込みつつ、総合的な視点でバランスを図りながら文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

ここからは、上記を踏まえ、市内に所在する文化財を俯瞰しつつ、松浦党と蒙古襲来に関する歴史文化を重視し、今後10年間で推進する重点的かつ総合的なアクションプラン(課題と方針、措置、推進する体制)を設定し、その推進を図ります。

## 文化財マスターplan

### -松浦市の歴史文化の特徴-

#### 海との深い関わりの中で 松浦固有の歴史文化が育まれていること

- 海辺や河岸等で火成活動や地殻変動の痕跡を見ることができる
- 古来より豊かな海産物や農産物に恵まれた地であり続いている
- 海を行き來した武士団「松浦党」の歴史文化が語り継がれている
- 「蒙古襲来」から日本を守り抜いた歴史が海に残されている
- 海がある地の利を活かした産業が栄えた
- 海と山が身近にあることで風景や暮らしが育まれてきた

### -目指す方向-

#### ○目指す方向

#### 海とつながる松浦の歴史文化を誇りとするまち

#### ○基本目標

#### 文化財を磨き、輝かせ、次世代につなぐ 好循環を官民協働で生み出す

## 文化財アクションプラン

### 調査研究

#### 1.調査研究

### 保存

#### 2.保存修復

### 継承支援

#### 3.継承支援

### 防災・防犯

#### 4.防災・防犯

### 活用

#### 5.公開発信

### 学校教育・生涯学習

#### 6.学校教育・生涯学習

### 観光振興

#### 7.観光振興

### 地域まちづくり

#### 8.地域まちづくり

### 文化財 保存・活用

#### ▼

#### <第2章> 課題と方針

#### <第3章> 措置

#### <第4章> 推進する体制

図 文化財アクションプランの基本的な考え方

## 第2章 文化財の保存・活用の課題と方針

ここでは、第1章「基本的な考え方」を踏まえ、文化財の調査研究、保存、活用別に対応すべき課題と方針を重点的かつ総合的な視点で設定します。

### 文化財の調査研究

#### 1. 調査研究

- ・本市では、平成23(2011)年10月の鷹島1号沈没船の発見をはじめ、鷹島海底遺跡の調査研究成果が認められ、平成24(2012)年3月には鷹島神崎遺跡が国指定史跡に指定されました。平成27(2015)年7月には鷹島2号沈没船が見つかり、その後、令和4(2022)年10月には平成25(2013)年の調査で発見した一石型木製いかりの引き揚げを行っています。鷹島海底遺跡に関する調査研究がその後の保存・活用に結びついています。今後は更なる発掘や調査結果の整理分析の進展が求められます。
- ・本土、鷹島、福島に囲まれた海域については、平成17(2005)年から平成27(2015)年まで、伊万里湾海底探査を実施し、海底地形や地質の調査を行っています。鷹島海底遺跡以外にも貴重な水中遺跡が存在する可能性があります。
- ・市内における遺跡の存在は海だけではありません。陸も多く埋蔵文化財包蔵地が存在します。また、その多くは手付かずのまま、今に伝えられています。
- ・本市では、本計画の作成にあたり、市全域を対象として、文化財の総合的把握を実施し、文化財データベース(試行版)を作成しました。把握した中には、詳細な調査が未実施の文化財もあります。
- ・地域の人々が語り継ぐ、歴史文化もまた、本市にとって欠かせない文化財情報です。地域にとって忘れられない伝承・行事等が人々の記憶の中に受け継がれています。

#### (1)課題

- ①鷹島海底遺跡における継続的な文化財発掘調査が必要です。
- ②水中遺跡の把握・周知が必要です。
- ③埋蔵文化財の保護のため、法に則った発掘手続きを促す必要があります。
- ④総合的把握調査で多くの情報が寄せられた「風俗慣習、民俗芸能」や地域で大切にされている「民俗資料」、「信仰の場」等の分野において詳細調査ができていません。
- ⑤歴史文化を知る人材の高齢化が進んでいます。

#### (2)方針

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化を深掘りする調査研究の推進を目指します。

- ①鷹島海底遺跡の価値を高めていく調査研究に取り組みます。
- ②水中遺跡の把握・周知に取り組みます。
- ③開発事業に合わせて発掘調査を進めます。
- ④「風俗慣習、民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」など地域の関心が高い分野において市指定に向けた調査研究に取り組みます。
- ⑤地域住民に語り継がれる歴史文化の情報を収集するための調査に取り組みます。

## 文化財の保存

### 2. 保存修復

- ・市内に所在する指定・登録文化財は全部で69件で、そのうち「ばしょ」や「もの」の文化財(有形文化財、有形の民俗文化財、記念物)が59件あります。
- ・国指定史跡である鷹島神崎遺跡については、平成26(2014)年に『国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書』を策定し、鷹島海底遺跡出土遺物を含め、その保存管理に取り組んできました。今後も引き続き遺跡の保存管理が必要です。
- ・遺物の保存処理は、埋蔵文化財センター保存処理施設において行っています。今後も直営で保存処理に取り組んで行くためには、老朽化に伴う設備の更新や施設の修繕に取り組まなければなりません。また、保存処理後の保管も見据えた将来的な施設規模の検討も行う必要があります。
- ・国指定史跡鷹島神崎遺跡以外の個々の文化財については、その保存・活用の考え方等をまとめた基本的な計画がまだ策定されていません。
- ・これまでの調査によって、市内には指定・登録文化財以外にも、本市の歴史文化を語る上で欠かせない文化財が数多く存在することが明らかとなっています。しかし、ばしょやものの文化財の中には、日々の保存管理や修復等が十分ではなく、経年の劣化が目立つものが多く存在します。
- ・浅谷七郎神社社殿等、自然災害により被害を受けた文化財に対しては、保存修復に取り組んでいます。

#### (1) 課題

- ①国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書の見直し時期を迎えてます。
- ②鷹島海底遺跡出土遺物の劣化を防ぐため、適切な保存・保管が求められています。
- ③継続して保存作業に取り組むため、保存・保管施設の維持管理が求められています。
- ④個々の文化財について、保存・活用の方針が定められていません。
- ⑤劣化が目立つようになった文化財が数多く存在します。
- ⑥文化財を継承していくには、保存修復が必要です。

#### (2) 方針

海とつながる松浦の歴史文化を物語る「ばしょ」・「もの」の文化財の中から緊急性の高いものを見極め、保存修復していくことを目指します。

- ①国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書を見直します。
- ②鷹島海底遺跡出土遺物の保存・保管に取り組みます。
- ③保存作業を可能とする環境整備に取り組みます。
- ④個々の文化財に関する保存活用計画の作成を検討します。
- ⑤文化財の劣化状況・保管状況等の確認に取り組みます。
- ⑥次世代に守り伝えていくため保存修復を支援します。

### 3.継承支援

- ・市内に所在する指定・登録文化財は全部で69件で、そのうち「いとなみ」の文化財（無形の民俗文化財）が10件となっています。
- ・市内には、指定・登録される文化財以外にも、市民の伝統的な暮らしぶりを語り継ぐ、または、市民の郷土に対する愛着を育むうえで欠かせない「いとなみ」の文化財が数多く継承されていることがこれまでの調査で明らかとなっており、松浦党や蒙古襲来に由来するものなど海との関連が深い文化財も受け継がれています。
- ・これらの中には、少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大により、失われることが危惧される無形の民俗文化財等も存在します。
- ・本市では小学校区単位での協働のまちづくりを推進しており、令和5（2023）年4月以降、まちづくり運営協議会の設置や組織化に向けた協議が進められています。まちづくり運営協議会が個人に代わり伝統的な活動を引き継ぐ事例もあります。
- ・一方で自治会によっては、人口減少等により、無形の民俗文化財等の担い手が減少しており、継承が途絶える可能性が高まっています。

#### （1）課題

- ①海とつながる松浦の歴史文化を物語る無形の民俗文化財等がまだ地域の中に眠っている可能性があります。
- ②市民生活の中で継承される無形の民俗文化財等を守り、伝えていくことが必要です。
- ③少子化や高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で文化財の継承が困難になっています。

#### （2）方針

海とつながる松浦の歴史文化を物語る「いとなみ」の文化財を継承する市民団体を支え、継承していくことを目指します。

- ①海との関連が深い松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の民俗文化財等を掘り起こし、継承を支援します。
- ②文化財の継承に取り組む市民や市民団体の活動を下支えしていきます。
- ③継承が危ぶまれる文化財の記録・保存に取り組みます。

## 4.防災・防犯

- ・文化財建造物や記念物、文化財保管施設等の防災に関しては、台風等の自然災害による被害がないか、その都度確認が必要です。一方で、人為的災害による被災が全国的な報道で取り上げられる例も増えており、人々の関心も高まっています。県内では、平成24(2012)年10月に長崎県対馬市で発生した文化財盗難事件を受けて、人為的な防犯の必要性についても関心が高まっています。
- ・『長崎県文化財保存活用大綱』や『松浦市地域防災計画』にも文化財の防災・防犯に関する取り組み方針等が定められており、それらに沿った対応が必要です。
- ・埋蔵文化財センターでは、文化財防火デー(1月26日)にあわせて、防火訓練を毎年実施し、文化財の防災に努めています。訓練の様子などを周知していますが、所有者等による自主的な防災訓練等の実施まで広がってはいません。
- ・県では、盗難や放火、災害などから文化財を保護する体制づくりを推奨し、本市でも平成25(2013)年から「文化財保護ネットワーク」の構築に取り組んでいます。
- ・本市では、文化財保護ネットワークを母体とした具体的な取り組みとして、国指定史跡鷹島神崎遺跡で、毎年3月末に、海岸からの防犯パトロールを実施しています。

### (1)課題

- ①文化財保管施設の台風・大雨・地震等による被災が懸念されます。
- ②防災の観点から文化財建造物の点検が必要です。
- ③所有者・保存団体に対する防災対策の普及啓発が必要です。
- ④「松浦市地域防災計画」に基づき所有者と市が文化財の被災後の対応策を共有しておくことが必要です。
- ⑤被災時には、迅速な被害状況確認と対応策の検討が求められます。
- ⑥美術工芸品等の所有者に対する防犯意識の普及啓発が必要です。

### (2)方針

海とつながる松浦の歴史文化を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』等を踏まえ、当該文化財の所有者とともに防災・防犯対策の充実を目指します。

- ①鷹島海底遺跡出土遺物を中心に保管展示する埋蔵文化財センターの防災対策について『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考に取り組みます。
- ②文化財建造物の点検を行い、『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考とし、所有者による防災対策の強化を支援します。
- ③所有者・保存団体の防災対策への意識向上に取り組みます。
- ④文化財の防災対策及び被災を想定した対策を検討します。
- ⑤文化財防災センター等と連携した迅速な被害状況確認・復旧支援に取り組みます。
- ⑥文化財保護ネットワーク等と連携し、美術工芸品等の所有者を中心として防犯意識の向上に向けた働きかけを行います。

## 文化財の活用

### 5.公開発信

- ・本市は、松浦党や蒙古襲来に関する文化財を中心に、文化財の公開や、様々な媒体を用いた情報発信に取り組んでいます。
- ・海には、蒙古襲来に関する文化財が残されています。水中遺跡から発掘した遺物は、鷹島にある松浦市立埋蔵文化財センターで展示公開しています。収蔵している文化財の中には、公開方法等が決っていないものも存在します。
- ・水中にある埋蔵文化財を調査する水中考古学に関する取組や、水中遺跡の価値については、まだ十分に認知されていません。今後、水中遺跡に関する調査研究を継続するためには、取組を周知し、その必要性を知ってもらう必要があります。
- ・市内には、梶谷城跡、松浦家供養塔、今福松浦家の古文書など、松浦党にゆかりのある文化財が残されており、解説板や案内板の設置に努めています。
- ・上記に加えて、本市は、歴史文化を活かしたイベント等の開催にも取り組んできました。令和2(2020)年11月には元寇サミットを開催し、令和4(2022)年度と令和5(2023)年度には元寇スタンプラリーを実施しました。
- ・一方、令和3(2021)年に実施した歴史文化に関するアンケート調査では、回答が1割に留まり、歴史文化に関心が高い人は多くない状況と考えられます。
- ・歴史文化に関する調査成果は報告書としてとりまとめています。今後も調査成果や歴史文化に関する活動を広くわかりやすく発信するため、インターネットを活用するなど市域に留まらない情報発信の工夫が求められます。
- ・官民協働による公開発信にも取り組んでいます。例年10月、元軍の襲来から郷土を守った松浦党(松浦水軍)をたたえる「松浦水軍まつり」が実行委員と市との共催で開催され、多くの人が賑わいます。また、市内事業者においては、歴史文化を活かした土産物や菓子等の開発や販売も行われています。今後も話題性のある取組の継続が求められています。

#### (1)課題

- ①文化財の公開場所が限定的で、身近なものに感じられない状況があります。
- ②保存処理後の鷹島海底遺跡出土遺物の公開が進んでいません。
- ③水中考古学や水中遺跡に関する取組が十分に知られていません。
- ④地域の歴史文化に関する情報発信が十分ではありません。
- ⑤地域の歴史文化に対して関心を寄せる人々の広がりが十分ではありません。

#### (2)方針

海と松浦との歴史的な関わりの深さを広く市内外に伝える文化財の公開や歴史文化の情報発信を目指します。

- ①松浦党や蒙古襲来などに関連する文化財の公開の場を増やします。
- ②鷹島海底遺跡出土遺物を公開できる環境を整えます。
- ③水中考古学・水中遺跡の取組を公開します。
- ④地域の歴史文化に関する情報発信に取り組みます。
- ⑤地域の歴史文化への興味を引き出すきっかけづくりに取り組みます。

## 6.学校教育・生涯学習

- ・地域の歴史文化に関する学習を学校教育において取り入れています。その中心は水中遺跡に関するものが多く、松浦党やその他の歴史文化をテーマにした取組は多くはありません。
- ・小中学生に対しては、埋蔵文化財センターの体験学習や出前講座、副読本等の作成と配布、デジタル端末を活用した教育プログラムを導入しています。
- ・鷹島小学校では、授業の一環である正課クラブで「水中考古学クラブ」を実施しています。
- ・市内の小学4年生から中学3年生までを対象として、鷹島神崎遺跡の周知状況等を把握するアンケートを行った実績もあります。鷹島神崎遺跡の認知度は5割程度となっています。
- ・高校生に対しては、市内唯一の高校である長崎県立松浦高等学校と連携し、「まつナビ・プロジェクト(高校生の地域を愛し大切にする姿勢の育成と課題解決能力を高めることを目指した地域課題解決型学習を充実させるカリキュラムの研究開発)」を令和2(2020)年度から実施しています。地域の歴史や環境をテーマとしたカリキュラムが開発され、推進されています。
- ・図書館に多くの文献資料を集め、歴史への興味がうすい人でも気軽に手に取れる環境を整えています。
- ・公民館では、料理講座、老人会クラブを対象にした高齢者学級、健康づくり講座、夏休みに活動する地域子ども教室など幅広い講座を開催しています。過去には、これらの講座に地域の歴史文化に関する内容を取り入れたこともあり、今後も参加者の意向を踏まえながら、歴史文化の学習機会として公民館講座との連携を検討する必要があります。また、連携にあたっては、講師を担う人材育成も必要となり、官民協働による歴史文化に関する学習機会の確保も求められます。
- ・生涯学習講座(まつうら出前講座)では、歴史文化を学ぶ講座も設けられており、行政が講師を担っています。学校が地域の歴史文化について学ぶ場合も、行政から講師を派遣しています。講師の人数に限りがあるため、今後、地域の歴史文化に詳しい人材に協力を求めるなど学校教育・生涯学習に関わる人材を増やし、歴史文化に係る学びを広げていくことが必要です。

### (1)課題

- ①特徴的な歴史文化である松浦党に関する学びが十分とは言えません。
- ②好奇心を持って水中遺跡を学ぶことができる学習機会を拡充する必要があります。
- ③郷土愛を育むため、身近な歴史文化の価値を見直していく必要があります。
- ④地域の歴史文化をテーマとした学校教育・生涯学習に関わる人材が不足しています。

### (2)方針

海と松浦との歴史的な関わりの深さを市民を中心に伝える学校教育・生涯学習の推進を目指します。

- ①海との関りが深い松浦党に関する学習機会の充実を図ります。
- ②国史跡鷹島神崎遺跡や蒙古襲来など地域の特徴的な歴史文化の学びを更に推進します。
- ③郷土愛を育む歴史文化を活かした学習機会を設けます。
- ④地域の歴史文化の語り手、継承者の育成に取り組みます。

## 7.観光振興

- ・本市の観光振興を考えると、歴史文化や食、体験など幅広い分野の連携が必要となっています。
- ・鷹島地区では、蒙古襲来に関連する歴史文化を活かした食と歴史の観光コンテンツの企画開発を目指し、ガイドの育成や市民向けモニターツアー実施の取り組みが始まっています。これまで活かしきれていた地域の歴史文化を観光振興につなげていく試みです。
- ・(一社)まつうら党交流公社により、「松浦党の里ほんなもん体験」と称して、松浦ならではの漁業や農林業、そして食等を体験する民家ステイ体験(民泊)、体験型修学旅行の受け入れに取り組まれてきました。一方、体験型観光に携わる担い手の減少が懸念されます。
- ・近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市内の観光業も厳しい状況が続いてきましたが、少しづつ回復の傾向が見られるようになっています。

### (1)課題

- ①地域の歴史文化の観光資源としてのポテンシャルが十分に生かしきれていません。
- ②地域の歴史文化に詳しい観光ガイド等を担える人材が減少しています。
- ③高齢化により体験型観光に携わる人材が減少しています。
- ④コロナ禍を経て担い手が減少するなど体験型観光が低迷しています。

### (2)方針

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした観光振興の推進を目指します。

- ①地域の歴史文化を活かした観光プログラムの充実を支援します。
- ②地域の歴史文化を語ることができる観光ガイド等の育成に取り組みます。
- ③体験型観光事業の継承を支援します。
- ④体験型観光の活性化に向けた歴史観光のプログラム化と担い手確保を検討します。

## 8.地域まちづくり

- ・本計画の計画期間中に、本市の最上位計画である『松浦市総合計画』(平成31(2019)年策定)に加えて、『第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3(2021)年改訂)』等が見直し時期を迎えます。
- ・これら上位計画・関連計画等の見直しにあたっては、地域の歴史文化をまちづくりに活かすことについて、多くの人々の関心が高まっています。
- ・本市では小学校区単位でのまちづくり運営協議会の設置や組織化に向けた協議が進む中、今後は、地域の歴史文化を活かしたまちづくりの担い手として、自治会だけでなく、まちづくり運営協議会の関わりも期待されます。
- ・地域の歴史文化、景観などを活動テーマとする市民団体もまちづくりの担い手です。市民が歴史文化を身近に感じるには各団体と連携してまちづくりに取り組むことが大切です。
- ・松浦党や蒙古襲来に特徴づけられる地域の歴史文化は、松浦市域だけで完結するものだけではありません。松浦党は近隣地域まで活動範囲を広げており、蒙古襲来では九州以外の武士の奮闘もありました。本市では、共通する歴史的背景を持つ自治体と連携したまちづくりにも着目しています。
- ・令和3(2021)年には公民館講座として史跡を巡るウォーキングイベントを開催し、参加者からはふるさとを懐かしむ体験ができたと好評を得ています。また、海や棚田といった景観のあるルートに健康づくりのためのウォーキングコースを設定しており、一部では、コース上の見どころをコースマップで紹介しています。ウォーキングイベントは幅広い年代が気軽に参加できる活動であり、景観や史跡に親しむ機会ではありますが、参加者が固定化するなど、活動の広がりが停滞しています。

### (1)課題

- ①上位関連計画等の見直しにあたって、地域の歴史文化を活かすという視点が必要です。
- ②市民団体等とともに松浦固有の歴史文化を地域のまちづくりに活かすことが求められます。
- ③地域の歴史文化を活かした広域的なまちづくりを検討する必要があります。
- ④景観や遺跡などを活かして、地域の歴史文化を身近に感じられるまちづくり活動を検討する必要があります。

### (2)方針

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした地域まちづくりの推進を目指します。

- ①上位関連計画等の見直しにあたって、地域の歴史文化に関する取組を提案します。
- ②松浦固有の歴史文化を活かした個性ある地域まちづくりを支援します。
- ③地域の歴史文化を活かし、広域的なまちづくりの枠組みを創造します。
- ④地域の歴史的な景観や遺跡などを活かしたイベント実施を支援します。

# 第3章 文化財の保存・活用の措置

ここでは、文化財アクションプラン第2章の課題・方針を踏まえ、行政が取り組むべきもの及び官民協働で実現を目指すものについて文化財の保存・活用の措置を設定します。各措置については、その実効性を高めることを意図し、重点的措置、実施時期、実施体制を設定します。

措置は、市費・県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めています。

## （1）重点的措置の設定

目指す方向や基本目標の実現を目指すにあたって、措置の中でも松浦党と蒙古襲来に関する歴史文化を守り、活かすための措置を重点的措置と設定し、その推進に取り組みます。



## （2）実施時期

措置の実施時期について、現在の『松浦市総合計画』（平成31（2019）年策定）の計画期間に対して第I期（R6（2024）～R8（2026）年度）と第II期（R9（2027）～R12（2030）年度）に分けるとともに、総合計画の改訂後を第III期（R13（2031）～R15（2033）年度）と設定します。

また、市が取り組む措置の現状を踏まえ、既に着手しており今後とも継続していく措置を「継続実施」、まずは検討・協議から着手していく措置を「検討・協議」、新規事業として推進する措置を「新規事業化」に分けて設定します。



## （3）実施体制

本計画の冒頭「はじめに」の中で設定した「文化財の保存・活用の主体」を踏まえ、現段階で想定される各措置の主な実施主体を民間、専門家、行政（市）に分けて設定します。

民間の中には、実施主体に加えて、各措置の実施にあたって支援・調査対象となる主体もかつて書きで記載しています。

ここで設定した実施主体は、現段階の想定です。必要に応じて、適宜、追加や変更等も検討していきます。

なお、各措置の実施にあたって、国や県からの支援は不可欠と考えています。各措置の実施にあたっては、それぞれ国や県からの指導や助言を踏まえ取り組むとともに、人的あるいは財政的な支援等について協力を求めていきます。

# 1.調査研究

調査研究に関する以下の方針①～⑤を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。特に、大学や研究機関等と連携し、日本初の国指定水中遺跡である鷹島海底遺跡を中心に調査研究の推進を図ります。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化を深掘りする調査研究の推進を目指します。

- ①鷹島海底遺跡の価値を高めていく調査研究に取り組みます。
- ②水中遺跡の把握・周知に取り組みます。
- ③開発事業に合わせて発掘調査を進めます。
- ④「風俗慣習・民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」など地域の関心が高い分野において市指定に向けた調査研究に取り組みます。
- ⑤地域住民に語り継がれる歴史文化の情報を収集するための調査に取り組みます。

期 期 期

表 調査研究に関する措置

項目	措置			実施時期		実施体制	※( )内は支援・調査対象	
	取組内容	統			新規	民間	専門家	行政(市)
		継						主担当課
①-1 鷹島海底遺跡発掘調査の実施	1 音波探査等の事前調査結果に基づく発掘調査を実施する。						大学、研究機関等	文化財課
	2 専門家を交えて元軍沈没船の引揚げ方針等を検討する。		I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
	3 元軍沈没船の発掘手法や引揚げ方針に応じた調査研究体制を検討する。						大学、研究機関等	文化財課
①-2 鷹島海底遺跡出土遺物の調査研究	4 鷹島海底遺跡出土遺物の台帳（データベース）整備を行う。							文化財課
	5 三次元計測等による鷹島海底遺跡出土遺物のデータ化に取り組む。							文化財課
	6 鷹島海底遺跡出土遺物の価値づけに関する調査研究を行う。						大学、研究機関等	文化財課
①-3 水中考古学研究センターの機能強化	7 「水中考古学の拠点づくり基本コンセプト」を官民協働で検討し、作成する。					市民団体	大学、研究機関等	文化財課
	8 水中考古学の拠点となる研究施設の整備に向けた手法等を官民協働で検討する。					市民団体	大学、研究機関等	文化財課
② 未把握の水中遺跡の把握	9 海岸踏査による分布調査や確認調査を実施する。							文化財課
	10 調査に基づいて水中遺跡が確認された場合は、速やかに周知化する。							文化財課
③ 市内遺跡発掘調査等	11 開発事業に合わせて埋蔵文化財包蔵地の確認調査を行う。					(市民、企業等)		文化財課
④ 未指定・未登録文化財の調査研究	12 文化財データベース（試行版）を活用して「風俗慣習・民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」等の市民の関心が高い分野から情報収集及び現況調査に着手する。						大学、研究機関等	文化財課
	13 「風俗慣習・民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」等の市指定に向けた調査研究を行う。						大学、研究機関等	文化財課
⑤ 地域との連携による歴史文化的調査体制の検討	14 住民に語り継がれる地域の歴史文化の調査にあたり、地域との協働による調査体制を検討する。					所有者、保存団体、市民、市民団体、自治会等		文化財課

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度



一石型木製いかり発掘調査（鷹島海底遺跡）

遺物の三次元計測（埋蔵文化財センター）

市内遺跡発掘調査現場（姫神社遺跡）

## 2.保存修復

保存修復に関する以下の方針①～⑥を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、大学や研究機関等と連携し、日本史を語る上で欠かせない、世界史に残る海戦が繰り広げられた蒙古襲来の歴史を今に伝える鷹島海底遺跡関連の保存を第一と考え、保存修復の推進に取り組みます。

海とつながる松浦の歴史文化を物語るばしょ・ものの文化財の中から緊急性の高いものを見極め、保存修復していくことを目指します。

- ①国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書を見直します。
- ②鷹島海底遺跡出土遺物の保存・保管に取り組みます。
- ③保存作業を可能とする環境整備に取り組みます。
- ④個々の文化財に関する保存活用計画の作成を検討します。
- ⑤文化財の劣化状況・保管状況等の確認に取り組みます。
- ⑥次世代に守り伝えていくため保存修復を支援します。

期 期 期

表 保存修復に関する措置

項目	措置 取組内容	統 継	実施時期			実施体制		※( )内は支援・調査対象	
			新規			民間	専門家	行政(市)	
								主担当課	関係課
①	国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書の見直し	15	鷹島神崎遺跡の将来的な保存・活用を検討し、文化財保護法に位置付けられる保存活用計画を作成する。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
② -1	元軍沈没船のモニタリングの継続	16	定期的なモニタリング調査により元軍沈没船の保全状況の確認を行う。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
② -2	鷹島海底遺跡出土遺物の保存に関する研究体制の構築	17	将来的な鷹島海底遺跡出土遺物の保存・保管に活かすため、遺物の保存・保管に関するデータを蓄積する。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
		18	専門家と連携して鷹島海底遺跡出土遺物の保存に関する研究を続ける。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
③ -1	保存・保管施設の維持・更新	19	老朽化した保存・保管施設及び設備の修繕、更新を行う。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
③ -2	保存・保管施設の在り方検討	20	将来的に必要となる保存・保管施設の規模を検討する。	I	II	III		大学、研究機関等	文化財課
④	県・市指定文化財に係る保存活用計画の検討	21	文化財の保存・活用の手法を模索している所有者・保存団体とともに保存活用計画の策定を検討する。	I	II	III	所有者、保存団体、市民団体等	大学、研究機関等	文化財課
⑤ -1	有形文化財の保存・管理	22	民間所有の文化財について定期的に保管状況の確認を行う。	I	II	III	所有者、保存団体等		文化財課
⑤ -2	無形の民俗文化財に必要となる道具類の保存・管理	23	無形民俗文化財に用いる民間所有の道具類の保管状況の確認に着手する。	I	II	III	所有者、保存団体等		文化財課
⑥	文化財保存修復事業への支援	24	指定・登録文化財等に関する保存修復事業を支援する。	I	II	III	(所有者、保存団体等)		文化財課

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■継続実施 ■検討・協議 ■新規事業化



モニタリング調査（鷹島神崎遺跡）



埋蔵文化財センター



木製いかりの保存処理

### 3.継承支援

継承支援に関する以下の方針①～③を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。  
特に松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の文化財を中心とし、保存団体等に対する支援の推進を図ります。

海とつながる松浦の歴史文化を物語りいとなみの文化財を継承する市民団体を支え、継承していくことを目指します。  
 ①海との関連が深い松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の民俗文化財等を掘り起こし、継承を支援します。  
 ②文化財の継承に取り組む市民や市民団体の活動を下支えしていきます。  
 ③継承が危ぶまれる文化財の記録・保存に取り組みます。

期 期 期

表 継承支援に関する措置

項目	取組内容	続 継	実施時期			実施体制 ※ () 内は支援・調査対象			
			新規		民間	専門家	行政（市）		
			Ⅰ	Ⅱ			主担当課	関係課	
①	松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の民俗文化財等の継承支援	25	松浦党や蒙古襲来などに由来する無形の民俗文化財等を洗い出し、継承を支援する。			(保存団体等)	大学	文化財課	
② -1	活動団体に対する継承支援	26	定期的な活動状況調査を実施する。(年1回以上)			(保存団体等)	大学	文化財課	
		27	保存継承に係る奨励金を支給する。			(保存団体等)		文化財課	
		28	活動状況を記録した成果物を活用し、無形の民俗文化財等の指導者育成を支援する。			(保存団体等)		文化財課	
		29	地域外からの参加者や支援者、ボランティア等を募集する仕組みを検討する。			保存団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	文化観光課 生涯学習課
② -3	文化財登録制度の創設、運用	30	市民団体等の活動の顕彰及び補助事業により継承の下支えとなるよう市において文化財登録制度を創設する。			(保存団体等)		文化財課	
		31	無形の民俗文化財について、市登録文化財への登録を支援する。			(保存団体等)		文化財課	
③	文化財の記録・保存	32	継承が危ぶまれる無形の民俗文化財等の記録保存に取り組む。			保存団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■ 継続実施

■ 検討・協議

■ 新規事業化



御厨蛇踊り



百手講（王嶋神社）



流鏑馬（淀姫神社）

## 4.防災・防犯

防災・防犯に関する以下の方針①～⑥を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。特に、松浦党も活躍した蒙古襲来関係の遺物等を展示する埋蔵文化財センターの防災対策を第一とし、文化財に関する防災・防犯の推進を図ります。

海とつながる松浦の歴史文化を守るために、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』等を踏まえ、当該文化財の所有者とともに防災・防犯対策の充実を目指します。

- ①鷹島海底遺跡出土遺物を中心保管展示する埋蔵文化財センターの防災対策について『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考に取り組みます。
- ②文化財建造物の点検を行い、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考とし、所有者による防災対策の強化を支援します。
- ③所有者・保存団体の防災対策への意識向上に取り組みます。
- ④文化財の防災対策及び被災を想定した対策を検討します。
- ⑤文化財防災センター等と連携した迅速な被害状況確認・復旧支援に取り組みます。
- ⑥文化財保護ネットワーク等と連携し、美術工芸品等の所有者を中心として防犯意識の向上を働きかけます。

期 期 期  
表 防災・防犯に関する措置

項目	措置			実施時期		実施体制	※( )内は支援・調査対象				
	取組内容	統		新規	継		民間	専門家	行政(市)		
		新規	継						主担当課	関係課	
① 埋蔵文化財センターの防災対策の検討	33	国が示すガイドライン等に基づいて文化財保管展示施設として必要な防災対策を検討する。					大学	文化財課	防災課		
② 文化財建造物の耐震補強・防火対策等の推進	34	耐震補強や防火対策等が必要かつ可能な文化財の有無を把握し、対策実施を推進する。		II	III	(所有者、保存団体等)		文化財課	防災課		
③ 防災対策などの情報提供	35	台風や大雨、地震など、災害に備えた取り組みの必要性や取り組み事例などについて周知する。				(所有者、保存団体等)		文化財課	防災課		
④ 文化財の被災を想定した対策の検討	36	各文化財に必要な防災対策、災害時の被災した文化財の処置や避難方法を検討する。				所有者、保存団体等		文化財課			
	37	文化財の防災対策、被災時の対応について、所有者との情報共有を図る。				(所有者、保存団体等)		文化財課			
⑤ 文化財防災センター等との連携による被災状況の把握・復旧支援	38	被災時は、被害状況の把握に取り組む。				所有者、保存団体等		文化財課			
	39	被災時は、その規模に応じて、被害状況調査や復旧・対処方法の検討について、国立文化財機構文化財防災センターへの救援依頼を行う。				所有者、保存団体等		文化財課			
	40	文化財の災害復旧への支援に取り組む。				(所有者、保存団体等)		文化財課			
⑥ 文化財に対する防犯意識の向上	41	文化財保護ネットワーク等と連携し、所有者に対して、防犯対策の必要性や対策案などの情報提供に取り組む。				(所有者、保存団体等)		文化財課			

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■ 継続実施 ■ 検討・協議 ■ 新規事業化



災害による松浦家供養塔の石垣崩落  
(今福町)



文化財に対する防犯意識の向上を図る  
防犯パトロール（鷹島神崎遺跡）



埋蔵文化財センター  
防火避難訓練（鷹島町）

## 5.公開発信

公開発信に関する以下の方針①～⑤を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。特に、松浦党や蒙古襲来などに関連する文化財を皮切りに、各種文化財の公開活用や情報発信の推進に取り組みます。

海と松浦との歴史的な関わりの深さを広く市内外に伝える文化財の公開や歴史文化の情報発信を目指します。

- ①松浦党や蒙古襲来などに関連する文化財の公開の場を増やします。
- ②鷹島海底遺跡出土遺物を公開できる環境を整えます。
- ③水中考古学・水中遺跡の取り組みを公開します。
- ④地域の歴史文化に関する情報発信に取り組みます。
- ⑤地域の歴史文化への興味を引き出すきっかけづくりに取り組みます。

期 期 期

表 公開発信に関する措置

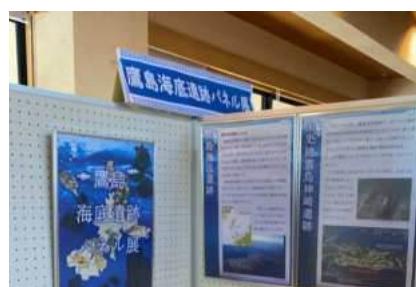
項目	措置			実施時期			実施体制			
	取組内容	統		新規			民間	専門家	行政（市）	
		継							主担当課	関係課
① -1 松浦市生涯学習センター内郷土資料コーナーの見直し	42 松浦市生涯学習センター内郷土資料コーナーを見直し、海と松浦の関りを伝える文化財を本土側でも公開できるように取り組む。						所有者、保存団体、市民団体等		文化財課	生涯学習課 図書館
① -2 市内公共施設等での文化財公開	43 公民館や観光施設などを活用して文化財の公開に取り組む。								文化財課	生涯学習課 文化観光課
② 鷹島海底遺跡出土遺物の情報発信	44 保存処理が完了した鷹島海底遺跡出土遺物の公開手法を検討する。						大学、研究機関等	文化財課		
	45 埋蔵文化財センターにおいて調査研究結果を活かした企画展を行う。								文化財課	
③ 水中考古学・水中遺跡に関する気運の醸成	46 水中考古学・水中遺跡に関する気運の醸成に向けた講座・講演を開催する。						市民団体		文化財課	生涯学習課 図書館
④ -1 地域の歴史文化に関する情報の整理	47 調査研究、記録保存に取り組んだ文化財情報のアーカイブ化に着手する。								文化財課	
④ -2 地域の歴史文化に関する情報発信	48 調査研究、記録保存に取り組んだ文化財情報を活用してパンフレットやPR動画等の制作を行う。						所有者、保存団体、市民団体等		文化財課	
	49 SNS等による情報発信に取り組む。								文化財課	
⑤ 地域の歴史文化への関心を引き出すきっかけづくり	50 地域の歴史文化への関心を高めるため、観光事業や教育事業と連携し、市内外イベント等に参加する。								文化財課	文化観光課 生涯学習課 政策企画課

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■ 継続実施 ■ 検討・協議 ■ 新規事業化



松浦こども博での出展



松浦市立図書館内パネル展示



水中遺跡シンポジウムへの出展

## 6.学校教育・生涯学習

学校教育・生涯学習に関する以下の方針①～④を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、日本史や世界史と絡めたグローバルな視点で松浦党や蒙古襲来の歴史を伝える学校教育や生涯学習の推進を図ります。

海と松浦との歴史的な関わりの深さを市民を中心に伝える学校教育・生涯学習の推進を目指します。

- ①海との関りが深い松浦党に関する学習機会の充実を図ります。
- ②国史跡「鷹島神崎遺跡」や蒙古襲来など地域の特徴的な歴史文化の学びを更に推進します。
- ③市民の郷土愛を育む文化財を活かした学習機会を設けます。
- ④地域の歴史文化の語り手、継承者の育成に取り組みます。

期 期 期  
表 学校教育・生涯学習に関する措置

項目	取組内容	統 継	実施時期			実施体制			※ () 内は支援・調査対象	
			新規			民間	専門家	行政(市)		
			I	II	III			主担当課	関係課	
① 海を行き來した 松浦党の伝統や 誇りの未来への 伝承	51 市民向け出前講座を活用して歴史文化学習の機会を提供する。		■	■	■	(市民団体)		文化財課	生涯学習課	
	52 子どもたちへのふるさと教育機会の拡充を検討する。	継	■	■	■	市民、市民団体、商工・観光団体		文化財課	学校教育課 政策企画課	
② 国史跡「鷹島神崎遺跡」や蒙古襲来の歴史に関する学習機会の提供	53 地元小中学生向け体験学習会を継続的に実施する。		■	■	■			文化財課	学校教育課	
	54 鷹島海底遺跡出土遺物のレプリカや文化財を活かした遺跡調査の説明パネルなど、体験学習会向け教材の追加整備を行う。		■	■	■			文化財課		
	55 図書館や生涯学習センターと連携したフィールドワークを実施する。		■	■	■			文化財課	生涯学習課 図書館	
③-1 地域の文化財に触れる機会の拡充	56 小中学校との連携により地域の文化財に触れる機会の拡充を検討する。		■	■	■	保存団体、自治会等		文化財課	学校教育課 生涯学習課	
③-2 地域の食文化を学習する機会づくり	57 郷土料理レシピの共有、調理方法を学ぶ交流会の開催を支援する。		■	■	■	市民団体		生涯学習課	文化財課 健康ほけん課	
④ 地域の歴史文化を語れる人材の育成支援	58 松浦党、蒙古襲来、鷹島神崎遺跡など歴史、文化財について、出前講座や体験学習会の案内に対応できる人材の育成に取り組む。		■	■	■	(市民、市民団体)		文化財課	生涯学習課	

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■ 継続実施 ■ 検討・協議 ■ 新規事業化



いかりパネルを使った体験学習



松浦高等学校における講演



鷹島海底遺跡出土遺物を用いた出前講座

## 7.観光振興

観光振興に関する以下の方針①～④を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。特に、蒙古襲来の歴史を伝える文化観光の推進を図り、その実績を踏まえ、文化観光の幅を広げていきます。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした観光振興の推進を目指します。

①地域の歴史文化を活かした観光プログラムの充実を支援します。

②地域の歴史文化の語り手の育成に取り組みます。

③体験型観光事業の継承を支援します。

④体験型観光の活性化に向けた歴史観光のプログラム化と担い手確保を検討します。

期 期 期  
表 観光振興に関する措置

項目	取組内容	統 継	実施時期			実施体制 ※ () 内は支援・調査対象			
			新規		民間	専門家	行政(市)		
			民間	専門家			主担当課	関係課	
① -1 蒙古襲来の歴史 を活かした交流 人口推進事業	59 鷹島海底遺跡を活かした新たな観光プログラムを創出する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
	60 地域の歴史文化等のストーリーを活かした広域観光の実施方法を検討する。 I II III				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
	61 国外からの来訪者受入れを想定して、埋蔵文化財センター内の展示物に関する説明について多言語化に着手する。						文化財課		
	62 弘安の役 750 年（令和 13（2031）年）事業の実施内容を検討する。						文化財課		
① -2 松浦党等の歴史 文化を活かした 観光ルートの設 定	63 松浦党関連史跡や鷹島海底遺跡及び関連文化財を活用した観光ルートを検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
	64 ガイド育成に伴い、学び手の声を活かしたストーリー性のある観光ルートを設定する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
② -1 歴史観光ガイド 育成のためのガイ ドブック制作	65 歴史観光ガイド人材育成用ガイドブックを制作する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
② -2 ガイドブックを 活用したガイド 育成支援	66 地域の歴史、文化財について説明できる歴史観光ガイドの育成を支援する。				(商工・観光団体)		文化観光課	文化財課	
② -3 多言語対応によ るガイド実施体 制の構築	67 歴史観光ガイドの内容を、多言語で説明できる体制づくりを関係団体と検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	
③ 伝統的ないとな みを誇りに思う 人材の育成	68 伝統的ないとなみや地域の食文化を活かした体験型観光の担い手育成を支援する。				(商工・観光団体)		文化観光課	文化財課	
④ 体験型観光と歴 史観光の連携検 討	69 体験型旅行の新たな魅力の1つとして歴史観光の位置づけを検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課	

I期：R6（2024）～R8（2026）年度 II期：R9（2027）～R12（2030）年度 III期：R13（2031）～R15（2033）年度

■ 継続実施

■ 検討・協議

■ 新規事業化



松浦水軍まつりの様子



土谷棚田（福島町）のLEDライトアップ

## 8. 地域まちづくり

地域まちづくりに関する以下の方針①～③を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、梶谷城跡をはじめ市内に所在する松浦党や蒙古襲来関連の史跡を活かしたまちづくりの推進を図るとともに、広域的には蒙古襲来ゆかりの自治体と連携によるまちづくりを推進します。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした地域まちづくりの推進を目指します。

- ①上位関連計画等の見直しにあたって、地域の歴史文化に関する取組を提案します。
- ②松浦固有の歴史文化を活かした個性ある地域まちづくりを支援します。
- ③地域の歴史文化を活かし、広域的なまちづくりの枠組みを創造します。
- ④地域の歴史的な景観や遺跡などを活かしたイベント実施を支援します。

期 期 期  
表 地域まちづくりに関する措置

項目	取組内容	統 継	実施時期			実施体制			※ () 内は支援・調査対象	
			新規			民間	専門家	行政(市)		
			I	II	III			主担当課	関係課	
① 上位計画等の見直し作業等への参画	70 松浦市総合計画や第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりに関わる上位関連計画の見直しや各種計画の策定作業に対して、地域の歴史文化を踏まえた視点や取り組みなどを提案する。					市民、市民団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	政策企画課 都市計画課 防災課 健康ほけん課 文化観光課 学校教育課 生涯学習課	
② 松浦党、蒙古襲来関連史跡を活用したまちづくりの推進	71 梶谷城跡を核とした史跡保存・管理・活用に一体的に取り組むまちづくり活動を検討する。					市民団体、自治会、商工・観光団体		政策企画課 文化財課	文化観光課	
	72 地域が発案する共感を呼ぶ歴史文化のまちづくりプロジェクトの実施を支援する。					(市民団体、商工・観光団体、まちづくり運営協議会)		政策企画課 文化財課		
	73 歴史文化のまちづくりプロジェクトに対して、クラウドファンディングの活用を検討する。					(市民団体、商工・観光団体)		政策企画課 文化財課	文化観光課	
③ 蒙古襲来ゆかりの自治体をつなぐネットワークの構築	74 蒙古襲来ゆかりの自治体をつなぐネットワーク(「元寇所縁のネットワーク」)を構築する。							文化財課		
	75 「元寇所縁のネットワーク」における広域的な連携事業を関係自治体と協議する。							文化財課	文化観光課	
④ 歴史文化の薫る景観を活かしたまちづくりの推進	76 景観や遺跡などを活かしたウォーキングイベント(公民館講座等)を実施する。					市民団体		生涯学習課	文化財課 都市計画課	

I期：R6 (2024)～R8 (2026) 年度 II期：R9 (2027)～R12 (2030) 年度 III期：R13 (2031)～R15 (2033) 年度

■ 繼続実施

■ 検討・協議

■ 新規事業化



梶谷城跡（今福町）



元寇所縁のネットワーク  
キックオフミーティング（オンライン）

# 第4章 文化財の保存・活用を推進する体制

文化財の保存・活用については、その対象範囲が広がりを見せています。

本市は、本計画の推進に向けて、民間、専門家、国・県等と連携し、官民協働で文化財を重点的かつ総合的に保存・活用していくため、「(仮称)松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会(以下、推進協議会)」を新設するとともに、松浦市文化財保護審議会(以下、市審議会)と府内体制の強化に取り組みます。

なお、これら体制の構築に関する各種事項については、必要に応じて、要綱や規則等に定めます。

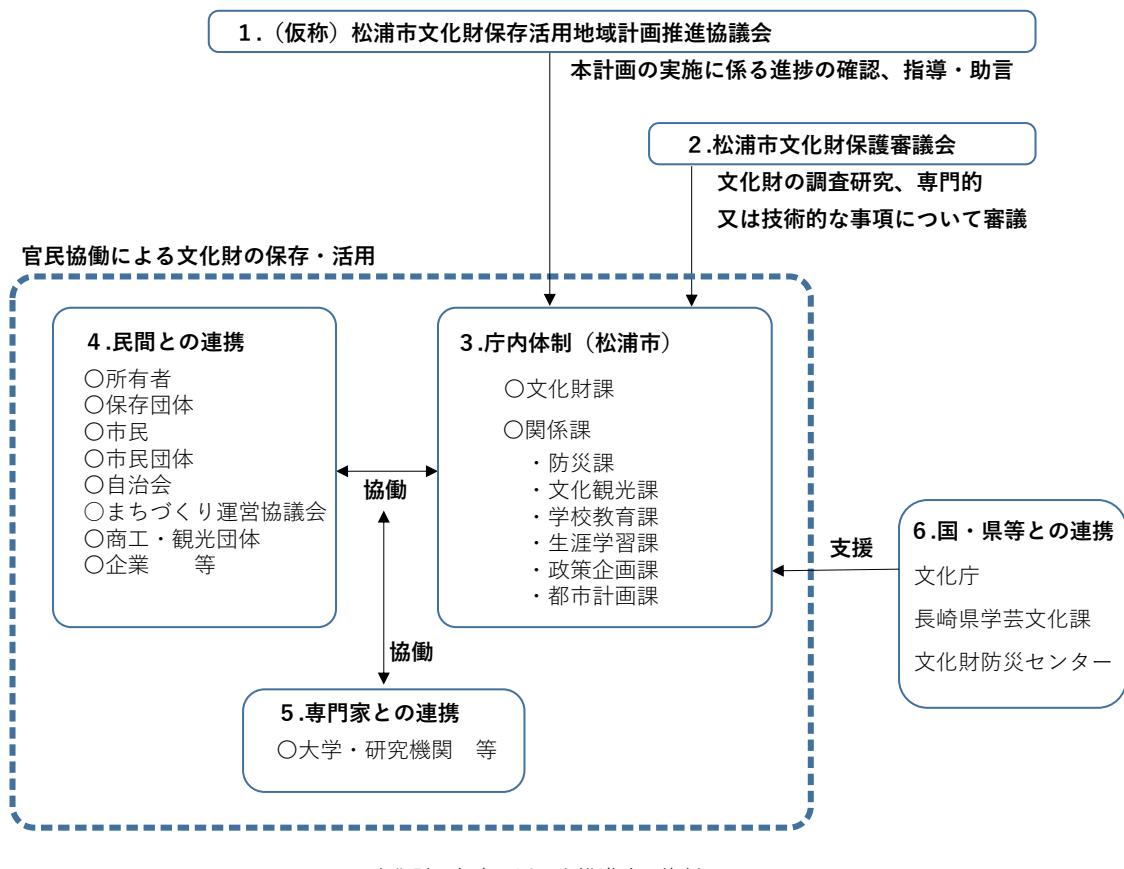


図 文化財の保存・活用を推進する体制

## 1.(仮称)松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会

推進協議会は、本計画どおり進んでいるか確認するために設置する体制です。必要に応じて、文化財の保存・活用に関する専門部会を置くことができます。

本市は、推進協議会の開催により民間や専門家との連絡調整に努め、推進協議会の指導・助言を踏まえ、本計画の進捗管理等に取り組みます。また、必要に応じて計画変更に取り組みます。

進捗管理にあたっては、必要に応じて関係課と連携しながら評価指標の設定を検討します。

## 2.松浦市文化財保護審議会

市審議会は、市内に所在する文化財について、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究を行うとともに、専門的又は技術的な事項について審議するために設置している体制です。

本市は、文化財保護法及び県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち市にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じるため、必要に応じて体制の強化を行います。

### 3.庁内体制(松浦市)

本市では、歴史文化の調査研究、保存、活用に関する取組全般に市文化財課が携わります。

市文化財課は、庁内において、措置の8つの分野のうち、「1.調査研究」、「2.保存修復」を先導する役割を担い、必要に応じて関係課に協力を求めます。

「3.継承支援」、「4.防災・防犯」、「5.公開発信」については、関係課とともに措置の具体化に取り組みます。

「6.学校教育・生涯学習」、「7.観光振興」、「8.地域まちづくり」については、それぞれの措置に応じて主担当課あるいは関係課と連携し、その具体化に取り組みます。

表 庁内体制

文化財課

部署名	主な業務	備考
文化財課	(1) 文化財保護審議会に関すること (2) 文化財の保護・活用に関すること (3) 埋蔵文化財の発掘・調査に関すること (4) 文化財団体育成指導に関すること (5) 文化財の調査・研究に関すること (6) 埋蔵文化財センターに関すること (7) 福島歴史民俗資料館に関すること (8) 水中考古学研究センターに関すること (9) 銃砲刀剣類に関すること (10) ユネスコ活動に関すること	職員6名 うち、専門職2名 (埋蔵文化財1名、保存科学1名)
埋蔵文化財センター	(1) 資料の専門的調査及び研究に関すること (2) 資料の展示及び公開に関すること (3) 資料の収集、整理及び保存並びに保管に関すること	所長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名) 会計年度任用職員(6名)
水中考古学研究センター	(1) 水中考古学の普及及び啓発に関すること (2) 資料の専門的調査及び研究に関すること (3) 資料の保存及び活用に関すること	所長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名)
福島歴史民俗資料館	(1) 歴史、民俗、産業、自然科学に関する資料の収集保存・展示に関すること (2) 収集した資料の調査研究に関すること	館長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名)
調川民俗資料館	(1) 展示資料の整理・公開に関すること	※平時は職員不在。見学は調川公民館で対応。

関係課

部署名	主な業務	関連分野
政策企画課 (市民協働推進室、 地域おこし協力隊)	市政の総合的調査研究及び企画に関すること 松浦市創生総合戦略に関すること 総合計画の策定及び進行管理に関すること 市民協働の推進に関すること	5.公開発信 6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
都市計画課	都市計画の調査、企画及び調整に関すること 都市景観形成事業に関すること	8.地域まちづくり
防災課	地域防災計画に関すること 防災意識の普及啓発に関すること 防災訓練に関すること	4.防災・防犯 8.地域まちづくり
健康ほけん課	健康づくり事業に関すること 健康増進法に基づく健康事業に関すること	6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
文化観光課	観光の振興に関すること 歴史・文化資源の活用に関すること 体験型旅行事業に関すること 地産地消に関すること ふるさと納税に関すること 市の魅力発信に関すること	3.継承支援 5.公開発信 7.観光振興 8.地域まちづくり
学校教育課	教育課程の指導管理に関すること 教育団体等の育成指導に関すること	6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
生涯学習課 (図書館、公民館)	芸術文化の振興に関すること 文化団体の育成指導に関すること 社会教育の振興に関すること 図書館法第3条に規定する図書館奉仕に関すること(郷土資料の収集及び公開、資料展示会等の開催、教育活動機会の提供ほか) 公民館活動の企画及び企画の実施に関すること	3.継承支援 5.公開発信 6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり

※松浦市行政組織規則、松浦市教育委員会組織規則、松浦市立図書館事務分掌規程、松浦市立公民館事務分掌規程より抜粋

## 4.民間との連携

本市では、文化財の所有者や保存団体だけでなく、一般の市民、市民団体、自治会、商工・観光団体、企業等においても文化財に対する関心が高まっています。

今後は、民間の人材、資金、ノウハウ等も積極的に取り入れた文化財の保存・活用を目指すとともに、支援対象や調査対象としての面から民間との連携を図っていきます。

表 民間との連携イメージ

分野		連携内容
調査研究	1.調査研究	地域に詳しい市民、市民団体、自治会等と連携し、地域ならではのもの・ばしょ・いとなみを把握する市民参加型調査等に取り組みます。 (連携主体例:自治会、松浦市文化協会、松浦市福島文化協会 等)
保存	2.保存修復	文化財の所有者、保存団体等の保存修復に対する理解を促し、文化財の価値や特性を維持するため当該文化財の修復や修復技術の継承を図ります。 (連携主体例:文化財を所有する個人や地区、保存会 等)
	3.継承支援	いとなみの文化財を継承してきた保存団体、継承に関心のある市民団体等と連携し、継承活動の普及啓発を図ります。 (連携主体例:無形民俗文化財の保存会、自治会、まちづくり運営協議会、松浦市文化協会 等)
	4.防災・防犯	防災・防犯関連の企業、文化財の所有者等の防災・防犯に対する意識を啓発し、被害の予防、軽減、早期対応等の徹底を図ります。 (連携主体例:文化財を所有する個人や地区、文化財保護ネットワーク、消防団 等)
活用	5.公開発信	文化財の所有者、保存団体、市民団体等と連携し、歴史文化を伝える場や機会の充実と工夫に取り組みます。 (連携主体例:文化財を所有する社寺や地区、無形民俗文化財の保存会、松浦市文化協会、松浦市福島文化協会、まつうら観光物産協会 等)
	6.学校教育・生涯学習	地域の歴史文化に関する市民、市民団体等と連携し、歴史文化への理解を深める学習機会の充実や歴史文化に関する学校教育や生涯学習をサポートする人材の育成に取り組みます。 (連携主体例:松浦市文化協会、松浦市福島文化協会 等)
	7.観光振興	商工・観光団体等と連携し、文化財を活用した観光コンテンツやプログラム等の磨き上げに取り組みます。 (連携主体例:松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、まつうら観光物産協会、松浦市歴史観光推進協議会、まつうら党交流公社 等)
	8.地域まちづくり	市民団体、自治会、商工・観光団体等と連携し、地域の文化財を活用した地域まちづくり活動の検討、実施に取り組みます。 (連携主体例:まちづくり運営協議会、松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、まつうら観光物産協会、松浦市歴史観光推進協議会 等)

## 5.専門家との連携

文化財の保存・活用については、歴史や考古学、民俗学のみならず、建築、地理、生物、観光、まちづくりといった様々な分野の大学・研究機関等との連携が必要となります。

今後は、対象とする文化財に応じた保存・活用の推進を目指し、大学・研究機関等に所属する専門家の把握と連携に取り組みます。

表 専門家との連携イメージ

- 文化財の新たな指定、登録に向けた調査研究
- 「もの」・「ばしょ」の文化財に応じた保存修復のあり方の調査研究
- 「いとなみ」の文化財の継承に求められる調査研究
- 文化財の防災・防犯に求められる調査研究
- 最先端の手法等を取り入れた公開発信、学校教育・生涯学習、観光振興、地域まちづくりに向けた調査研究  
(連携主体例：琉球大学(水中文化遺産研究)、長崎県立大学(包括連携協定)、名古屋大学博物館、東北芸工大(客員研究員)、九州国立博物館、松浦史料博物館、奈良文化財研究所 等)

## 6.国・県等との連携

文化財の保存・活用に関連する国や県の公的な組織・機関等としては、文化庁、県学芸文化課、文化財防災センター等が挙げられます。

今後は、円滑な文化財の保存・活用の推進を目指し、国や県等との連携に取り組みます。

表 国・県等との連携イメージ

- 文化財行政全般に関する指導・助言
- 計画策定や各種事業への支援  
(専門家の紹介、計画・事業内容への指導・助言、補助メニューの情報提供、財政的支援等)
- 大規模災害時における外部支援(文化財レスキュー、文化財ドクターの派遣等)の文化財防災センターへの要請

# 資料

【体制】

【市民が大切にしたいと思う文化財調査の概要】

【自治会における伝統的な活動に関する調査の概要】

【市内の指定・登録文化財一覧】

【文化財に関する既往の把握調査一覧】

【引用・参考文献（歴史的背景）】

# 【体制】

## ①松浦市文化財保存活用地域計画策定協議会

学識経験者等で構成される「松浦市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し、検討を行いました。

【任期】：令和3年11月1日から令和6年3月31日まで(敬称略)

	氏名	役職等
◎	池田 榮史	國學院大學研究開発推進機構 教授
	田代 雅彦	九州産業大学 地域共創学部 観光学科 教授
	大石 一久	元長崎歴史文化博物館 研究Gリーダー
○	久家 孝史	松浦史料博物館 学芸部 研究・管理主任（学芸員）
	稻沢 文員	松浦商工会議所 会頭
	市原 義光	松浦市福鷹商工会 会長
	小松 英史	まつうら観光物産協会 代表理事
	黒川 廣治	松浦市文化協会 会長
	本川 浩二	松浦市福島文化協会 会長
	松浦 誠	松浦商工会議所 青年部
	宮田 友香	元松浦市地域おこし協力隊
	星野 真嗣	松浦市政策企画課 課長（～令和4年3月31日）
	山口 武	松浦市政策企画課 課長（令和4年4月1日～）
	山口 玲子	松浦市地域経済活性課 課長（～令和5年3月31日） 松浦市文化観光課 課長（令和5年4月1日～）

(◎は委員長、○は副委員長)

[オブザーバー]

	氏名	役職等
	中尾 篤志	長崎県教育庁学芸文化課 係長

## ②松浦市文化財保護審議会

本計画は、有識者等で構成される「松浦市文化財保護審議会」への報告、意見聴取を行い、作成しました。

【任期】：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで(敬称略)

氏名	役職等
前田 公彦	中学校教諭（調川中学校）
桐木 省二	郷土史家
貞方 清寛	鷹島観光ボランティアガイド代表
松浦 寛雄	元教育委員長
早田 伸次	郷土史家
福本 正樹	元市文化協会会长
中原 昌弘	中学校教諭（調川中学校教頭）
前田 英彦	元社会教育主事
今西 誠司	前教育長

# 【市民が大切にしたいと思う文化財調査の概要】

市民が大切にしたいと思う「モノ」や「コト」を把握するとともに、文化財保存活用地域計画作成の周知を目的として、市内全世帯を対象としたアンケートを実施しました。

## ①実施概要

- ・実施日時:令和3年11月30日～12月20日
- ・配布数:8,585名
- ・回答数: 872名(回収率10.1%)

## ②調査結果

「松浦市の歴史文化を伝えていくため、あなたが大切に思う「もの」や「こと」」として、延べ2,533件の回答がありました。

市民がどういった「もの」や「こと」に価値や魅力を見出しているのか、その大きな傾向を見たところ、突出して多かったのが「⑩地域の祭り・行事(737件)」です。市内各地のお宮日、浮立、太鼓などが挙げられています。

続いて300件を超えるのが「⑬遺跡(303件)」です。その多くが蒙古襲来や松浦党関連です。

200件を超えるのが「⑭景勝地(225件)」、「①古い神社や祠(211件)」です。100件を超えるのが「⑪地域の言い伝えや民話(199件)」、「⑯棚田・里山(162件)」、「⑫地域の食べ物(112件)」と続いています。

蒙古襲来関連、松浦党関連、神社関連、炭鉱関連は、大切に思う「もの」や「こと」が複数の種類に挙げられています。例えば、蒙古襲来や松浦党関連については、「①古い社寺や祠」、「⑤古い書物」、「⑩地域の祭り・行事」、「⑪地域の言い伝えや民話」、「⑬遺跡」、「⑭景勝地」などに及んでいます。

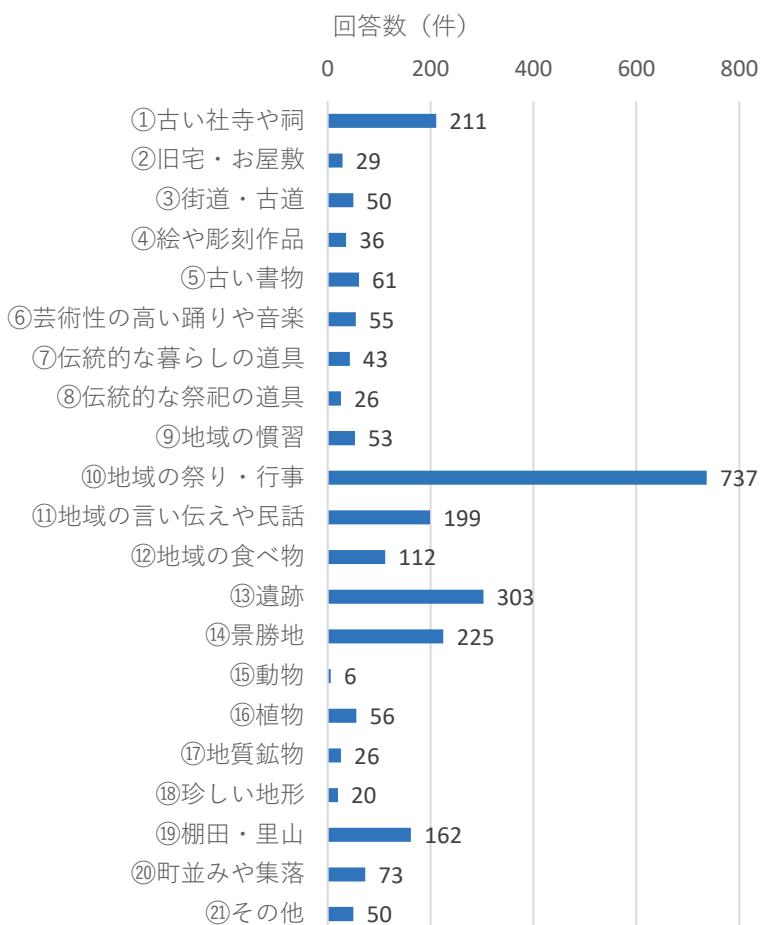


図 市民が大切に思う「もの」や「こと」(件)

データには、記入者に応じて回答が同じでも選択される種類が異なる場合がありました。同じ「もの」や「こと」であっても、回答者それぞれの価値観に応じて、価値や魅力を見出す視点が異なると考えられたため、同じ名前の「もの」や「こと」を含んでいます。蒙古襲来や神社といった回答で、複数の場所が選ばれている場合もあり、それはそれぞれ分けて数えています。

### ③文化財の保存・活用について

#### <回答数について>

回答数は約1割に留まりました。しかし、回答されたアンケート票には熱心に意見を書かれたものが多く、文献資料のコピー、地図、写真等を添付されたものもありました。関心ある人は限られるかもしれません、関心ある人にとって文化財は大切なものであることが示されたと考えます。

#### <歴史文化を大切にすべきか(未回答19件を除く)>

アンケートに回答頂いた方のうち、歴史文化を「とても大切に思う」、「大切に思う」と回答頂いた方が95%を超えていました。

多くの市民の方が歴史文化を大切に思われていることが分かります。

#### <歴史文化を守り、活かすために必要な取組(未回答56件を除く)>

歴史文化を守り、活かすために必要な取組として、「保存整備の充実」が最も多く、次いで「観光への活用」、「学校教育への活用」が多い結果となりました。

堅実な保存とともに、観光や学校教育などの分野での活用を合わせて推進していくことが期待されています。

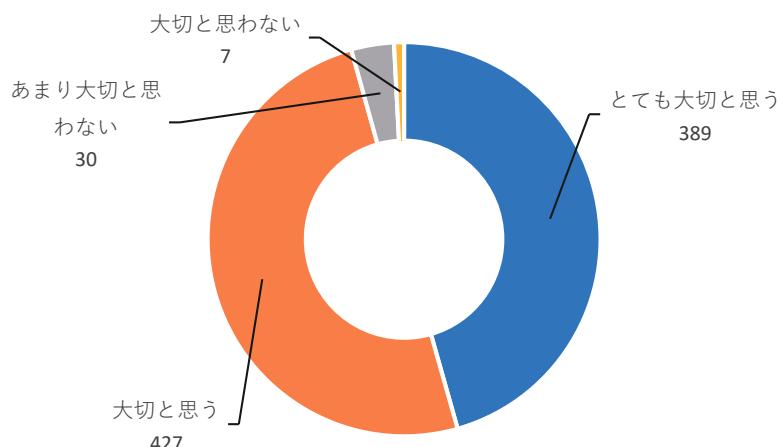


図 歴史文化を大切にすべきか(件)

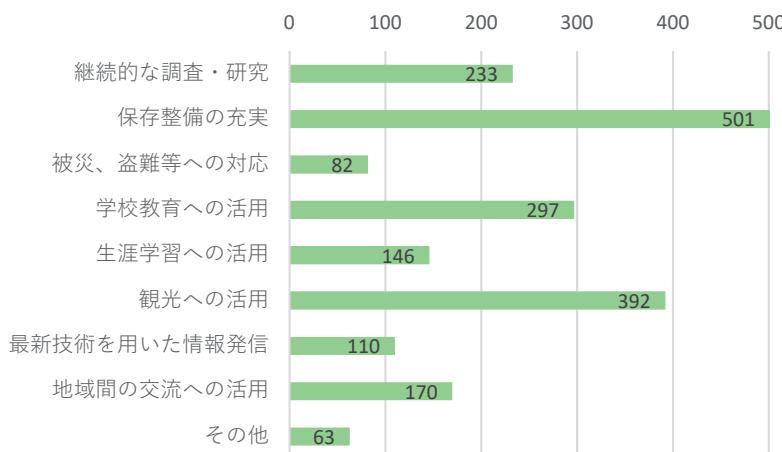


図 歴史文化を守り、活かすために必要な取組(件)

# 【自治会における伝統的な活動に関する調査の概要】

昔から続く年中行事をはじめ、市内で継承される伝統的な活動の把握を目的とし、行政協力員（自治会長等）に対するアンケートを実施しました。

## ①実施概要

- ・実施日時：令和3年10月30日～11月20日
- ・配布数：148名
- ・回答数：83名（回収率56.0%）

## ②調査結果

153件の伝統的な活動が把握されました。

具体的には、おくんちなど神社の祭や、子供相撲、精霊流し、もぐら打ちなどの行事が多く把握されたほか、浮立などの芸能や風習、言い伝えなどが挙げられています。

把握された伝統的な活動の中で、休止中や実施状況が不明のものが約20%確認されました。

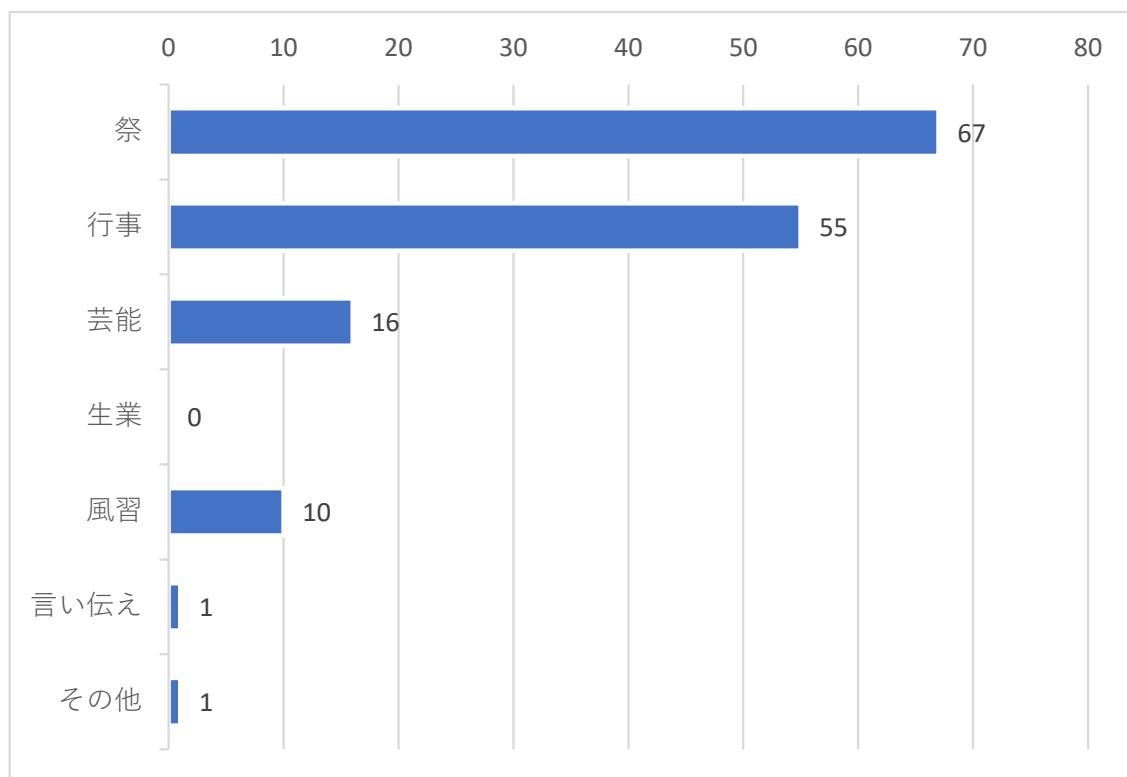


図 アンケートで把握された無形の文化財の種類(件)

### ③伝統的な活動について

伝統的な活動を大切にしていくことについて、「とても大切と思う」、「大切と思う」との回答が全体の95%を占めています。

伝統的な活動を継承していくために大切な取組について「記録保存」と「地域間の交流への活用」の回答が多かったです。

伝統的な活動を支えていくために必要な支援については、「後継者育成への支援」と「活動資金の調達への支援」が多かったです。

なお、大切と思わない、あまり大切と思わないと答えた自治会には、当該自治会が主に団地で、そもそも伝統的な活動がないとの回答もありました。

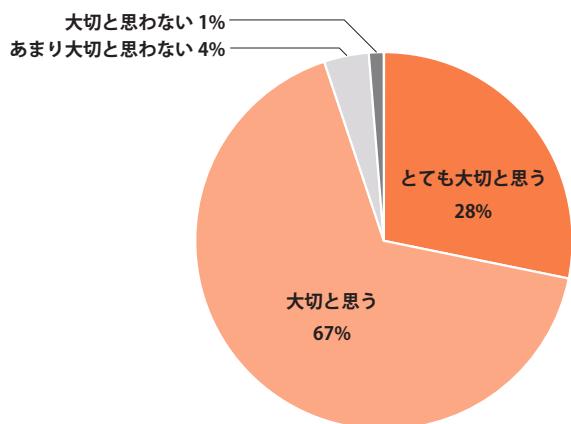


図 「伝統的な活動を大切にしていくべきか」の回答結果(件)

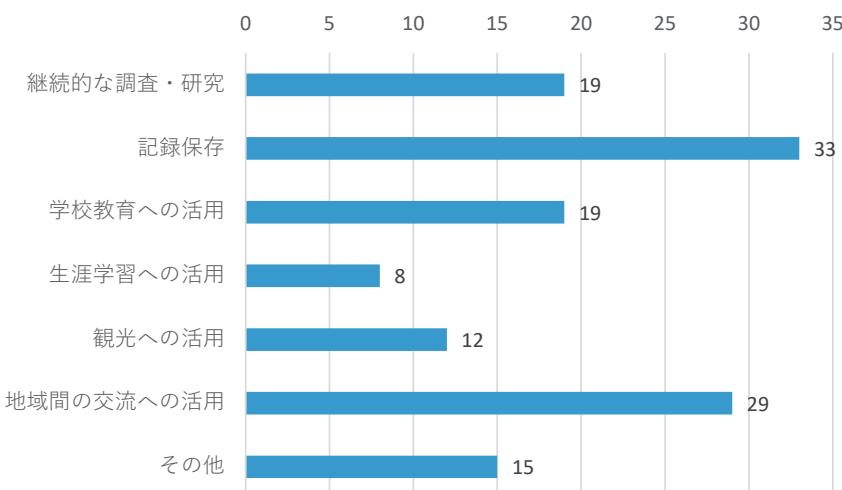


図 「伝統的な活動を継承していくために必要な取組」の回答結果(件)

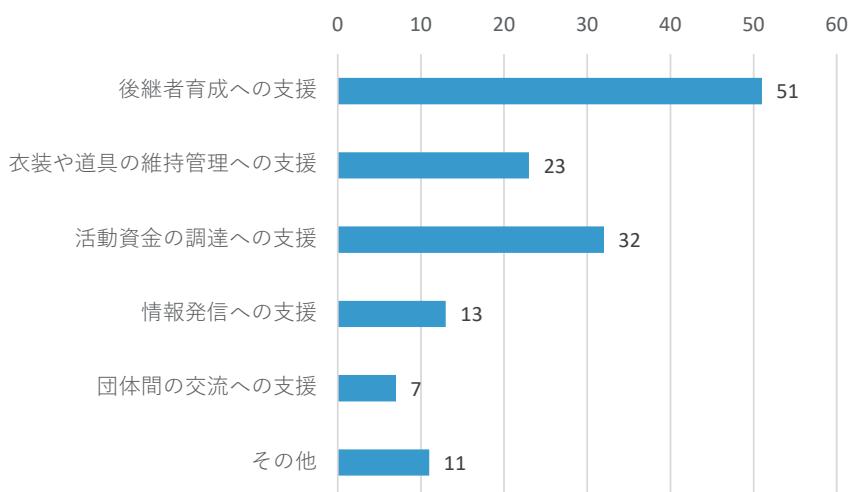


図 「伝統的な活動を支えていくために必要な支援」の回答結果(件)

# 【市内の指定・登録文化財一覧】

令和4(2022)年5月時点

国指定

類型	名 称	所在地	指定年月日
記念物 遺跡	鷹島神崎遺跡	鷹島町神崎免地先	平成24年3月27日

県指定

類型	名 称	所在地	指定年月日
有形文化財 美術工芸品 彫刻	鷹島の銅造如来坐像一体	鷹島町原免	昭和49年10月8日
	牟田觀音堂銅造半跏思惟像	星鹿町牟田免	平成5年2月24日
	旧金泉寺の銅造如来坐像	星鹿町岳崎免	平成18年3月3日
	慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像	御厨町中野免	平成20年2月22日
	寿昌寺の如意輪觀音坐像	志佐町里免	平成26年3月25日
	善福寺鰐口	今福町仮坂免	昭和46年9月14日
	鷹島住吉神社の懸仏53面ほか一括	鷹島町神崎免	昭和49年10月8日
	考古資料	鷹島町の管軍總把印	平成元年3月31日
	鷹島の銅造如来坐像	鷹島町神崎免	平成元年3月31日
	鷹島の銅造阿弥陀如来坐像	鷹島町神崎免	平成元年3月31日
民俗文化財	有形の民俗文化財 庄野の六地蔵塔	志佐町庄野免	昭和46年9月14日
	無形の民俗文化財 鷹島の島踊	鷹島町	昭和62年3月3日
記念物 動物・植物・地質鉱物	遺跡 松浦党梶谷城跡	今福町東免	昭和46年9月14日
	文禄の役松浦家供養塔	今福町東免	昭和46年9月14日
	鷹島の公孫樹	鷹島町三里免	昭和32年10月29日
	弁天島岩脈	福島町里免	昭和36年11月24日
	喜内瀬川廻穴群	福島町喜内瀬免	昭和47年8月15日
	福島町の今山神社社叢	福島町里免	昭和54年4月27日
	福寿寺のイロハモジ	福島町里免	昭和54年4月27日
	檜崎岩脈	福島町浅谷免	昭和54年4月27日
	鷹島町住吉神社のアコウ	鷹島町里免	昭和55年2月29日

市指定

類型	名 称	所在地	指定年月日
有形文化財 美術工芸品 絵画	熊野神社旧本殿	星鹿町北久保免	平成21年9月30日
	浅谷七郎神社社殿	福島町浅谷免	平成21年9月30日
	鷹島住吉神社社殿	鷹島町里免	平成21年9月30日
	茶室調風亭	福島町喜内瀬免	平成23年5月6日
	宛陵寺天井絵	今福町仮坂免	平成21年9月30日
	堂様の仏像	福島町原免	平成21年9月30日
	福寿寺の本尊	福島町里免	平成21年9月30日
	満福寺の木造阿弥陀如来坐像	鷹島町三里免	平成21年9月30日
	王嶋神社の石壇・石板	志佐町庄野免	平成21年9月30日
	宮本家の懸仏	志佐町高野免	平成21年9月30日
民俗文化財	工芸品 今山神社の懸仏	福島町里免	平成21年9月30日
	書跡・典籍 大河内家の古文書	福島町塙浜免	平成21年9月30日
	鷹島住吉神社の大般若経	鷹島町神崎免	平成21年9月30日
	古文書 宛陵寺古文書	今福町仮坂免	平成21年9月30日
	人柱觀音供養塔	今福町東免	平成21年9月30日
	大山の六地蔵	福島町端免	平成21年9月30日
	白石参道の石灯籠	福島町原免	平成21年9月30日
	福寿寺の三十三觀音像	福島町里免	平成21年9月30日
	刀の元の六地蔵	鷹島町中通免	平成21年9月30日
	星鹿ジャンガラ	星鹿町	平成21年9月30日
記念物 無形の民俗文化財	百手講	志佐町庄野免	平成21年9月30日
	田ノ平浮立	志佐町田ノ平	平成21年9月30日
	松山田浮立	調川町松山田免	平成21年9月30日
	淀姫神社の流鏑馬	志佐町浦免	平成21年9月30日
	志佐立町の精靈船	志佐町浦免	平成21年9月30日
	牟田ジャンガラ	星鹿町牟田免	平成21年9月30日
	浅谷浮立	福島町浅谷免	平成21年9月30日
	和船競漕(せいぐろ)	鷹島町阿翁浦免	平成21年9月30日
	旧宛陵寺跡	今福町仮坂免	平成21年9月30日
	大山百人塚	福島町端免	平成21年9月30日
記念物 遺跡	土谷百人塚	福島町土谷免	平成21年9月30日
	寺山団助の墓	福島町鍋串免	平成21年9月30日
	龍面庵	鷹島町阿翁免	平成21年9月30日
	広久山満福寺跡	鷹島町三里免	平成21年9月30日
	元寇記念之碑	鷹島町阿翁免	平成21年9月30日
	兵衛次郎の墓	鷹島町神崎免	平成21年9月30日
	対馬小太郎の墓	鷹島町里免	平成21年9月30日
	日本山城跡	鷹島町原免	平成21年9月30日
	首除き	鷹島町船唐津免	平成21年9月30日
	開田の七人塚	鷹島町船唐津免	平成21年9月30日
動物・植物・地質鉱物	供養の元	鷹島町中通免	平成21年9月30日
	横島古墳	福島町喜内瀬免	平成23年5月6日
	塙浜漣痕群	福島町塙浜免	平成21年9月30日
	尊光寺のマキ	福島町塙浜免	平成21年9月30日
	浅谷七郎神社社叢	福島町浅谷免	平成21年9月30日
	原稻荷神社のクス	福島町原免	平成21年9月30日

国登録

類型	名 称	所在地	登録年月日
有形文化財 建造物	旧長醫家住宅主屋	星鹿町北久保免	平成29年5月2日

# 【文化財に関する既往の把握調査一覧】

## 資料名

### 松浦市調査報告書（合併後）

- ・松浦市文化財調査報告書 第1集 (松浦市内遺跡確認調査 (1) 2007)
- ・松浦市文化財調査報告書 第2集 (松浦市鷹島海底遺跡 2008)
- ・松浦市文化財調査報告書 第3集 (松浦市内遺跡確認調査 (2) 2009)
- ・松浦市文化財調査報告書 第4集 (松浦市鷹島海底遺跡 総集編 2011)
- ・松浦市文化財調査報告書 第5集 (松浦市内遺跡確認調査 (3) 2012)
- ・松浦市文化財調査報告書 第6集 (松浦市内遺跡確認調査 (4) 2015)
- ・松浦市文化財調査報告書 第7集 (松浦市鷹島海底遺跡 2016)
- ・松浦市文化財調査報告書 第8集 (松浦市内遺跡確認調査 (5) 2018)
- ・松浦市文化財調査報告書 第9集 (一町田遺跡・段ノ上遺跡 2020)
- ・松浦市文化財調査報告書 第10集 (松浦市鷹島海底遺跡 2020)
- ・松浦市文化財調査報告書 第11集 (松浦市内遺跡確認調査 (6) 2021)
- ・松浦市文化財調査報告書 第12集 (松浦市内鷹島海底遺跡－令和4年度発掘調査概報 2023)
- ・国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書 2014 (松浦市)

### 松浦市調査報告書（合併前）

- ・松浦市文化財調査報告書 第0集 (栢ノ木遺跡 (中間報告) 1973)
- ・松浦市文化財調査報告書 第0集 (長崎・松浦皿山窯址 倉田芳郎編 1982.2)
- ・松浦市文化財調査報告書 第1集 (牟田池上遺跡 1984)
- ・松浦市文化財調査報告書 第2集 (松浦市の文化財 1987)
- ・松浦市文化財調査報告書 第3集 (下田遺跡 1987)
- ・松浦市文化財調査報告書 第4集 (小嶋古墳群 1988)
- ・松浦市文化財調査報告書 第5集 (宮ノ下り遺跡 1989)
- ・松浦市文化財調査報告書 第6集 (池田遺跡 1990)
- ・松浦市文化財調査報告書 第7集 (田原積石塚・寺ノ尾C遺跡 1990)
- ・松浦市文化財調査報告書 第8集 (刈萱城跡 1990)
- ・松浦市文化財調査報告書 第9集 (田川遺跡 1991)
- ・松浦市文化財調査報告書 第10集 (田原遺跡 1991)
- ・松浦市文化財調査報告書 第11集 (松浦市内遺跡確認調査(1) 1994)
- ・松浦市文化財調査報告書 第12集 (田川遺跡 1997)
- ・松浦市文化財調査報告書 第13集 (松浦市内遺跡確認調査(2) 1998)
- ・松浦市文化財調査報告書 第14集 (松浦・今福遺跡 1998)
- ・松浦市文化財調査報告書 第15集 (小船遺跡 2000)
- ・松浦市文化財調査報告書 第16集 (松浦市内遺跡確認調査(3) 2001)
- ・松浦市文化財調査報告書 第17集 (田口高野遺跡 2001)
- ・松浦市文化財調査報告書 第18集 (下谷遺跡 2002)
- ・松浦市文化財調査報告書 第19集 (松浦市内遺跡確認調査(4) 2003)
- ・松浦市文化財調査報告書 第20集 (松浦市内遺跡確認調査(5) 2004)
- ・松浦市文化財調査報告書 第21集 (松浦市内遺跡確認調査(6) 2006)

### 鷹島町調査報告書（合併前）

- ・鷹島町教育委員会 床浪海底遺跡発掘調査団 1984『床浪海底遺跡－長崎県北松浦郡鷹島町床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書－』
- ・鷹島町教育委員会 1992『鷹島海底遺跡－長崎県北松浦郡鷹島町床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書－』
- ・鷹島町教育委員会 1993『鷹島海底遺跡II－長崎県北松浦郡鷹島町床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書－』鷹島町文化財調査報告書 第1集
- ・鷹島町教育委員会 1996『鷹島海底遺跡III－長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書－』鷹島町文化財調査報告書 第2集
- ・鷹島町教育委員会 2001『鷹島海底遺跡IV－鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書①－』鷹島町文化財調査報告書 第3集
- ・鷹島町教育委員会 2001『鷹島海底遺跡V－長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書②－』鷹島町文化財調査報告書 第4集
- ・鷹島町教育委員会 2002『鷹島海底遺跡VI－鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書2－』鷹島町文化財調査報告書 第5集
- ・鷹島町教育委員会 2002『鷹島海底遺跡VII－長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書－』鷹島町文化財調査報告書 第6集
- ・鷹島町教育委員会 2003『鷹島海底遺跡VIII－長崎県北松浦郡鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書②－』鷹島町文化財調査報告書 第7集
- ・鷹島町教育委員会 2003『鷹島海底遺跡IX－鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書3－』鷹島町文化財調査報告書 第8集
- ・鷹島町教育委員会 2004『鷹島海底遺跡X－鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書4－』鷹島町文化財調査報告書 第9集
- ・鷹島町教育委員会 2005『鷹島海底遺跡XI－鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書5－』鷹島町文化財調査報告書 第10集

#### 長崎県調査報告書関係

- ・長崎県埋蔵文化財センター調査報告書 第25集『鷹島海底遺跡－平成25年度から平成29年度までの調査成果－』
- ・長崎県文化財調査報告書 第76集 横崎田遺跡
- ・長崎県埋蔵文化財調査報告書第94集 三代遺跡
- ・長崎県文化財調査報告書 第160集 平野遺跡 2001
- ・長崎県文化財調査報告書第34集 長崎県の民俗芸能・民謡(I)－北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市－
- ・長崎県文化財調査報告書第44集 地区別文化財総合調査概報 松浦市とその周辺地区的文化財
- ・長崎県佐世保文化財調査事務所調査報告書第6集 八幡山城跡
- ・長崎県佐世保文化財調査事務所調査報告書第7集 中ノ瀬遺跡
- ・長崎県佐世保文化財調査事務所調査報告書第8集 今福遺跡
- ・長崎県文化財調査報告書第211集 今福遺跡
- ・長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第31集 太田遺跡

#### 書籍関係

- ・新井孝重 2007『蒙古襲来』戦争の日本史7 吉川弘文館
- ・池田栄史 2018『海底に眠る蒙古襲来 水中考古学の挑戦』吉川弘文館
- ・大倉隆二 2007『「蒙古襲来絵詞」を読む』海鳥社
- ・近藤逸人 2017『大深度水中考古学の可能性を拓く水中技術』『水中文化遺産 海から蘇る歴史』(P.175～P.203) 勉誠出版
- ・佐藤信編 2018『水中遺跡の歴史学』山川出版社
- ・中田達也 2017『水中文化遺産をめぐる日中韓の行政比較－「周知の埋蔵文化財包蔵地」を焦点に－』『水中文化遺産 海から蘇る歴史』(P.205～P.227) 勉誠出版

#### 科学研究費関係

- ・西谷正 1992『鷹島海底における元寇関係遺跡の調査・研究・保存方法に関する基礎的研究』平成元年～三年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書
- ・池田栄史・後藤雅彦・上原静・山本信夫 2008『中世東アジアの交流・交易に関する新研究戦略の開発・検討』平成19年度科学研究費補助金特別研究促進費研究成果報告書
- ・池田栄史・根本謙次・滝野義幸・山本信夫・中島達也・後藤雅彦・佐伯弘次 2011『長崎県北松浦郡鷹島周辺海底に眠る元寇関連遺跡・遺物の把握と解明』平成18年度～平成22年度科学研究費補助金基盤研究(S)研究成果報告書第三冊(最終報告書)
- ・池田栄史・根元謙次 2013『水中考古学手法による元寇沈船の調査と研究』平成23年度～平成27年度科学研究費補助金基盤研究(S)研究成果報告書 第一冊(海底音波探査成果報告書)
- ・池田栄史 2015『水中考古学手法による元寇沈船の調査と研究』平成23年度～平成27年度科学研究費補助金基盤研究(S)研究成果報告書 第二冊
- ・池田栄史・楮原京子・滝野義幸・柳田明進・今津節生・鳥越俊行・輪田慧・町田章太郎・後藤雅彦・佐伯弘次・森平雅彦・船田善之 2016『水中考古学手法による元寇沈船の調査と研究』平成23年度～平成27年度科学研究費補助金基盤研究(S)研究成果報告書 第三冊(最終報告書)

## 【引用・参考文献（歴史的背景）】

- 一般財団法人清水港湾博物館(フェルケール博物館) 2020『平戸藩と松浦党 一平戸松浦家の至宝ー』
- 宇治谷孟 1995『続日本紀(下) 全現代語訳』 講談社学術文庫
- 財団法人松浦史料博物館 2010『史都平戸 一年表と史談ー』第9版
- 佐伯弘次 2006『壱岐・対馬と松浦半島』街道の日本史49 吉川弘文館
- 佐賀県立博物館 2020『佐賀県立博物館50周年特別展 THIS IS SAGA -2つの海が世界とつなぎ、佐賀をつくったー』
- 佐藤祐花 2022「『万葉集』卷五にみる松浦と大宰帥の部内巡行」『万葉古代学研究年報』第20号 奈良県立万葉文化館
- 菅波正人 2022「考古学から見た松浦郡」『万葉古代学研究年報』第20号 奈良県立万葉文化館
- 瀬野精一郎・新川登亀男・佐伯弘次・五野井隆史・小宮木代良 1998『長崎県の歴史』県史42 山川出版社
- 鷹島町郷土誌編さん委員会 1975『鷹島町郷土誌』
- 外山幹夫 2011『中世長崎の基礎的研究』 思文閣出版
- 長崎県教育委員会 松浦市教育委員会 1985『楼階田遺跡－松浦火力発電所建設に伴う埋蔵文化財調査報告書ー』長崎県文化財調査報告書第76集
- 長崎県教育委員会 1997『原始・古代の長崎県 資料編II』
- 長崎県教育委員会 1998『原始・古代の長崎県 通史編』
- 福島町郷土誌編纂委員会 1980『福島町郷土誌』
- 中村啓信 監修・訳注 2015『風土記 下 豊後国・肥前国・逸文』 角川ソフィア文庫
- 松浦市史編纂委員会 1975『松浦市史』
- 松浦市教育委員会 倉田芳郎編 1982『長崎・松浦皿山窯址』
- 松浦市教育委員会 1992『松浦の民話』
- 松浦市教育委員会文化財課 2018『松浦市の文化財』



## 松浦市文化財保存活用地域計画

令和6年7月  
(令和6年11月変更)

編集・発行 松浦市

問い合わせ 松浦市教育委員会事務局 文化財課  
長崎県松浦市志佐町里免365

TEL 0956-72-1111 FAX 0956-72-1115

編集・協力 株式会社都市環境研究所九州事務所